

平成28年3月 3日 開会

平成28年3月25日 閉会

(定例第3回)

大山町議会会議録

(副本)

大山町議会

大山町告示第 75 号

平成 28 年第 3 回大山町議会定例会を次のとおり招集する

平成 28 年 2 月 29 日

大山町長 森田 増範

- 1 日 時 平成 28 年 3 月 3 日（木） 午前 10 時
2 場 所 大山町役場議場

○開会日に応招した議員

加 藤 紀 之	大 原 広 巳
大 杖 正 彦	圓 岡 伸 夫
遠 藤 幸 子	米 本 隆 記
大 森 正 治	杉 谷 洋 一
野 口 昌 作	近 藤 大 介
西 尾 寿 博	吉 原 美智恵
岩 井 美保子	岡 田 聡
西 山 富三郎	野 口 俊 明

○応招しなかった議員

なし

第 3 回 大 山 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第 1 日)

平成 28 年 3 月 3 日 (木曜日)

議 事 日 程

平成 28 年 3 月 3 日 午前 10 時 開会

1 開会 (開議) 宣告

1 議事日程の報告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 施政方針の説明について
- 日程第 5 議案第 13 号 大山町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 14 号 大山町職員の退職管理に関する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 15 号 行政不服審査法施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第 8 議案第 16 号 地方公務員法改正に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第 9 議案第 17 号 大山町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 18 号 大山町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 19 号 大山町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 議案第 20 号 大山町大山農村環境改善センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第 13 議案第 21 号 山村広場施設整備に係る経費の賦課徴収に関する条例を廃止する条例について
- 日程第 14 議案第 22 号 小規模零細地域営農確立促進対策事業に係る経費の賦課徴収に関する条例を廃止する条例について
- 日程第 15 議案第 23 号 鳥取県西部町村就学指導推進協議会の名称を変更し、及び同協議会規約を変更する協議について
- 日程第 16 議案第 24 号 鳥取県行政不服審査会共同設置規約を定める協議について
- 日程第 17 議案第 25 号 鳥取県自治体 ICT 共同化広域連携協約の締結に関する協議について
- 日程第 18 議案第 26 号 大山町過疎地域自立促進計画の策定について
- 日程第 19 議案第 27 号 大山町過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第 20 議案第 28 号 大山町前辺地に係る総合整備計画の策定について

日程第 21	議案第 29 号	大山町羽田井辺地に係る総合整備計画の策定について
日程第 22	議案第 30 号	大山町神田・渡道辺地に係る総合整備計画の変更について
日程第 23	議案第 31 号	工事請負契約の締結について(名和クリーンセンターバグフィルター外修繕工事)
日程第 24	議案第 32 号	平成 28 年度大山町一般会計予算
日程第 25	議案第 33 号	平成 28 年度大山町土地取得特別会計予算
日程第 26	議案第 34 号	平成 28 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
日程第 27	議案第 35 号	平成 28 年度大山町開拓専用水道特別会計予算
日程第 28	議案第 36 号	平成 28 年度大山町夕陽の丘神田特別会計予算
日程第 29	議案第 37 号	平成 28 年度大山町簡易水道事業特別会計予算
日程第 30	議案第 38 号	平成 28 年度大山町国民健康保険特別会計予算
日程第 31	議案第 39 号	平成 28 年度大山町国民健康保険診療所特別会計予算
日程第 32	議案第 40 号	平成 28 年度大山町後期高齢者医療特別会計予算
日程第 33	議案第 41 号	平成 28 年度大山町介護保険特別会計予算
日程第 34	議案第 42 号	平成 28 年度大山町農業集落排水事業特別会計予算
日程第 35	議案第 43 号	平成 28 年度大山町公共下水道事業特別会計予算
日程第 36	議案第 44 号	平成 28 年度大山町風力発電事業特別会計予算
日程第 37	議案第 45 号	平成 28 年度大山町温泉事業特別会計予算
日程第 38	議案第 46 号	平成 28 年度大山町宅地造成事業特別会計予算
日程第 39	議案第 47 号	平成 28 年度大山町索道事業特別会計予算
日程第 40	議案第 48 号	平成 28 年度大山町水道事業会計予算
日程第 41	議案第 49 号	平成 27 年度大山町一般会計補正予算 (第 9 号)
日程第 42	議案第 50 号	平成 27 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算 (第 1 号)
日程第 43	議案第 51 号	平成 27 年度大山町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)
日程第 44	議案第 52 号	平成 27 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)
日程第 45	議案第 53 号	平成 27 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算 (第 5 号)
日程第 46	議案第 54 号	平成 27 年度大山町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)
日程第 47	議案第 55 号	平成 27 年度大山町介護保険特別会計補正予算 (第 4 号)
日程第 48	議案第 56 号	平成 27 年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号)
日程第 49	議案第 57 号	平成 27 年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)

- 日程第 50 議案第 58 号 平成 27 年度大山町風力発電事業特別会計補正予算(第 2 号)
 日程第 51 議案第 59 号 平成 27 年度大山町宅地造成事業特別会計補正予算(第 1 号)
 日程第 52 議案第 60 号 平成 27 年度大山町索道事業特別会計補正予算(第 1 号)
 日程第 53 議案第 61 号 平成 27 年度大山町水道事業会計補正予算(第 1 号)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(16名)

1 番	加藤紀之	2 番	大原広巳
3 番	大杖正彦	4 番	遠藤幸子
5 番	圓岡伸夫	6 番	米本隆記
7 番	大森正治	8 番	杉谷洋一
9 番	野口昌作	10 番	近藤大介
11 番	西尾寿博	12 番	吉原美智恵
13 番	岩井美保子	14 番	岡田聰
15 番	西山富三郎	16 番	野口俊明

欠席議員(なし)

欠員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 …………… 手島千津夫 書記 …………… 提嶋護大

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 森田増範	教育長 …………… 山根浩
副町長 …………… 小西正記	教育次長 …………… 齋藤匠
総務課長 …………… 酒嶋宏	人権・社会教育課長 …… 門脇英之
地方創生本部事務局長 …… 福留弘明	幼児・学校教育課長 …… 林原幸雄
企画情報課長 …………… 戸野隆弘	税務課長 …………… 岡田栄
建設課長 …………… 野坂友晴	水道課長 …………… 野口尚登
農林水産課長 …………… 山下一郎	農業委員会事務局 …… 田中延明
福祉介護課長 …………… 松田博明	健康対策課長 …………… 後藤英紀

観光商工課長 ……………持 田 隆 昌 住民生活課長 ……………森 田 典 子
会計管理者 ……………野 間 一 成

午前 10 時 00 分 開会

○局長（手島千津夫） 互礼を行います。一同起立。礼。着席。

開会・開議・議事日程

○議長（野口 俊明君） おはようございます。ただいまの出席議員は、16 人です。定足数に達していますので、平成 28 年第 3 回大山町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

これから、議長及び町長の諸般の報告、施政方針の説明のあと、町長から本定例会に提出されました各議案の提案理由の説明を受けますが、日程第 23、議案第 31 号 工事請負契約の締結について(名和クリーンセンターバグフィルタ外修繕工事)の 1 議案と、日程第 41、議案第 49 号 平成 27 年度大山町一般会計補正予算（第 9 号）から、日程第 53、議案第 61 号 平成 27 年度大山町水道事業会計補正予算（第 1 号）までの、補正予算関係 13 議案は、本日、質疑・討論・採決まで行いますので、よろしく願いいたします。

日程第 1 会議録署名議員の指名について

○議長（野口 俊明君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定によって、11 番 西尾寿博君、14 番 岡田 聰君を指名します。

日程第 2 会期の決定について

○議長（野口 俊明君） 日程第 2、会期の決定についてを議題とします。お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 3 月 25 日までの 23 日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から 3 月 25 日までの 23 日間に決定いたしました。

日程第 3 諸般の報告について

○議長（野口 俊明君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により、本会期中の会議に説明のため出席を求めた

者の職・氏名は、お手元に配布の議案説明員報告書のとおりであります。

次に、監査委員から、お手元に配布のとおり、例月出納検査結果の報告がありました。検査資料は、事務局にありますので閲覧してください。

本日まで受理した請願及び陳情は、お手元に配付しました請願文書表・陳情文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託しましたので、報告いたします。

本定例会に町長から提出された議案は、お手元に配布の提出案件表のとおりであります。

次に、町長から、政務報告から報告第3号 長期継続契約締結の報告についてまで、計4件の報告の申出があります。これを許します。町長 森田増範君。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） おはようございます。本日からの3月定例議会よろしく願いいたします。

それではまず、3月定例議会における政務報告ということで、12月定例議会以降における各種事務事業の取組み状況について、その主なものをご報告いたします。

総務課関係であります。

1点目に区長会の開催について、1月11日月曜日、平成28年初区長会を開催いたしました。町内10ブロックのブロック会長、中山・名和・大山の各地区会長を決定し、さらに区長会長に大山地区の阿部誠さんを互選いただいたところであります。デジタル防災無線の整備、まちづくり地区活動や健康づくりの活動、そういった取組み等を中心に説明をさせていただき、ご理解とご協力をお願いいたしましたところであります。

2点目に大山町行財政改革審議会の答申についてであります。昨年6月に設置して以来、延べ5回の会合を重ねて、さる1月7日、「大山町行財政改革大綱及び集中改革プランの策定」についての答申をいただきました。今後はこの答申を受け、大山町の行財政改革を進めてまいります。なお長期にわたり慎重審議いただきました岩崎会長さんをはじめ委員各位に、改めて敬意を表させていただきたいと思っております。本当にありがとうございました。

次に、企画情報課関係であります。

テメキュラ市への訪問団派遣についてであります。11月29日から12月8日までの10日間、姉妹都市であるアメリカ合衆国カリフォルニア州テメキュラ市へ、4名の訪問団を派遣いたしました。訪問団は、市内の小中学校・高齢者福祉施設などを視察をして、また市主催のクリスマスパレードに参加するなどして研鑽と交流を深めていただきました。

なお今回の訪問団は、感染症流行により派遣中止となりました平成21年度の中学生交流事業の際のメンバーとして予定されていた方々で構成をいたしましたところであります。

この訪問で、両市町の絆がますます強まり、今後、また民間主体での交流が更に盛んになることを期待するものであります。

次に住民生活課関係であります。

1点目に焼却施設修繕工事についてであります。名和クリーンセンター焼却設備等修繕工事を、内海プラント株式会社が請負、施工中であります。

2点目に臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金事業についてであります。平成26年4月からの消費税8パーセント引き上げに伴い、本年度も所得の低い方や子育て世帯の負担を緩和するために、2つの給付金事業が実施され、2月25日までに、臨時福祉給付金では3,493人に2,095万8,000円を、子育て世帯臨時特例給付金では1,833の方に549万9,000円を支給いたしましたところであります。

次に福祉介護課関係であります。

小地域保健福祉活動支援事業の推進についてであります。

見守り活動、助け合いや支え合いによる、健康で生きがいのある地域づくりの実現に向けて、各集落の保健推進員さんと福祉推進員の合同研修会を、去る1月31日に開催をいたしました。研修会には民生児童委員も加えた約220人の委員さんが出席され、地域での支え合いの大切さや事業についてのご理解をいただき、また、講演会では滋賀県高島市社会福祉協議会の事務局長 井岡仁志さんに地域の中でつながりながら楽しく生きていく地域ぐるみのネットワークづくりについてお話をいただいたところであります。今後も、集落での見守り活動の推進、組織づくりに支援を行ってまいりたいと存じます。

次に、健康対策課関係であります。「運動の輪ひろめ隊」の活動についてであります。

「まったなし 健康づくり」をかかげ、本年度から大山町民総健康づくり運動に取り組んでいるところでありますが、柱の一つである「運動」の普及へ、3月から「運動の輪ひろめ隊」この活動を展開してまいります。この活動は、継続した運動をすることに消極的な方が少しでも取り組まれるように進めるものでありまして、現在運動やスポーツを実施している方々を中心に、「いっしょに運動をしよう。」などの声掛けにより運動をする仲間を増やすことを目的とし、運動による健康づくりを進めるものであります。この活動の説明をさまざまな機会をとらえて行い、普及を図ってまいりたいと存じます。

次に農林水産課関係であります。

1点目に、御来屋漁港防波堤機能保全工事についてであります。御来屋漁港の西側防波堤の一部が高波により崩落したため、国の補助事業を活用して、コンクリートブロックの積上げによる補修工事を実施しています。また、港内に堆積していました砂等を除去し、漁船の安全航行を確保いたしているところであります。

2点目に、大山ブロッコリーについてであります。本町の特産品でありますブロッコリーは、本年度、189戸、425ヘクタールで栽培され、販売高が13億円を突破をし過去最高となりました。近年の新規就農者の殆どの方がブロッコリー生産に取組まれ、この

たびの突破記念大会では5名の方が、優秀生産者として表彰されました。気象条件に大きく左右される作物であります。土づくりなどに一層取り組まれ、産地としてさらに発展されることを期待するところであります。

次に、建設課関係であります。

1点目の社会資本整備総合交付金事業についてであります。

道路改良工事は2件が完了し、現在6件を請負施工中であります。委託業務は2件が完成いたしております。

2点目の町単独工事についてであります。町単独工事は4件が完了し、現在4件を請負施工中であります。

3点目が小規模急傾斜地崩壊対策事業についてであります。東谷地区、八重地区とも完了いたしたところであります。

次に、地籍調査課関係であります。

平成27年度の委託業務の状況についてであります。委託業務のうち1年目工程の3区域は業務遂行中で、2年目の工程の3区域のうち大山寺区域は、法務局へ登記申請中であり、樋口・八重区域、退休寺・高橋区域は認証申請中であります。

次に、観光商工課関係であります。

1点目のスキー場の営業状況についてであります。6年目を迎えた、だいせんホワイトリゾートは、昨年末から1月12日まで暖冬による雪不足で営業ができない状態が続き、大幅な入り込み客数の減となっております。特に、スキー場関係者の営業に大きな影響が出ており、県と協力して緊急融資等の対策を行っております。残された期間、積極的なPRを展開し、少しでも多く実績が上がりますよう町としても協力してまいりたいと考えておるところであります。

2点目の「伯耆国大山開山1300年祭」についてであります。

去る2月9日に、行政、観光、経済、歴史・文化、NPO等の各分野42名で構成する「伯耆国大山開山1300年祭準備委員会」が設立をされ、さらに設立された地元関係者でつくる「祈りの山 大山さんを守る会」等と連携して、今後事業の推進に取り組むこととなります。この準備委員会では検討された事業が、本年秋頃に設立予定の実行委員会へ進むものでありまして、本町としても、事業実施に向けしっかりと取り組んでまいり所存であります。

次に人権・社会教育課関係であります。

1点目に、大山町成人式についてであります。平成7年4月2日から平成8年4月1日に生まれた162名の対象者のうち142名の出席を得て、1月3日、平成28年の大山町成人式を実施いたしました。今年も10名の成人式実行委員が中心となって式典後の交流会等を運営し、「二十歳の抱負」や抽選会、また、中学校時代の恩師からの「励ましの言葉」をいただき、思い出に残る楽しいひと時を過ごされたところであります。

2点目の、嘉手納町・大山町人材育成交流事業についてであります。

1月26日から3泊4日の日程で、沖縄県嘉手納町から男子5名女子11名の児童と引率者3名が来町されました。町内小学校5年生児童の家庭に宿泊受け入れのご協力をいただきながら、酪農体験及び中山小学校での交流や、嘉手納町の子ども達にとっては生まれて初めてとなるスキー体験など、大山町の魅力をいっぱい感じていただく交流事業ができました。

3点目が第11回生涯学習大会並びに第9回本のあるまちづくり大会についてであります。2月7日、保健福祉センターなわを会場に実施し、約400人の方に参加いただきました。午前中は、「百人一首大会」と「みんなで楽しむおはなし会」、そして午後からは「メディア漬けで壊れるこどもたち」～スマホ社会の落とし穴～という演題で清川輝基さんの講演をいただいて子どもから大人まで学んだところであります。また、昼食として恒例となったじげの味の学校給食は、今年も大変好評をいただいたところであります。

4点目の、大山町みんなの人権セミナーについてであります。同和問題をはじめ、あらゆる人権問題の正しい理解と認識を深め、実践活動に向けた資質の育成向上を図ることを目的として、町民及び町内事業所勤務者を対象に7回実施をし、延べ参加者数が440人となりました。

5点目に、人権・同和教育研究大会についてであります。12月6日に実施をし、前半は、中山地区人権・同和教育推進協議会活動報告として、シベリア抑留を経験された町内在住の遠藤昭夫さんのお話をお聞きし、後半は、作家で活動家の雨宮処凛さんのトークイベントを実施いたしました。雨宮さんは、いじめ、不登校、家出、フリーター、自殺未遂などご自身の体験をもとに、日本社会の中で不安定な労働者の増加などの問題に言及されました。

6点目は、人権・同和问题小地域懇談会の実施についてであります。小地域懇談会は大山町に住むすべての人の人権が尊重されるまちづくりを目指して毎年行っております。今年度は「これって平等？公正？」をテーマに、格差解消や差別をなくすための公正な社会づくりについて考えることをねらいとして実施いたしましたところあります。167集落のうち158集落で実施し、1,149人の参加をいただきました。

7点目に、大山町人権講演会についてであります。1月23日ヘイトスピーチをテーマに開催をいたしました。在特会による京都朝鮮学校襲撃事件の報告と、ヘイトスピーチとどう闘うかについてのパネルディスカッションを行いました。今後も、充実した人権啓発事業を実施したいと存じます。

最後に、徴収金関係であります。

未収金の収納に向けて27年度も各課が、督促、電話催告、臨戸訪問等の外、法的処分による徴収に取り組んでまいりました。各課の徴収実績は、別添の一覧表のとおりで

ありますので目を通していただきたいと思います。また、12月以降の各課の取り組みにつきまして述べさせていただきます。

まず1点目に、税務課・滞納対策室であります。

各税の現年度分徴収につきましては、12月に新規滞納者に対して電話催告と訪問を行い納付勧奨に努めました。なお、連絡がとれない方や不誠実な対応の方には、預金調査をしながら速やかな処分に取り組んでいるところであります。滞納繰越分につきましては、滞納対策室が、時効管理を踏まえつつ、来庁面談、各種調査、差押予告送付、搜索、滞納処分及び執行停止を実施をいたしております。

なお、今年度2月19日までに実施をいたしましたところの差押えの実績は、預貯金23件、生命保険3件、給与2件、不動産1件で換価金額は約200万円となっております。生活困窮、財産なし等の事由により滞納処分の執行停止を48件実施をいたしております。また、滞納者の生活再建の取組みとして消費者金融からの過払金の返還請求に向けて、弁護士への取り次ぎを行っているところであります。現在までの実績は、約650万円の過払い金回収を行い、そのうち税金に約230万円を充当いたしているところであります。

住宅新築資金等貸付金の徴収につきましては、引き続き文書・電話等での催促、分納履行者の納付確認をしながら徴収に取り組んでいます。

また、毎月定額納付が守られていない滞納者には、呼び出しや臨戸訪問を行い面談し再度、継続的な納付を促すなどの対策に取り組んでいるところであります。今後も関係部署と連携を取りながら滞納対策に取り組んでまいります。

次に建設課であります。

町営住宅家賃の徴収につきましては、電話及び文書での督促、臨戸訪問し面談を繰り返しながら取り組みを進めています。また、町外転出されたにも拘らず退居届未提出の方があり、連帯保証人へ納付指導依頼書を送付、転居先への訪問を行っております。今後も滞納者が増えないよう、努力をいたしてまいります。

次に水道課であります。

上・下水道料金等の徴収につきましては、電話での督促、積極的な臨戸訪問を実施し徴収に取り組んでおります。また、12月以降に水道料金を3ヶ月以上滞納しておられます12世帯に対して給水停止予告を通知をし、納付を督促いたしましたが、料金納付または分納誓約書の提出の無かった1件につきまして、給水停止を実施いたしました。今後も引き続き滞納金の縮減に向け、努力してまいります。

最後に、幼児・学校教育課であります。

給食費の滞納分につきましては、引き続き関係課と連携しながら、計画的な徴収に努めます。保育料の徴収につきましては、現年度分は、納付が滞ることがないように未納通知、電話催告等、保育所と連携をとりながら徴収に努めております。滞納分につま

しては確約書に基づき、計画的な徴収に取り組んでいます。

以上で政務報告を終わります。

続きまして、報告第1号 議会権限に属する事項中、町長において専決処分すべき事項に係る報告についてであります。

本案は、「議会権限に属する事項中、町長において専決処分すべき事項の指定について」の規定に基づき、専決処分をいたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき報告するものであります。改正した条例、改正内容につきましてはお手元に配布しております報告書のとおりであります。以上で、報告の説明を終わります。

次に報告第2号 議会権限に属する事項中、町長において専決処分すべき事項に係る報告についてであります。

本案は、「議会権限に属する事項中、町長において専決処分すべき事項の指定について」の規定に基づき、専決処分をいたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき報告するものであります。損害賠償の額、相手方、事故の概要はお手元に配布いたしております報告書のとおりであります。よろしくお願いを申し上げます。

次に報告第3号についてであります。

長期継続契約締結の報告についてであります。本案は、大山町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第4条の規定に基づき、委託契約等を締結いたしましたので、議会にご報告するものであります。契約の名称、契約の内容、契約の相手側、契約期間、契約金額につきましては、お手元に配布いたしております「長期継続契約締結報告書」のとおりであります。

以上で、報告の説明を終わります。

○議長（野口 俊明君） これで諸般の報告を終わります。

日程第4 施政方針の説明について

○議長（野口 俊明君） 日程第4、施政方針の説明についてを議題にします。平成28年度 大山町の施政方針について説明を求めます。町長 森田 増範君。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 平成28年大山町議会3月定例会の開会に当たり、平成28年度の町政運営に対する所信を申し上げ、議会議員各位をはじめ、広く町民のみなさまにご理解とご協力をお願いするものでございます。

国におきましては、アベノミクスによるデフレからの脱却、民需主導の経済政策を進めるとともに、人口減少などにより疲弊しつつある地方の活性化を図るため「地方創生」の取り組みを進めています。

また、昨年11月にはデフレ脱却・経済再生を更に進めるため「希望を生み出す強い

経済」「夢をつむぐ子育て支援」「安心につながる社会保障」へ、「一億総活躍社会」の実現に向け取り組みが進められています。

本町におきましても昨年1月に大山町地方創生本部を立ち上げ、町民の皆さんからのたくさんの声をお聞きし、大山町の地域活性化を目指した「大山町しごと・ひと・くらし創生総合戦略「もうける力」を獲得し、町民の「誇り」を高める、これを昨年10月に策定いたしましたところであります。

また、本町は昨年合併10周年を迎えました。この間「大山の恵みを受け継ぎ、元気な未来を拓くまちづくり」これを基本理念に本町の地域資源を活かして各種の事業に取り組んできたところであります。

私は、2期目の町政を進めるに当たり、大山の恵み、人々、自然、産業、歴史、文化、食など豊かな資源・財産を活かし、安心して暮らせる、そして住み続けたい賑わいのある元気な町づくりを目指してまいったところであります。

そのために5つの柱、「みんなでつくる未来の大山町」・「子育てしやすく、若者定住、教育文化度の高いまち」・「多様な資源をいかす元気なまち」・「人にやさしく安全・安心に暮らせるまち」そして「財政的に安定し持続するまち」、この5つの柱を掲げこの3年間行政運営を進めてまいったところであります。

これまでに、拠点保育所の整備や保育料無償化事業、これは第3子からそして2才児以降対象としているものでありますが、これや移住交流サテライトセンターによる空き家への定住促進、また地域自主組織や大山未来会議、地域おこし協力隊などによる様々な活動や催事、アグリマイスターによる担い手育成、民間力を活かしたカーブスによる健康づくりやアマゾンラテルナによる地域情報発信事業などを展開してきたところであります。

さて、本年は新たに策定をされた「大山町未来づくり10年プラン（第2次総合計画）」による町づくりをスタートします。その基本理念は「楽しさ自給率の高いまちへ」であります。また、このプランを具体化するにあたり、産官学金労言の連携のもとに、「大山町しごと・ひと・くらし創生総合戦略」を進めて、人口減少をゆるやかなものにし、地域活性化を図ってまいります。

その中でも、本年特に4項目を重点テーマとして推進したいと考えております。

1点目の少子化・定住対策では、安心して生み育てる町へ、産前・産後から切れ目のない子育て支援への取り組み。健康対策課内に「子育て支援室」を設置し、子育て世代包括支援センター、通称「すくすくおやかステーション」これの充実、また家庭保育へ支援給付制度の新設と共に、第2子からの保育料無償化、また「メディアから子どもを守る実践会議」これは仮称であります、これの立ち上げ等、子育て対策を強化します。

また定住対策では、町営の宅地分譲の取り組み、民間力を活用した宅地分譲や、パッケージ化した移住定住促進助成事業を実施し、推進してまいります。

2 点目の健康対策では、「まったなし健康づくり」を掲げ、食・運動・健診の取り組みを強化してまいります。特に、大山診療所を町の健診センター的な位置づけとし、人間ドックを実施すると共に、鳥取大学と連携をし、集落健康教室の開催、町民と民間力の連携による「運動の輪ひろめ隊」活動の推進、また食生活改善推進委員会との連携による、キッズクッキング事業や減塩食の啓発活動を推進をして「大山町民総健康づくり運動」を展開してまいります。

3 点目の産業振興では、企業誘致や再生可能エネルギーの推進、また女性活躍の場づくりや起業化人材の育成に力を入れてまいります。農業では、関係機関との連携による大山ブランド化と若者就農へアグリマイスターや支援事業により推進をしてまいります。

さらに、海拔 0m の日本海から 1,729m の大山山頂まで続くわが町の資源・魅力をまるごと体験をして、スローな時間・空間を提供し、ビジネス化につなげる「大山エコトラック事業」への取り組みにより、観光業・農林水産業をはじめとする町内産業が連携することで「地域で儲ける仕組みづくり」を推進してまいります。

平成 30 年には大山寺が創建 1300 年を迎えます。これを契機に、大山の自然と人が織りなす歴史や文化を掘り起こし、鳥取県だけではなく島根県、岡山県にも広がる広域的なこの地域の魅力を国内外へ発信し、地域活性化へつなげる「伯耆国大山開山 1300 年事業」にとりくむと共に、大山にぎわいプロジェクトや大山エリアの日本遺産認定と現在国へ史跡指定の意見具申を行った大山寺旧境内の活用を推進していきたいと考えております。

4 点目の町民参画では、まちづくりの各事業につきまして、地域自主組織・まちづくり会議、あるいは各団体と連携して、地方創生事業等への積極的な参画・協働により、町民・行政・民間力が一体となった取り組みを推進し、地域活性を図ります。

なお、防災対策の充実を図るため、防災無線のデジタル化の整備や情報通信機器の更新事業に取り組んでまいります。

平成 27 年度からは合併算定替措置の縮減により地方交付税の減少が始まりました。これにより財政運営に大きな影響を受ける合併市町村が多数あることから国においては、平成 26 年度からの 5 年間で交付税算定方式の見直しを図っていますが、今後も地方交付税の減少は想定される場所であり、一方、老朽化しつつある施設の修繕、長寿命化や医療費、扶助費の自然増は避けられない場所がありますので、簡素で効果的な行政システムを構築するため、引き続き行財政改革を行い持続可能な財政への取り組みを進めたいと考えております。

さて、平成 28 年度当初予算案の規模は、一般会計 109 億 9,000 万円、特別会計 64 億 7,971 万 8,000 円、企業会計 4 億 6,599 万 7,000 円、前年度と比較いたしますと、一般会計は 6,000 万円、0.5% の増となっています。平成 28 年度の当初予算につきましては、名和クリーンセンター大規模改修工事約 2 億 800 万円、中学校大規模改修工事約 2 億

200万円、防災無線のデジタル化に係る工事費約2億6,500万円、ふるさと応援基金事業の増加、また起債元金の償還増などにより、当初の予算額が増加しておりますが、限られた予算の中でこれまでの事業の継続性と地方創生を目指した事業の取り組みを勘案し当初予算を編成したところであります。

それでは、各分野における施策の概要とその推進に当たっての指針につきましてご説明を申し上げたいと思います。なお、先ほどのと重なるところがありますが、よろしくお願い申し上げます。

まず、社会基盤・生活環境であります。

町民の皆さんが安全で安心して暮らせるまちづくりを進めるためには、社会基盤の整備・生活環境の整備が重要であり、さらに地域の活力を保つためには、人口増への対応を図ることが必要となります。

住宅施策として民間が行う宅地造成事業への支援、そして町による宅地造成を進めてまいります。また定住化を進めるための補助制度の充実を図り、併せて移住定住サポートセンターとサテライトセンターが連携をして、地域自主組織やまちづくり地区会議・集落等のご協力を頂きながら空き家バンクの充実と活用を進め、定住人口増と若者定住へつなげてまいります。

町道整備につきましては国の交付金などを活用して、町道退休寺線、前谷木料線、町道人権交流センター線など14路線の改良を進め道路利用者の利便性向上を図ってまいります。

橋梁関係では、坊領向原線坊領東橋の整備を進め、さらに橋梁の長寿命化を図るため、種原東橋外22橋梁の定期点検を継続をし、町道羽田井樋口線新田橋など2橋の整備を進めてまいります。

また、集落内道路の維持補修に対しては、機械借り上げ料・補修用材料費を支給して、住みよいまちづくりに努めてまいります。

公共交通対策では、高齢者等、交通弱者の皆さんの利便性の高い町内公共交通として運行しておりますところのデマンドバススマイル大山号の利用促進を図ってまいります。

交通安全対策では、ガードレールやカーブミラーの整備を年次的に進めてまいります。また、関係団体等との連携を深めて、町民の安全意識の普及啓発に努めながら交通事故の減少と交通違反の撲滅を図ってまいります。

防災対策では、地震や台風、集中豪雨などによる災害からの住民の生命、そして財産を守り、災害時の自助・共助を進めるため自主防災組織のさらなる育成強化に努めると共に、総合防災訓練を行い、防災意識の高揚を図ってまいりたいと存じます。また、防災体制の一層の整備を図るため、防災無線のデジタル化を進めてまいります。

更に、集中豪雨による土砂災害の危険性が高い地域の防止対策として、小規模急傾斜地崩壊対策事業、これを進めてまいります。

環境衛生対策では、名和クリーンセンター長期補修計画に基づき大規模な修繕工事を行い、施設の延命化を図ってまいります。また、環境に配慮しながらゴミ処理経費を抑えるため、ごみの減量化・再資源化の取り組みを進めてまいります。

上下水道事業では、町民の日々の生活になくてはならない重要なインフラであります。上水道事業では施設の維持管理により「安全で安定した水の供給」を目指し、また下水道事業においては下水道接続の推進及び施設の長寿命化へ取り組んでまいります。

地球環境保全・新エネルギー普及の取り組みといたしましては、省資源・省エネルギーなど環境意識の啓発と実践に努めるとともに、太陽光発電やペレットストーブ等の導入を促進をいたします。

次に、産業・雇用であります。

本町の基幹産業であります農業をとりまく情勢は、農業従事者の高齢化、農業後継者の不足、耕作放棄地の増加など多くの課題を抱えております。

また、昨年大筋合意が成立した TPP への対応や農協改革・農業委員会改革など農業を取り巻く環境が大きく変わりつつあります。このような農政の大きな変革に対して関係機関と連携しながら取り組みを進めてまいります。

その主な取り組みといたしましては、農業所得の向上へ農畜特産品の育成・強化、また耕畜連携事業の推進による土づくり、耕作放棄地の再生などを進めてまいります。

担い手の育成・確保として、昨年からは町外の若者である地域おこし協力隊を採用し、アグリマイスターの指導のもと農業技術の習得を図り、本町での就農定住化を進める事業に取り組んでいるところでありますが、平成 28 年度におきましても地域おこし協力隊の増員を図ってまいります。また、新規就農者総合支援事業や親元就農支援事業により担い手の確保を図ります。

集落活動の支援策として多面的機能支払交付金事業、中山間地域等直接支払推進事業を推進し、農地をはじめ農道・水路等の生産基盤の保全・向上活動を支援してまいります。

農地の基盤整備につきましては、農業競争力強化基盤整備事業等の実施により、大山麓畑かん施設の幹線・支線水路工事に継続して取り組むとともに、しっかり守る農林基盤交付金事業、あるいは耕作放棄地再生事業等を推進してまいりたいと存じます。

畜産振興では、優良牛の導入など乳牛・和牛の資質向上対策を継続すると共に、鳥インフルエンザ・口蹄疫等の予防に努めるなど、安定生産、そして農業所得の向上と環境改善を図ってまいります。

また、有機たい肥を使用した安全で品質の高い農産物の生産を目指し、耕畜連携を推進してまいります。

年々増加しておりますイノシシやシカなど有害鳥獣駆除の対策として国事業を活用した有害鳥獣被害防止柵の設置や有害鳥獣駆除委託を継続するとともに、狩猟者の増加を

図る等の事業に取り組み、有害鳥獣の駆除を進めてまいりたいと存じます。

また、平成 29 年 7 月の改選時に新たな組織体制への移行が必要となりますところの農業委員会につきましては、組織改革の準備期間と位置付け、本町に適した農業委員会の姿を検証しながら、定数や選出方法などの検討を進めて参りたいと存じます。

林業振興では、森林のもつ多面的な機能の維持・保全を確保するため、ナラ枯れ被害対策、松くい虫防除、竹林整備や間伐促進に取組み、循環型森林資源活用計画に沿った森林の保全に努めてまいります。

水産振興では、漁業資源の確保を図るため、新しくキジハタ放流事業への助成を、また継続事業としてサザエ・アワビ種苗放流事業への助成や赤潮被害により大きな影響を受けましたところの中山地区におきましては、磯場資源緊急回復事業を進めてまいります。また、水産資源の 6 次産業化を進めるためアカモク等の加工に対して助成を行ってまいります。

さらに、漁業後継者の育成を図るとともに、町内 3 漁港の施設の維持管理や漁港区内の漂着物の処理を行い、漁業者の安全確保や利便性の向上に努めてまいります。

商工振興につきましては、雇用創出と若者定住へ、県との協働による工業団地等への優良企業誘致やコンテンツ産業、IT 産業分野などの誘致にも取り組みを進めてまいります。また、策定いたしましたところの「大山町しごと・ひと・くらし創生総合戦略」を具現化するため、大山町商工会、大山観光局などと連携をして、本町の自然や歴史を活かした大山エコトラック事業を核とした地域活性化の事業を展開をします。特に、大山グルメ食道プロジェクトや事業者の商品力向上事業、女性が生き生き活躍できる場づくり、起業化人材の育成などの取り組みを進めて町内全体が儲かる仕組みづくりを目指してまいりたいと存じます。

平成 30 年は大山開山 1300 年を迎えます。この機会を大山の魅力を広く県内外に発信する好機ととらえ、鳥取県を始め大山周辺の市町村とも連携し広域的な観光施策を進めると共に、日本遺産認定の取組みも進めてまいります。

本町の基幹産業である農業の更なる活性化に向け農産品の高付加価値化や観光交流産業との連携を進めるため、大山恵みの里づくり事業に取り組んでいるところであります。その核となる道の駅「大山恵みの里」や「農産物処理加工施設」を活用して、地産地消の普及・定着化や生産物の流通販売システム構築による農業者の所得向上を図るため、引き続き商工会、大山恵みの里公社など関係機関との連携を図りながら、商品の磨き上げや販路開拓、販売促進などを推進し、地域産業の活性化に努めます。

次に保健・子育て・医療・福祉・介護についてであります。

平成 28 年度の重点テーマのひとつである健康対策につきましては、「まったなし健康づくり」これを前面に出し、2 年目となる大山町民総健康づくり運動のさらなる推進により町民だれもが健康意識を高める取り組みを行ってまいりたいと存じます。

健康づくりの3本柱、食・運動・健診は、引き続き、関係諸団体や、大学などと連携して取り組みを強化します。特に運動の分野では、多くの方にスポーツ・運動を実践いただくよう、町内関係団体や民間事業者といっしょになって運動の輪を広げる活動に取り組んでまいります。

子育て支援関係につきましては、健康対策課内に子育て支援室を設置し、「大山町子育て包括支援センター、通称 すくすくおやこステーション、これの運用により、妊娠、出産、子育てに関する切れ目のないサポートをいっそう充実させてまいります。また、家庭保育への給付事業や第2子以降保育料無償化を実施してまいります。

国保診療所につきましては、地域医療や健康維持を担う施設として、名和、大山、大山口診療所それぞれ安定した運営が図られるよう取り組んでまいりたいと存じます。特に大山診療所は、6月から人間ドックを実施するなど、健診センター的な機能を付加した施設とし、町民の利用促進を図ります。

地域における福祉活動につきましては、保健推進員と福祉推進員の連携により、高齢者の見守り活動や保健事業・生活習慣病予防の取り組み・支え合い活動等の保健福祉活動に自主的に取り組んでいただく「小地域保健福祉活動支援事業」、これの制度を継続実施をし、地域や集落における活動を支援してまいりたいと存じます。

高齢者福祉では、「大山町高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画」に基づいて、高齢者が住み慣れたところで健康で生き生きと暮らすことができるよう、生きがい活動支援事業、配食サービス事業、交通手段を持たない高齢者等を対象としたタクシー助成制度及び外出支援サービス事業を継続してまいります。また見直しを行いましたところの敬老会事業や長寿祝金事業につきましても継続してまいります。

介護保険事業では、介護保険法の改正により、平成28年4月から予防給付の一部を介護予防・日常生活支援総合事業に移行し、多様なサービスを創出できるよう迅速に対応してまいりたいと存じます。

また一般介護予防では、3B 体操・水中運動教室・水中ウォーキング教室を引き続き行い、認知症関連におきましては、医師及び医療系・介護系職員からなる認知症初期集中支援チームと、認知症地域支援推進員との連携体制を構築し、認知症の方やその家族を支援するための施策を推進してまいります。

障がい者福祉では、本年4月より施行される「障害者差別解消法」の趣旨を踏まえ、よりよい日常生活や社会生活を送っていただくことが出来るよう障害者自立支援給付事業、補装具や日常生活用具の給付事業等のほか、医療費助成、住宅改良助成などの単町事業の実施と併せて生活の質の向上に努め、障がいを理由とする差別のない、共に生きる社会づくりをめざしてまいりたいと存じます。

次に教育・人権・文化・スポーツについてであります。

教育行政につきましては、国の教育委員会制度改革により、執行機関としての教育委

員会の位置づけが維持されると共に、地方教育行政における首長の責任が明確になりました。

本町では、平成 27 年、昨年 7 月に第 1 回目の総合教育会議を開催、これからも首長と教育委員会とが一定の独立性を保ちながらもお互いに連携をし、保育所運営を含む幼児教育、学校教育、社会教育や人権教育の充実に取り組んでまいりたいと存じます。

幼児教育につきましては、3 地区の拠点保育所にサービスを集約しつつ、2 つの小規模保育所におきましても、地域に根ざした保育に努めているところであります。リズム運動や絵本の読み聞かせ、英語と触れ合う活動、食育を通じて子どもたちの自立を育むキッズクッキングなどを実施するとともに、地域の自然や人とのつながりを大切にしながら特色ある保育を行い、子どもたちの健やかな心やそして体の育みを進めてまいります。

また、家庭保育の大切さを重視をし、家庭保育への支援給付事業をスタートさせると共に、町内 3 地区にある子育て支援センターで、育児学級やすくすく広場等の各種事業を進めます。また、メディアから子どもを守る取り組みを推進すると共に、ブックスタートからブックサード事業を実施し、子どもやその保護者に読書活動を進め、豊かな心を育む取り組みを進めてまいります。平成 22 年から 6 年間実施をしてきました親の学習プログラム「子育ての旅」は、若い親が子育てについて学ぶとともに、親同士がつながる仲間づくりの場としても大きな成果を挙げています。今後は、「すくすくおやこステーション」と連携をしながら、より多くの方に参加していただく仕組みづくりを進め、家庭における乳幼児期の教育の充実を図ってまいりたいと存じます。

学校教育におきましては、「ふるさと大山を愛し、自ら学び続ける、心豊かでたくましい大山の子を育てる」という基本目標のもと、児童生徒に確かな学力、豊かな心、健やかな体を育むとともに、郷土や地域社会に密着した学校教育を推進をします。

学校給食では、町内産の食材を使った献立を積極的に取り入れ、食育についても推進してまいります。

本町の特徴である保・小・中連携による一貫した教育活動を一層推進し、児童生徒の学力の向上や体力の増進、心の育成を円滑に進めてまいります。

また、国際交流・国内交流の取り組みは、関係者の努力により長年に渡り積み重ねられてまいりました。今後も連携して、国際化に対応できる人材や広い視野で考え、行動できる人材の育成を図ってまいります。

社会教育では、町民の主体的な学習や実践を支援する取り組みを進めるとともに、子ども会や女性団体、青年団などの地域団体や P T A などの社会教育関係団体の活動を支援し、「生涯学習のまちづくり」これを目指します。

今日、公民館は「大山学」講座や高齢者学級、通学合宿など住民の皆さんの要望を反映したさまざまな事業を行い、地域の社会教育の拠点としての役割を果たしています。

一方では、本町では旧小学校区単位での地域自主組織の立ち上げが進み、地域住民による自主的なまちづくりが進んでいるところでもあります。今後これらの地域自主組織と公民館とが連携しながら、適切な役割分担を行い、町民の自主的な学習への支援、コミュニティ活動の充実を図っていきたいと考えているところでもあります。また、成人や高齢者が自己啓発学習や実践活動を行う場である「大山カレッジ」これを継続して開校してまいります。

読書活動の推進は、3 地区にある図書館を拠点とし、その内容を充実するとともに、ブックモバイル車の巡回による町内各所への配本などを通じて、暮らしの中に本のあるまちづくりを進めてまいります。

文化財行政では、平成 25 年 12 月に国の重要伝統的建造物群保存地区に選定された所子集落を、本町の大切な歴史遺産として再確認し、住民の皆さんのご理解とご協力をいただきながら、その保存と公開活用を推進をします。また長らく取り組みを進めてまいりました大山寺僧坊跡は、平成 27 年度に「大山寺旧境内」として国史跡指定をいただくよう意見具申を行ったところでもあります。指定後は、新たなステージとして、その公開活用と保存整備について具体的に取り組みを進めてまいります。同様に国の登録有形文化財として意見具申を行いました JR の「御来屋駅舎」につきましても、本町が誇る山陰最古の駅舎として保存と観光活用の取り組みを進めると共に、大山エリアの日本遺産認定に掛かる取り組みも引き続き行って参ります。

社会体育では、町民の体力づくり・健康づくりを進めるため、体育協会やスポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ「スポーツしよい大山」など団体の育成や活動支援を行うとともに、マラソンフェスタの開催等、幅広い層へのスポーツ参加を進めてまいります。

平成 27 年度から、人権教育・人権啓発の分野を教育委員会に移管いたしました。人権交流センター等の社会福祉施設と社会教育施設、学校等が一層連携を強めながら人権教育、人権啓発を進め、「人権施策総合計画」に基づき、同和問題をはじめ女性、障がい者、子ども、高齢者、在住外国人などあらゆる人々の人権を尊重するまちづくりを進めてまいります。

○議長（野口 俊明君） 町長の施政方針説明の途中ではありますが、ここで一端休憩いたします。再開は 11 時 25 分といたします。休憩します。

午前 11 時 15 分休憩

午前 11 時 25 分再開

○議長（野口 俊明君） 再開いたします。休憩前に引き続き町長の施政方針演説を再開いたします。町長、森田増範君。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 引き続き述べさせていただきます。

次は住民自治・行財政であります。

町づくりは町民の皆さんと行政が協働して進めていくことが非常に重要であります。本町では平成 28 年度から「未来づくり 10 年プラン」に基づく町づくりを進めてまいります。

これまでも地方分権の時代、少子高齢化の時代にふさわしい住民自治・まちづくりを進めていくことが求められてきました。それに加え昨年は人口減少社会への対応、地方活性化への対応として「地方創生」の取り組みが求められ、展開されてきたところでもあります。

本町ではこれまで住民の視点に立った町づくりを進め、人口の減少による集落機能や地域活力の低下という課題を克服するため、集落の取組みや組織活動に対する支援を進めてきたところでもあります。また、地域の自主的な活動に広域的な視点で取り組む地域自主組織の取組みは、現在 6 地区で組織が設立され、各地区で特色を持った活動が進められているところでもあります。今後も活動に対しての支援を続けると共に、まだ組織が設立されていない地区への支援を行ってまいります。

都市部からの若者の定住を促し、観光業や農林水産業など地場産業への従事や地域活動の活性化を図るため、地域おこし協力隊や自主的な事業を進めておりますが、今年度も引き続き取り組みを推進してまいります。

広報広聴事業では、住民活動に必要な行政情報などの提供や町民と行政との協働を進めるための情報公開を進めるため、広報「だいせん」や大山チャンネルの充実に努めてまいります。大山チャンネルを民間事業者へ委託をし 1 年が経過しようとしています。事業内容を検証し更なる内容の充実に目指してまいります。

今後も行政からの情報発信に努めるとともに、「町長への手紙」「聞く耳ボックス」「出前座談会」などによる公聴事業の充実に努めてまいります。

健全な財政運営につきましては、これまでも平成 27 年度から始まる地方交付税の遞減に対応するため、総合計画後期計画や第 3 次大山町行財政改革大綱等の計画に沿って行政運営を進めてまいりました。

今後は、平成 28 年度から新しく始まる「未来づくり 10 年プラン」「第 4 次大山町行財政改革大綱」などに基づき計画的な町づくりを進め、健全で持続可能な行財政運営に努めてまいります。

また自主財源の確保と公平な税負担を図るため町税などの徴収率向上に努めてまいります。

むすびであります。平成 28 年度の施政方針として、その取り組みの概要をご説明申し上げました。平成 28 年度の予算は、先の地方創生交付金事業と合わせた取り組みを念頭に、歳入財源の確保が難しい状況の中、大型予算として防災無線のデジタル化、

焼却場の改修工事、中学校の大規模改修、計画的な道路整備など、喫緊の課題に対応するため、必要性やより効果の高い施策に重点的に配慮しながら予算編成を終えたところでもあります。

私の任期も1年となりました。私の目指している大山の恵みという、人々、自然、産業、歴史、文化、食など豊かな財産・資源をいかし、安心して暮らせる、そして住み続けたい賑わいのある元気な町づくりにむけて精力的に取り組みを進めてまいりたいと存じます。そして、第2次総合計画の基本理念「楽しさ自給率の高いまちへ」これを目指し進めてまいります。

特に少子化・定住対策、産業振興、健康対策、町民参画の4項目のアクションと「大山町しごと・ひと・くらし創生総合戦略」に基づく事業、子育て支援の充実や若者定住への施策、「大山エコトラック事業」、「伯耆の国大山開山1300年事業」など取り組みをしっかりと進めていく年であると考えております。

議会議員の皆さま、そして町民の皆さんの深いご理解とご協力をお願い申し上げ、平成28度の大山町施政方針の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（野口 俊明君） これで町長の施政方針の説明を終わります。

----- . ----- . -----

日程第5 議案第13号 ～ 日程第22 議案第30号

○議長（野口 俊明君） 日程第5、議案第13号 大山町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の制定についてから日程第22、議案第30号 大山町神田・渡道辺地に係る総合整備計画の変更についてまで、計18件を一括議題にします。提案理由の説明を求めます。町長 森田 増範君。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） ただいまご上程いただきました議案第13号 大山町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の制定についてであります。提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、地域再生法の一部が改正され、東京圏への過度の人口集中を是正する一環として、東京23区から地方への本社機能の移転を支援する措置が講じられたことなどに伴い、固定資産税の不均一課税を設けるための条例を制定するものであります。以上で、提案理由の説明を終わります。

次に議案第14号 大山町職員の退職管理に関する条例の制定についてであります。

本案は、国において地方公務員法が改正され、再就職者による依頼等の規制の導入等により退職管理の適正を確保する規定が新設されたことに伴い、法の規定に基づき条例で定めることとされている職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものであります。

条例の主な内容は、営利企業等に再就職した元職員による働きかけの禁止を規定するもの、再就職した元職員の再就職情報の届出の義務を規定するものであります。

なお、この条例の施行は、平成 28 年 4 月 1 日といたしております。以上で、提案理由の説明を終わります。

次に議案第 15 号 行政不服審査法施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてであります。

本案は、国において行政不服審査法が全部改正され、平成 28 年 4 月 1 日に施行されることに伴い、関係条例の整備を行うものであります。改正の主な内容は、情報公開条例及び個人情報保護条例に基づく開示決定等に対する審査請求案件と行政不服審査法の規定に基づく審査請求案件の関係を整理するもの、法施行により調査審議手続の資料等の写しの交付が可能となったことに伴う交付手数料の規定を新設するもの及び法の引用箇所等について所要の改正を行うものであります。なお、この条例の施行は、平成 28 年 4 月 1 日といたしているところであります。以上で、提案理由の説明を終わります。

次に議案第 16 号 地方公務員法改正に伴う関係条例の整備に関する条例についてであります。

本案は、国において地方公務員法が一部改正され、平成 28 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、関係条例の整備を行うものであります。改正の主な内容は、人事行政の運営の状況に関し、任命権者が地方公共団体の長に対し報告する事項について法律と同趣旨の改正を行うもの、及び法律を引用する箇所について所要の改正を行うものであります。この条例の施行は、平成 28 年 4 月 1 日といたしております。以上で、提案理由の説明を終わります。

次に議案第 17 号 大山町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、国において地方公務員災害補償法施行令が一部改正され、平成 28 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、関係条例について所要の改正を行うものであります。改正の内容は、条例附則第 5 条に規定する他の法令による給付との調整のうち、傷病補償年金と障害厚生年金が併給される場合及び休業補償と障害厚生年金が併給される場合における調整率の改正を行うものであります。なお、この条例の施行は、平成 28 年 4 月 1 日といたしております。以上で、提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 18 号 大山町税条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が交付されたことに伴い、大山町税条例の一部の改正を行うものであります。改正の主な内容といたしましては、猶予制度の改正であります。納税者の負担の軽減を図るとともに納税の履行を確保する観点から納税者の申請に基づく徴収の猶予、換価の猶予を追加するものであります。なお、附則におきまして、施行期日及び経過措置を規定いたしておるところであります。以上で、提案理

由の説明を終わります。

次に議案第 19 号 大山町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、国において「道路法施行令」が改正、県においても条例が改正されたことに伴い、県の占用料と整合性を保つため、本条例の一部を改正するものであります。改正の主な内容としましては、道路の占用許可を受けなければならない物件又は施設に、新たに、太陽光発電設備及び風力発電設備。津波からの一時的避難場所としての堅固な施設等を追加するものであります。本条例の施行日は、平成 28 年 4 月 1 日といたしております。以上で、提案理由の説明を終わります。

次に議案第 20 号 大山町大山農村環境改善センター条例の一部を改正する条例についてであります。

改正の主な内容は、今まで大山町大山農村環境改善センターの農産物加工の味噌加工と豆腐加工の使用料は、第 6 条別表中の備考 2 の「特殊な電灯又はガス等を利用する場合は、実費相当額を徴収する。」という項目で、徴取しておりました。この度、大山町大山農村環境改善センターで行われる農産物加工の味噌加工と豆腐加工の使用料を明記するために、条例の一部を改正するものであります。以上で、提案理由の説明を終わります。

議案第 21 号 山村広場施設整備に係る経費の賦課徴収に関する条例を廃止する条例についてであります。

本条例は、第 3 期山村振興農林漁業対策事業により、山村広場施設整備に要する経費の賦課徴収に関して定めたものでありますが、今後、この事業による整備計画が無いため、本条例を廃止するものであります。なお、この条例の施行は平成 28 年 4 月 1 日といたしております。以上で、提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 22 号 小規模零細地域営農確立促進対策事業に係る経費の賦課徴収に関する条例を廃止する条例についてであります。

本条例は、小規模零細地域営農促進対策事業により、農業用機械施設や多目的防災網の整備に要する経費の賦課徴収に関して定めたものでありますが、今後、この事業による整備計画が無いため、本条例を廃止するものであります。この条例の施行は平成 28 年 4 月 1 日といたしております。以上で、提案理由の説明を終わります。

次に議案第 23 号 鳥取県西部町村就学指導推進協議会の名称を変更し、及び同協議会規約を変更する協議についてであります。

中央教育審議会初等中等教育分科会報告「共生社会の共生に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」における提言等を踏まえた学校教育法施行令の一部改正にともない、施行令の趣旨に沿って協議会の名称及び字句の改正を行うものであります。本案はこれに伴い、同組合の規約を変更する協議をすることについて、

地方自治法第 290 条の規定により議会の議決を求めるものであります。以上で提案理由の説明を終わります。

続いて議案第 24 号 鳥取県行政不服審査会共同設置規約を定める協議についてであります。

本案は、行政不服審査法の改正に伴い、平成 28 年 4 月 1 日より審査庁から諮問を受けて、調査・審議を行い、審査庁へ答申を行う第三者機関の設置が必要となり、当該第三者機関として鳥取県行政不服審査会を県、市町村、一部事務組合、広域連合が共同して設置するため、地方自治法第 252 条の 7 第 1 項の規定により、共同設置に関する規約を制定するため、同条第 3 項の規定により議会の議決を求めるものであります。この規約の施行日は平成 28 年 4 月 1 日であります。以上で、提案理由の説明を終わります。

次に議案第 25 号 鳥取県自治体 ICT 共同化広域連携協約の締結についてであります。

本案は、県及び県内全市町村が ICT（情報通信技術）分野において連携をし、「人口減少社会に対応する行政体制の維持・事務の効率化」を目指し、情報システム共同化による経費削減や情報セキュリティ対策の強化、人材育成等への取り組みをより強固でより安定的なものとするため、鳥取県と大山町との連携協約を締結することについて、議会の議決をお願いするものであります。以上で、提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 26 号 大山町過疎地域自立促進計画の策定についてであります。

本案は、過疎地域自立促進方針に基づき、過疎地域自立促進市町村計画の策定について鳥取県との協議がなされたもので、過疎地域自立促進特別措置法第 6 条第 1 項の規定により提案するものであります。この案件につきましては、平成 12 年 3 月 31 日法律第 15 号で時限立法として施行された現行法の失効期限の延長並びに過疎地域の指定要件の緩和措置が平成 22 年 3 月 17 日に公布され、4 月 1 日から施行されたことに伴い、本町も平成 22 年 4 月 1 日に過疎地域の指定を受け、本年度までの計画を実施してきたところであります。

平成 33 年 3 月 31 日まで 5 年間延長する措置が平成 24 年 6 月 27 日に公布・施行されたことに伴い、本計画を新たに平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間策定することになり、この計画を議会の議決を経て策定する必要があるために、提案するものでございます。以上で、提案理由の説明を終わります。

次に議案第 27 号 大山町過疎地域自立促進計画の変更についてであります。

本案は、平成 27 年 3 月大山町議会定例会において変更議決をいただきました現行の大山町過疎地域自立促進計画の事業計画のうち、事業名称の変更及び事業の追加が生じたため、計画の一部を変更するものであります。変更内容は、畑地帯総合整備事業負担金（中山 2 期）及び畑地帯総合整備事業負担金（名和 2 期）を農業競争力強化基盤整備事業負担金（中山 2 期）及び農業競争力強化基盤整備事業負担金（名和 2 期）の名称に変更すること。また新たに、農業競争力強化基盤整備事業負担金（中山 3 期）及び農業

競争力強化基盤整備事業負担金（名和3期）を追加するものであります。以上で、提案理由の説明を終わります。

次に議案第28号 大山町前辺地に係る総合整備計画の策定についてであります。

本案は、前辺地内にあります前簡易水道を簡易水道統合整備計画に基づき、水源の集約化及び水道事業の広域化により、安全な水の安定供給や維持管理の合理化、事業効率の向上を図るものであります。なお、計画期間は、平成28年度から平成28年度の1ヵ年とし、総事業費は3,850万円で、その財源内訳は、国庫補助金770万円と一般財源3,080万円であり、この一般財源3,080万円のうち1,540万円は辺地対策事業債で充当する予定であります。また、辺地対策事業債は、後年度に元利償還金の80%を普通交付税の算定に算入することとなっており、残りの20%が町費分となります。以上で、提案理由の説明を終わります。

次に議案第29号 大山町羽田井辺地に係る総合整備計画の策定についてであります。

本案は、除雪トラックを1台更新し、除雪作業の効率化と安全確保を図るものです。なお、計画期間は、平成28年度から平成28年度の1ヵ年とし、総事業費は1,340万円で、その財源内訳は、国庫補助金893万3,000円と一般財源446万7,000円であり、この一般財源446万7,000円のうち440万円は辺地対策事業債で充当する予定であります。また、辺地対策事業債は、後年度に元利償還金の80%を普通交付税の算定に算入することとなっており、残りの20%が町費分となります。以上で、提案理由の説明を終わります。

次に議案第30号 大山町神田・渡道辺地に係る総合整備計画の変更についてであります。

本案は、平成27年3月大山町議会定例会で議決をいただきました大山町神田・渡道辺地に係る総合整備計画を変更するものであります。変更内容といたしましては、基本計画時との建物形状の変更、建築単価の上昇等により、トイレ整備費を増額するとともに、施設改修事業を新たに加えるものであります。なお、計画期間は、平成26年度から平成28年度の3ヵ年であったものを平成26年度から平成30年度の5ヵ年に延長し、総事業費が1億369万8,000円から1億3,582万3,000円に、その財源内訳の、国庫補助金は3,333万2,000円と変更なく、一般財源は7,036万6,000円から1億249万1,000円となり、この一般財源のうち辺地対策事業債で充当する予定の額が4,600万円から1億円となるものです。また、辺地対策事業債は、後年度に元利償還金の80%を普通交付税の算定に算入することとなっており、残りの20%が町費分となります。以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（野口 俊明君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

少し時間がありますが、次の日程に入りますと質疑から討論、採決までありますので、時間的なものはありません。ここで休憩いたします。再開は午後1時といたします。休

憩いたします。

午前 11 時 56 分休憩

午後 1 時再開

日程第 23 議案第 31 号

○議長（野口 俊明君） 再開いたします。

日程第 23、議案第 31 号 工事請負契約の締結について（名和クリーンセンターバグフィルタ外修繕工事）を議題とします。本議案は、本日、質疑・討論・採決まで行います。提案理由の説明を求めます。町長 森田増範君。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 議案第 31 号 工事請負契約の締結について（名和クリーンセンターバグフィルタ外修繕工事）についてであります、提案理由のご説明を申し上げます。

本工事は、焼却施設名和クリーンセンターの主要設備でありますバグフィルタ外の修繕工事を行うものであります。この工事請負契約を締結することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び大山町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

本契約は、1 社での随意契約により、税込金額 1 億 9,580 万 4,000 円で、岡山県岡山市東区榎原 542 番地、内海プラント株式会社 代表取締役 柏 正敏と、平成 28 年 2 月 22 日付で名和クリーンセンターバグフィルタ外修繕工事にかかる仮契約を締結いたしましたところであります。

なお、工期は、議会議決の翌日から平成 29 年 2 月 28 日までといたしております。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（野口 俊明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○議員（14 番 岡田 聡君） 議長、14 番。

○議長（野口 俊明君） 14 番 岡田 聡君。

○議員（14 番 岡田 聡君） 岡山県の内海プラント株式会社、いろいろ調べてみますと、過去には京都府や岡山県、これごみ焼却施設とか、昨年なんかもいろいろ岡山県真庭市の焼却設備修繕工事とか、あるいは備前市役所のクリーンセンター改修工事、岡山県の瀬戸内クリーンセンターの設置工事とか、京都府の京丹後市峰山クリーンセンター整備工事とか、まあいろいろ実績のある会社でございしますが、これらの過去の獲得はみな入札を行って仕事を受けているようでございます。大山町でも随意契約でなく、入札ができなかったのかどうかお伺いいたします。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 担当よりお答えをさせていただきます。

○住民生活課長（森田 典子君） 議長、住民生活課長。

○議長（野口 俊明君） 森田住民生活課長。

○住民生活課長（森田 典子君） 岡田議員さんのご質問にお答えいたします。随意契約を行った理由ということでご回答申し上げたいと思います。

名和クリーンセンターの施設は、焼却施設という特殊なものでございます。県外の他の施設についても同様な焼却施設ではありますが、本町の名和クリーンセンターは施行業者、内海プラントの方が建設時から関わって建設をしております、プラントメーカー独自の設計に基づいて建設したものでございます。最適な性能を保つことのできるデータやノウハウを名和クリーンセンターにつきまして、十分に備えている業者だということで今回主要な設備を中心とした大規模工事の修繕となりますために設計建設を行いました内海プラントに発注することが適当であると判断して随意契約ということにしたものでございます。以上です。

○議員（14 番 岡田 聰君） 議長、14 番。

○議長（野口 俊明君） 岡田 聰君。

○議員（14 番 岡田 聰君） まあ建設当時から関わっていることでございます。その点は分かりますが、この金額の妥当性なんてまあほとんどの人がなかなか分からないと思います。何か例えばこの金額でいいのかどうか、他から資料を集めるとか、検討なされたのかどうか。

○住民生活課長（森田 典子君） 議長、住民生活課長。

○議長（野口 俊明君） 森田住民生活課長。

○住民生活課長（森田 典子君） お答えいたします。本工事の設計についてどういったような対応をしたかということかと思えます。で、先ほども申し上げましたように、焼却施設という大変特殊なものでございます。近隣を見ましてもそういった大きな焼却施設を管理運営しておりますのは、西部広域行政管理組合、それから米子市といったところがあるかと思えます。そういったなかで今回設計をいたしますのに、やはりなかなか専門の職員がございませんので、西部広域行政管理組合のほうに設計についての助言といいますか、そういったことを相談に行きまして実際のところ一般的に使用されております全国都市清掃会議が発刊しております廃棄物施設点検補修工事の積算要領というのがあるというのがあるということのを伺いました。それを基にしまして設計の額のほうをチェックをしたという経過がございます。これにつきましても、実際に要領を見ましても、なかなか専門的な部分もありましたが、西部広域の施設管理課の担当のほうからこちらの担当のほうは大阪に出向いて今の要領の研修なんかも受けておられる担当者でございます。そういった実務に精通した担当者のほうから、設計についてのポイントをお聞きして本町独自で設計を行ったということでございます。以上です。

○議長（野口 俊明君） いいですか。他に質疑ありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 31 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 31 号は原案のとおり可決されました。

----- . ----- . -----

日程第 24 議案第 32 号 ～ 日程第 40 議案第 48 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 24、議案第 32 号 平成 28 年度大山町一般会計予算から、日程第 40、議案第 48 号 平成 28 年度大山町水道事業会計予算まで計 17 件を一括議題にします。提案理由の説明を求めます。町長 森田 増範君。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 議案第 32 号 平成 28 年度大山町一般会計予算につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

第 1 条で、平成 28 年度大山町一般会計歳入歳出予算の総額は、歳入歳出 109 億 9,000 万円と定め、歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」によることといたしているところであります。

予算総額は、平成 27 年度予算と比較して、額にして 6,000 万円の増、率にして 0.5%の増であります。

次に、第 2 条では、地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は「第 2 表債務負担行為」によることといたしているところであります。

第 3 条では、地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第 3 表 地方債」によることといたしているところであります。

第 4 条では、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は 10 億円と定めております。

第 5 条では、歳出予算の流用について定めております。

平成 28 年度一般会計予算の特徴的なものとしたしましては、まず、歳入におきまし

ては、町民税、固定資産税、軽自動車税の増などの見込みにより町税総収入は、前年度に比べ3,677万4,000円増額の14億2,931万4,000円を計上していること、地方交付税は合併算定替措置の縮減がありますが、前年度実績を加味し5,000万円増の51億円としていること、国庫支出金では、社会資本整備総合交付金の減が主な要因となり、昨年に比べ2,456万6,000円減の6億9,467万8,000円を計上していること、県支出金では、松くい虫等防除事業など農林水産業費県補助金関係の増が主な要因となり、昨年に比べ1,988万1,000円増の10億6,116万3,000円を計上していること、また財産収入は、財政調整基金利息収入の増が主な要因となり、昨年に比べ1,908万5,000円増の8,927万6,000円を計上していること、寄附金は、ふるさと応援寄附金の増が主な要因となり、昨年に比べ7,924万9,000円増の1億1,048万9,000円を計上していること、繰入金は財政調整基金の基金繰入金が1億618万1,000円の減となったことが主な要因となり昨年に比べ1億5,202万9,000円減の2億4,399万8,000円を計上していること、そして町債は、防災情報通信設備整備事業が要因となり前年度比5,100万円減の12億8,780万円を計上いたしているところでもあります。

次に歳出におきましての、特徴的なものとしては、総務費ではふるさと応援基金事業に1億6,628万7,000円、防災情報通信設備整備事業に2億6,493万4,000円、大山チャンネル制作委託料などを含む情報通信事業に1億2,681万1,000円、地域自主組織育成事業に3,054万7,000円、地域おこし協力隊活用事業に3,072万8,000円、大山恵みの里プロジェクト推進事業に2,726万3,000円、移住定住者促進事業に1,984万1,000円、町内への移住・定住を促進するため、民間事業者が行う分譲地の造成事業に係る上下水道整備に対する宅地造成事業補助金1,000万円などを計上いたしているところでもあります。

民生費では、低所得者や年金生活者などに特例的に給付される臨時福祉給付金事業に1億1,761万3,000円、福祉のまちづくり推進事業に750万円、外出支援サービス事業に852万7,000円、障害者自立支援事業に4億1,659万6,000円、家庭保育支援給付金1,000万円などを計上いたしておるところでもあります。

衛生費では、各種検診、健康づくり対策経費に3,185万6,000円、予防接種事業に4,808万4,000円、環境衛生対策として918万6,000円、名和クリーンセンター改修事業に2億831万6,000円、ごみ処理にかかる経費として3億6,244万1,000円などを計上しているところでもあります。

農林水産業費では、イノシシなどからの被害防止のため野生鳥獣被害防止事業に1,251万3,000円、多面的機能支払交付金事業に1億4,625万5,000円、就農条件整備事業に1,600万円、新規就農者総合支援事業に1,425万円、親元就農者支援事業に1,220万円、薬用作物等生産振興事業に111万2,000円、鳥取和牛振興総合対策事業に2,125万円、松くい虫等防除事業に1億301万7,000円、鳥取県漁業経営開始円滑化事

業に 2,926 万 7,000 円などを計上しているところであります。

商工費では、外国語版観光パンフレット作成事業に 335 万 3,000 円、町内企業の新規雇用に対する助成を行う雇用促進助成事業に 860 万円、地域おこし協力隊活用事業に 1,585 万 5,000 円などを計上いたしております。

土木費では道路新設改良費で、継続事業の施工と合わせて、社会資本整備交付金等を活用して町道坊領向原線、町道退休寺線など 7 路線の工事や用地取得などを行い、計画的な道路網整備に取り組む予定であります。また、小規模急傾斜地崩壊対策事業に 4,300 万円を計上いたしております。

消防費では老朽化した消防ポンプ自動車の更新のため 2,356 万 2,000 円などを計上いたしております。

教育費では、不登校児童生徒対応施設教育支援センター寺子屋の運営経費 242 万 6,000 円、大山中学校大規模改修工事 2 億 242 万 8,000 円、教員用ネットワーク構築事業 7,100 万円、地域自主組織の支援を行う集落支援員活用事業 767 万 5,000 円、町内の試掘調査、所子伝統的建造物群保存地区保存事業など文化財費に 2,889 万 2,000 円など、家庭・地域・学校が一体となって児童・生徒の学力向上、歴史文化の継承などに取り組む予定といたしているところであります。

公債費は 219 万 6,000 円増の 15 億 7,110 万 1,000 円を計上いたしております。そのうち元金償還金が 14 億 5,709 万 4,000 円、償還金利子が 1 億 1,400 万 7,000 円であります。

予備費は、2,000 万円を計上し、不測の事態に備えることといたしております。

給与費につきましては、事項別明細書の 193 ページ、194 ページになりますけれども、特別職が 2 億 220 万円、一般職が給料、職員手当、共済費合わせまして 15 億 1,267 万 6,000 円を計上いたしております。

以上で、提案理由の説明を終わりますが、お手元に配付いたしておりますところの予算の概要につきましてもご覧いただければというぐあいに思いますので、よろしく願いを申し上げます。

次に議案第 33 号 平成 28 年度大山町土地取得特別会計予算についてであります。

第 1 条におきまして、歳入歳出予算の総額は、それぞれ 35 万円と定めております。

歳入につきましてご説明をいたします。

第 5 款財産収入では、土地開発基金利子 34 万 8,000 円を、第 15 款繰越金では、1,000 円、第 20 款諸収入では、町預金利子で 1,000 円をそれぞれ計上いたしております。

次に歳出につきましてご説明いたします。

第 10 款諸支出金の第 5 項公有財産取得費で、土地開発基金繰出金 35 万円を計上いたしているところであります。以上で、提案理由の説明を終わります。

次に議案第 34 号 平成 28 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてであります。

第 1 条におきまして歳入歳出予算の総額は、それぞれ 1,178 万 4,000 円と定めております。

まず、歳入の主なものは、第 5 款県支出金で県補助金の 8 万 2,000 円、第 20 款諸収入貸付金元利収入 1,165 万 6,000 円であります。

つぎに、歳出につきましてご説明をいたします。

第 5 款総務費の 542 万 5,000 円の主なものは、一般会計への繰出金であります。第 10 款公債費の 635 万 9,000 円は、起債の元利償還金であります。

以上で、提案理由の説明を終わります。

次に議案第 35 号 平成 28 年度大山町開拓専用水道特別会計予算についてであります。。

本案は大山町が管理する開拓専用水道の維持管理に要する歳入、歳出予算を計上しております。

第 1 条では、平成 28 年度大山町開拓専用水道の歳入歳出予算の総額をそれぞれ 975 万 1,000 円と定めております。

歳入からご説明をいたします。

第 5 款管理収入の 931 万 5,000 円は、計量給水料を計上いたしております。第 10 款使用料及び手数料の 1,000 円は、工事検査手数料。第 15 款財産収入の 2 万 5,000 円は、開拓専用水道施設整備基金利子。第 20 款寄付金 20 万円は、開拓専用水道加入寄付金。第 30 款諸収入の 20 万 9,000 円は、預金利子、開拓水道施設管理負担金であります。

次に歳出につきましてご説明をいたします。

第 5 款総務費の 875 万 1,000 円は、施設管理に要する経費を計上いたしておるところであります。第 90 款予備費の 100 万円は、不測の事態に備えるものであります。

以上で、提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 36 号 平成 28 年度大山町夕陽の丘神田特別会計予算についてであります。

平成 25 年度から「大山町夕陽の丘神田」として指定管理者によります運営を行っております本会計は、本施設を適切に管理運営するための諸費用を計上するものであります。

第 1 条におきまして、歳入歳出予算の総額を、それぞれ 1,497 万 4,000 円と定めております。これは前年度に比べまして 112 万 6,000 円の増額となっております。

まず、歳入の主なものは、第 5 款寄附金 60 万円、第 10 款一般会計繰入金 1,437 万 2,000 円であります。

次に歳出につきましてご説明をいたします。

第5款総務費1,394万9,000円の主なものは、鳥取県フットボールセンターとして必要となります。指導員人件費309万6,000円、施設修繕料191万5,000円、指定管理委託料570万円、備品購入費におきましては、バンガローエアコン購入のための285万2,000円といたしております。

第90款予備費には不測の事態に備えまして100万円を計上いたしておるところであります。

以上で、提案理由の説明を終わります。

次に議案第37号 平成28年度大山町簡易水道事業特別会計予算についてであります。

本案は、大山町が管理する簡易水道の維持管理に要する歳入歳出予算を計上いたしております。

第1条では、平成28年度大山町簡易水道の歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,117万9,000円と定めております。

歳入からご説明を申し上げます。

第5款分担金及び負担金の10万8,000円は、水道工事負担金。第10款使用料及び手数料の463万1,000円は、水道使用料等。第30款諸収入の2,000円は、預金利子等であります。

次に歳出につきましてご説明をいたします。

第5款総務費の642万3,000円は、施設管理に要する経費。第15款公債費の465万6,000円は、企業債元金償還金と利子であります。第20款予備費の10万円は、不測の事態に備えるものであります。

以上で、提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第38号 平成28年度大山町国民健康保険特別会計予算についてであります。

第1条におきまして歳入歳出予算の総額は、それぞれ25億3,469万8,000円と定めております。

歳入から主なものをご説明をいたします。

第5款国民健康保険税は、一般被保険者と退職被保険者等分をあわせて4億2,532万8,000円とし、来年度の税率税額につきましては、据え置きとして計上いたしております。第10款使用料及び手数料12万2,000円は、督促手数料であります。第15款国庫支出金4億7,226万3,000円は、一般被保険者の保険給付費等に係る療養給付費等負担金、及び財政調整交付金が主なものであります。第20款前期高齢者交付金6億7,008万1,000円は、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものであります。第25款療養費給付費等交付金8,742万3,000円は、退職被保険者等の保険給付費等に係る交付金であります。第30款県支出金1億1,471万2,000円は、高額医療費共同事業県負担金、特定健康診査等県負担金、及び財政調整交付金であります。第35款共同事業交付金5

億 8,158 万 7,000 円は、鳥取県国保連合会からの高額医療費共同事業、及び保険財政共同安定化事業交付金であります。第 40 款財産収入 6 万 8,000 円は、基金積立金の預金利息であります。第 50 款繰入金 1 億 8,139 万 8,000 円は、一般会計からの繰入金で、保険基盤安定繰入金、職員人件費等繰入金、出産育児一時金繰入金、及び財政安定化支援事業繰入金を法定により繰入れるものであります。第 60 款諸収入 71 万 5,000 円は、国保税延滞金、交通事故等による賠償金が主なものであります。

次に歳出につきまして説明を申し上げます。

第 5 款総務費 3,385 万 4,000 円は、職員の人件費と事務費、国保連合会負担金が主なものであります。第 10 款保険給付費 15 億 663 万 2,000 円は、一般及び退職被保険者に係る療養諸費等を見込んでおります。第 15 款後期高齢者支援金等 2 億 5,720 万 7,000 円は、後期高齢者医療制度の支援金であります。第 20 款前期高齢者納付金等 12 万 8,000 円は、前期高齢者納付金として社会保険診療報酬支払基金に拠出するものであります。第 25 款老人保健拠出金 2 万 2,000 円は、老人医療費の町負担分を社会保険診療報酬支払基金に拠出するものであります。第 30 款介護納付金 9,351 万 8,000 円は、介護保険 2 号被保険者に係る納付金であります。第 35 款共同事業拠出金 6 億 500 万 3,000 円は、高額医療費共同事業、及び保険財政共同安定化事業に対する国保連合会への拠出金であります。第 40 款保健事業費 2,694 万 7,000 円は、特定健康診査、及び人間ドックに係る経費が主なものであります。第 45 款基金積立金 6 万 8,000 円は、預金利息を国保基金へ積み立てるものであります。第 55 款諸支出金 985 万 7,000 円は、国保税の還付金、及び特別調整交付金に係る国民健康保険診療所特別会計への繰出金が主なものであります。第 90 款予備費 146 万 2,000 円を計上し、不測の事態に備えるものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。

次に議案第 39 号 平成 28 年度大山町国民健康保険診療所特別会計予算についてであります。

本会計は、国民健康保険直営診療施設である名和、大山、大山口診療所を経営管理するものであります。

第 1 条におきまして歳入歳出予算の総額を、それぞれ 3 億 8,384 万円と定めております

歳入からご説明をいたします。

第 5 款診療収入 2 億 6,154 万 3,000 円は、三診療所の外来診療収入であります。第 10 款サービス収入 924 万円は、大山口診療所が行う訪問及び通所リハビリテーション収入を計上しております。第 15 款使用料及び手数料 3,612 万円は、予防接種手数料などであります。第 20 款財産収入 500 万円は、大山診療所 2 階部分の土地建物貸付収入であります。第 30 款繰入金 6,676 万 6,000 円は、施設整備に要した起債償還金への充

当分及び三診療所運営のための財源補填並びに大山診療所に対する国の調整交付金として、一般会計及び国保特別会計から繰り入れするものであります。第40款諸収入517万1,000円は、大山診療所2階部分の維持管理に要する電気、水道代収入などであります。

次に歳出につきましてご説明をいたします。

第5款総務費1億9,191万5,000円は、職員給与などの人件費と、報償費は派遣医師に対する謝礼金として、また委託料は建物警備などの保守管理料などを計上いたしているところであり、第10款医業費1億7,150万6,000円は、需用費は主に医薬材料代として、委託料は主に臨床検査委託料として、備品購入費は内視鏡消毒器など医療機器を整備するものであります。第15款公債費2,011万9,000円は、大山診療所及び大山口診療所の施設整備に要した起債償還金の元金と利子であります。第20款予備費30万円は、不測の事態に備えるものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第40号 平成28年度大山町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

本会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ1億9,619万3,000円と定めております。この予算額は、前年度に比べて252万8,000円の減額、率にして約1%の減であります。

歳入からご説明申を申し上げます。

第5款保険料1億1,607万3,000円は、被保険者に係る後期高齢者保険料であります。

第10款使用料及び手数料2万6,000円は督促手数料を見込んでおります。第20款繰入金8,008万6,000円は、保険基盤安定分と事務費分を一般会計から繰り入れるするものであります。第30款諸収入7,000円は、延滞金、町預金利子、その他雑入を計上いたしております。

次に、歳出につきましてご説明をいたします。

第5款総務費337万4,000円は、一般通信運搬費、後期高齢者医療システムの保守委託料が主なものであります。第10款後期高齢者医療納付金1億9,208万6,000円は、広域連合への保険料等負担金と事務費負担金であります。第15款諸支出金70万円は、保険料還付金を見込んでおります。第90款予備費を3万3,000円として、財源の調整を図っているところであり、

以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第41号 平成28年度大山町介護保険特別会計予算についてであります。

本会計の予算総額を歳入歳出それぞれ22億6,010万6,000円といたしました。

歳入からご説明を申し上げます。

第5款保険料4億5,567万7,000円は、65歳以上の第1号被保険者に係る介護保険料であります。第15款国庫支出金5億4,402万5,000円は、主に保険給付費に対する

国の負担金、財政調整交付金及び介護予防事業等への地域支援事業交付金であります。第 20 款支払基金交付金 6 億 80 万 5,000 円は、介護給付費交付金と地域支援事業支援交付金として第 2 号被保険者の負担分が交付されるものであります。第 25 款県支出金 3 億 2,846 万 9,000 円は、保険給付費に対する県の負担金、地域支援事業交付金であります。第 30 款繰入金 3 億 3,021 万 1,000 円は、主に保険給付費、地域支援事業費に対する町の負担金及び職員給与費、事務費の一般会計からの繰入金であります。

次に歳出につきましてご説明をいたします。

第 5 款総務費 4,053 万 8,000 円は、主に職員給与費及び介護保険システム保守委託料、連合会負担金、認定審査会負担金であります。第 10 款保険給付費 21 億 402 万円は、介護サービス及び介護予防サービスに係る給付費等標準給付費を計上いたしているところであります。第 15 款地域支援事業費 9,489 万 8,000 円は、主に介護予防・生活支援サービス事業費、包括支援センター運営費を計上いたしているところであります。第 25 款公債費 1,800 万円は、鳥取県介護保険財政安定化基金への償還金であります。

以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第 42 号 平成 28 年度大山町農業集落排水事業特別会計予算についてであります。

本案は、大山町が管理する 17 箇所の農業集落排水処理施設の維持管理に要する歳入歳出予算を計上いたしているところであります。第 1 条では、平成 28 年度大山町農業集落排水事業の歳入歳出予算の総額をそれぞれ 4 億 6,237 万 6,000 円と定めております。

歳入からご説明をいたします。

第 5 款分担金及び負担金の 309 万円は、現年度の新規加入分担金 300 万円と光徳処理区の過年度分担金 9 万円。第 10 款使用料及び手数料の 1 億 920 万 9,000 円は、農業集落排水使用料収入等。第 20 款県支出金 600 万円は、低コスト型農業集落排水施設支援事業補助金であります。第 35 款諸収入 2,000 円は、預金利子等であります。

次に歳出につきましてご説明をいたします。

第 5 款事業費の 1 億 5,318 万 2,000 円は、17 箇所の施設の維持管理費、コンポスト施設の維持管理負担金及び低コスト型農業集落排水施設支援事業等が主なものであります。第 10 款公債費 3 億 789 万 4,000 円は、起債の元利償還金。第 15 款諸支出金 10 万円は、農業集落排水使用料還付金。第 90 款予備費の 120 万円は、不測の事態にそなえるものであります。

以上で、提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 43 号 平成 28 年度大山町公共下水道事業特別会計予算についてであります。

本案は、大山町が管理する 4 箇所の公共下水道処理施設の維持管理に要する歳入歳出予算を計上いたしております。

第1条では、平成28年度大山町公共下水道事業の歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億1,680万1,000円と定めております。

歳入からご説明をいたします。

第5款分担金及び負担金の600万円は、各処理区の手数料収入。第10款使用料及び手数料の1億1,515万6,000円は、公共下水道使用料収入等。第15款国庫支出金1,800万円は、長寿命化対策のための社会資本整備交付金であります。第30款諸収入3,000円は、預金利子等であります。第35款町債1,000万円は、長寿命化対策事業の財源として計上しております。

次に歳出につきましてご説明をいたします。

第5款事業費の1億5,048万7,000円は、4箇所の施設の維持管理費、コンポスト施設の維持管理負担金、長寿命化事業変更計画及び施設耐震補強設計業務委託料等が主なものであります。第10款公債費2億6,521万4,000円は、起債の元利償還金。第15款諸支出金10万円は、公共下水道使用料還付金。第90款予備費の100万円は、不測の事態にそなえるものであります。

以上で、提案理由の説明を終わります。

次に議案第44号 平成28年度大山町風力発電事業特別会計予算についてであります。

本案は、風力発電所施設の運転管理、施設管理に要する経費を計上した予算であります。平成28年度の歳入歳出予算の総額は、それぞれ4,202万7,000円と定めております。

歳入からご説明をいたします。

第25款諸収入は、収益事業収入で売電収入4,100万5,000円を見込んでおります。

次に歳出につきましてご説明をいたします。

第5款総務費は2,173万3,000円で、主なものは、風力発電所保守点検にかかる電気主任技術者賃金117万円、施設修繕料683万9,000円、保守点検業務委託料545万6,000円、基金積立金402万1,000円、売電事業にかかる消費税250万円であります。

第10款公債費は1,829万4,000円で、財政融資の元金償還金1,730万8,000円、償還金利子98万6,000円であります。第90款予備費は不測の事態に対処するための財源として200万円を計上いたしております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

次に議案第45号 平成28年度大山町温泉事業特別会計予算についてであります。

本案は、なかやま温泉に係る温泉の給湯事業及び施設管理等に要する経費を計上するものであります。

第1条では、平成28年度歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,243万1,000円と定めております。

歳入からご説明を申し上げます。

第5款使用料373万8,000円は、ナスパルタウン並びに温泉館等の温泉使用料373万2,000円と温泉スタンドの使用料6,000円であります。

次に歳出につきましてご説明をいたします。

第5款温泉館費2,143万1,000円は温泉館運営費で、施設並びに備品等の修繕料110万円、建物火災保険料13万9,000円、指定管理、ボイラー等改修に伴う設計監理及び検針などの委託料611万1,000円、ボイラー等改修に伴う工事請負費1,405万1,000円、温泉使用料還付金1万円、消費税分の公課費2万円であります。

また、なかやま温泉は指定管理期間を平成28年度から平成30年度までの3年間としており、債務負担行為の限度額並びに支出予定額等を提示させていただいておるところであります。第90款予備費100万円は施設管理等の不測の事態に備えて計上するものであります。

以上で、提案理由の説明を終わります。

議案第46号 平成28年度大山町宅地造成事業特別会計予算についてであります。

本案は、平成28年度に行うナスパルタウンの土地の売り払い、各分譲地の管理費及び、所子地内に計画しております宅地造成費を主に計上した予算であります。

歳入歳出予算の総額を、それぞれ9,319万7,000円と定めております。

歳入からご説明を申し上げます。

第5款財産収入1,769万5,000円は、分譲地の土地貸し付けと土地売り払いによる財産収入であります。第15款繰越金1,000円は科目存置として、また第20款諸収入1,000円は預金利子であります。第25款町債7,550万円は造成事業のため起債を受けるものであります。

次に歳出につきましてご説明をいたします。

第5款宅地造成事業費9,319万7,000円の主なものは、新たに造成します分譲地の委託料1,065万円、用地費1,287万円、工事費5,100万円、電柱等の移転補償費100万円のほかナスパルタウンの分譲に係る購入者紹介謝礼、分譲地の維持管理委託料と大山西駅前住宅団地の購入者への特典制度として定住促進助成金及び、一般会計繰出金を計上いたしておるところであります。

以上で、提案理由の説明を終わります。

次に議案第47号 平成28年度大山町索道事業特別会計予算についてであります。

本会計は、指定管理者により運営されております大山中の原スキー場に関連する諸費用の管理を行うものであります。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額を、それぞれ2,001万1,000円と定めております。

まず、歳入の主なものは、第20款諸収入で平成28年度分の指定管理納付金1,985万3,000円を見込んだものであります。

次に歳出につきましてご説明をいたします。

第 5 款索道費 1,901 万 1,000 円の主なものは、中の原ゲレンデ敷地使用料 1,562 万円、各種団体・イベントへの負担金 204 万 5,000 円、旧スキー場管理組合として行います大山スキー場 60 周年記念事業補助金 100 万円であります。

不測の事態に備えまして、第 10 款予備費として 100 万円を計上いたしておるところであります。

以上で、提案理由の説明を終わります。

次に議案第 48 号 平成 28 年度大山町水道事業会計予算についてであります。

はじめに、予算第 2 条業務の予定量であります。給水戸数 5,670 戸、年間総配水量 176 万立方メートル、一日平均給水量 4,821 立方メートルを予定いたしております。

まず、予算第 3 条収益的収入及び支出をご説明申し上げます。

第 1 款水道事業収益は、給水収益の水道使用料と他会計からの負担金等で 2 億 1,743 万 8,000 円、営業外収益は一般会計からの企業債の利息補助、長期前受金戻入等で 7,516 万 5,000 円を計上し、水道事業収益の合計を 2 億 9,260 万 3,000 円といたしております。

次に、支出第 1 款水道事業費用の第 1 項営業費用は、人件費、修繕費、減価償却費等で 2 億 6,295 万 1,000 円、営業外費用は、支払利息及び企業債取扱諸費等で 3,421 万 3,000 円を計上し、水道事業費用の合計を 2 億 9,848 万 8,000 円といたしております。

次に予算第 4 条資本的収入及び支出であります。収入の第 1 款資本的収入では、企業債の借入、他会計からの補助金等で 8,051 万 4,000 円、支出では建設改良における工事請負費、企業債の償還金などで 1 億 6,750 万 9,000 円を計上いたしておるところであります。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（野口 俊明君） 以上で平成 28 年度の予算についての説明が終わりました。ここで休憩をいたします。再開は 14 時 15 分といたします。休憩いたします。

午後 2 時 5 分休憩

午後 2 時 15 分再開

日程第 41 議案第 49 号～日程第 53 議案第 61 号

○議長（野口 俊明君） 再開いたします。

日程第 41、議案第 49 号 平成 27 年度大山町一般会計補正予算（第 9 号）から日程第 53、議案第 61 平成 27 年度大山町水道事業会計補正予算（第 1 号）まで、計 13 件を一括議題にします。

平成 27 年度補正予算関係の議案につきましては、本日、質疑・討論・採決まで行います。これから、一括で提案理由の説明を受けた後、1 議案ずつ審議を行いますので、

よろしく申し上げます。提案理由の説明を求めます。町長 森田 増範君。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 議案第 49 号 平成 27 年度大山町一般会計補正予算（第 9 号）につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本案は、譲与税・交付金等の額の調整、事業計画の変更及び決算見込みによる額の調整、特別会計繰出金の額の決定見込み等に伴い、歳入歳出予算の過不足を調整する必要が生じたこと、及び不測の事態により翌年度に繰越して使用します事業の追加、地方債の変更等の事由により提案するものであります。

この補正予算（第 9 号）は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 1 億 9,896 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 115 億 8,570 万 4,000 円といたしております。

第 1 表の歳入からご説明をいたします。

歳入の特徴的なものいたしましては、第 5 款町税は町民税の増加で 3,000 万円を追加、第 18 款地方消費税交付金は、3,029 万 9,000 円を追加、第 35 款地方交付税は、751 万 2,000 円を追加、第 55 款国庫支出金は、国庫補助金で、1,053 万 7,000 円を減額、第 75 款繰入金で公共施設整備基金繰入金 1,200 万円を減額、第 80 款繰越金で実績に伴い繰越金 1 億 2,652 万 5,000 円を追加、第 90 款町債で、1,340 万円を追加いたしているところであります。

次に歳出につきましてご説明を申し上げます。

歳出につきましても、それぞれの事業の決算見込みによる増減で、事業費の減額が大半であります。

それでは今回の歳出補正で増額をいたしております、特徴的なものにつきましてご説明を申し上げます。

第 10 款総務費の電子計算費で、外部からの攻撃に強い情報ネットワークシステムを構築する行政システムネットワーク強靱化事業 4,760 万円を追加、戸籍住民台帳費で個人番号カード交付金事業交付金 289 万 4,000 円を追加、第 15 款民生費の社会福祉総務費で、国民健康保険特別会計繰出金（財政支援分）100 万円、老人福祉費で介護保険特別会計繰出金（地域支援事業・包括的任意事業分）198 万 5,000 円、障害者福祉費で介護・訓練等給付費 553 万円、第 10 項児童福祉費の児童福祉総務費で障害児通所給付費等 198 万 7,000 円を追加、保育所費で保育所広域入所児童委託料 209 万 4,000 円を追加、第 30 款農林水産業費の農業振興費で、担い手確保・経営強化支援事業補助金 2,696 万 5,000 円を追加、過年度県支出金返還金として 279 万 5,000 円を追加、農地費で、名和 3 期地区農業競争力強化基盤整備事業負担金など負担金 8,250 万円を追加、第 10 項林業費の林業振興費でナラ枯れ駆除委託料 360 万円を追加、第 40 款土木費の住宅費で、

町営住宅修繕料 150 万円を追加、第 50 款教育費の中学校費の学校管理費で、全国大会等出場旅費等補助金 107 万 4,000 円の追加であります。

人件費につきましては、明細書 54～56 ページにありますように特別職・一般職あわせて 2,063 万 9,000 円の減額であります。

次に第 2 条では、翌年度に繰越して使用することができる経費を「第 2 表繰越明許費」で 14 事業 3 億 3,931 万 2,000 円の追加をいたしておるところであります。

第 3 条では、地方債の変更について、「第 3 表 地方債補正」によることとし、公共事業等債をはじめ表中の起債事業限度額をあわせて 1,340 万円増額変更を行っておるところであります。

以上で、提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 50 号 平成 27 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）についてであります。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額 1,146 万 3,000 円にそれぞれ 817 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 1,963 万 5,000 円とするものであります。

歳入からご説明を申し上げます。

第 15 款繰越金の 21 万 3,000 円の増額は、繰越金の増額であります。第 20 款諸収入 798 万 5,000 円の増額は、貸付金元利収入の収納見込によるものであります。

つぎに、歳出につきまして説明をいたします。

第 5 款総務費の 817 万 2,000 円の増額の主なものは、一般会計への繰出金の増額であります。

以上で、提案理由の説明を終わります。

次に議案第 51 号 平成 27 年度大山町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）についてであります。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、5 万円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ 962 万円とするものであります。

歳入からご説明をいたします。

第 10 款使用料及び手数料 99 万 1,000 円の減額は使用料の減額によるものであります。

第 20 款繰入金 94 万 1,000 円の増額は一般会計繰入金の増額によるものであります。

歳出につきましてご説明をいたします。

第 5 款総務費 5 万円の減額は、衛生管理費水質検査委託料の確定によるものであります。

以上で、提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 52 号 平成 27 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算第 2 号についてであります。

本案は、規定の歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 億 4,843 万 1,000 円減額をし、歳入

歳出予算総額をそれぞれ 26 億 4,134 万 5,000 円とするものであります。

歳入からご説明をいたします。

第 5 款国民健康保険税 334 万 3,000 円の増は、滞納繰越分の収納額の増額見込みによるものであります。第 15 款国庫支出金 4,801 万 3,000 円の減は、医療費の減に伴う療養給付費等負担金の減額が主なものであります。第 25 款療養給付費等交付金は、退職被保険者等に係る医療費の増に伴う追加交付により、515 万 1,000 円の増額としております。第 30 款県支出金 2,833 万 4,000 円の減は、県調整交付金の減額が主なものであります。第 35 款共同事業交付金 8,229 万 1,000 円の減は、交付実績による減額を見込んでおります。第 50 款繰入金は、一般会計繰入金を 3,034 万 9,000 円の減額とし、国保基金からの繰入れを 3,000 万円の増額といたしております。第 60 款諸収入 206 万 2,000 円の増は、主に交通事故による賠償金の増額によるものであります。

次に、歳出につきましてご説明をいたします。

第 5 款総務費 86 万 7,000 円の減は、職員の人件費及び事務費の減額が主なものであります。第 10 款保険給付費は、6,137 万 8,000 円の減額を見込んでおり、主に一般被保険者の保険給付費の減額を見込んでおります。第 35 款共同事業拠出金は、鳥取県国保連合会への拠出額の確定により、8,247 万 5,000 円の減額としております。第 40 款保健事業費 339 万円の減は、特定健康診査及び人間ドック健診委託料の減額によるものであります。第 55 款諸支出金は、国民健康保険税の還付金等を 85 万 2,000 円の減額とし、国民健康保険診療所特別会計への繰出金として特別調整交付金の変更交付分の 6 万 5,000 円を増額するものであります。

第 90 款予備費を 46 万 6,000 円増額し、歳入歳出の調整を行うものであります。

以上で、提案理由の説明を終わります。

次に議案第 53 号 平成 27 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 5 号）についてであります。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ 955 万円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ 3 億 7,604 万 5,000 円とするものであります。

歳入からご説明をいたします。

第 5 款診療収入は、外来収入の見込み減により 250 万円を減額するものであります。

第 10 款サービス収入は、訪問リハビリテーション費の収入の見込み減により 140 万円を減額いたしております。

第 15 款使用料及び手数料は、予防接種手数料などの見込み減により 290 万円を減額するものであります。第 30 款繰入金は、歳入歳出の減額に伴う調整により 275 万円を減額するものであります。

次に歳出につきまして説明をいたします。

第 5 款総務費 85 万円の減額は、主に職員手当、医師等謝礼の精査によるものであり

ます。第 10 款医業費 870 万円の減額は、主に医薬材料代、臨床検査委託料の精査によるものであります。

以上で、提案理由の説明を終わります。

次に議案第 54 号 平成 27 年度大山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）についてであります。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 856 万 3,000 円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 9,015 万 8,000 円とするものであります。

歳入から説明をいたします。

第 5 款保険料 651 万 3,000 円の減額は、特別徴収の減額と普通徴収の増額の合計によるものであります。第 20 款繰入金 264 万 3,000 円の減額は、保険基盤安定繰入金の減額と、事務費繰入金の減額の合計によるものであります。第 25 款繰越金は 59 万 3,000 円の増額であります。

次に、歳出につきまして説明をいたします。

第 5 款総務費 20 万 6,000 円の減額は、通信運搬費であります。第 10 款後期高齢者医療納付金 805 万 7,000 円の減額は、保険料等負担金等の減額であります。第 15 款諸支出金 30 万円の減額は、保険料還付金であります。

以上で、提案理由の説明を終わります。

次に議案第 55 号 平成 27 年度大山町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ 391 万 7,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 22 億 4,370 万 8,000 円とするものであります。

歳入から説明をいたします。

第 15 款国庫支出金 200 万 2,000 円の増額は、主に介護給付費負担金の追加交付によるものであります。第 20 款支払基金交付金 1,332 万 7,000 円の減額は、主に介護給付費交付金の交付見込によるものであります。第 25 款県支出金 76 万円の減額は、地域支援事業交付金の交付見込によるものであります。第 30 款繰入金 180 万 6,000 円の減額は、各種繰入金の実績見込によるものであります。

次に歳出につきまして説明をいたします。

第 5 款総務費 195 万円の減額は、主にこれまでの実績から算定したものを総務管理費の実績見込によるものであります。第 15 款地域支援事業費 196 万 7,000 円の減額は、主に介護予防事業費の実績見込によるものであります。

以上で、提案理由を終わります。

次に議案第 56 号 平成 27 年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）についてであります。

本案は、事業費の精査により既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ 1,149 万

7,000円を減額して、歳入歳出それぞれ4億8,141万9,000円とするものであります。
歳入からご説明をいたします。

第20款県支出金622万円の減額は、県補助金の減によるものであります。第25款繰入金527万7,000円の減額は、事業費の減によるものであります。

歳出につきまして説明をいたします。

第5款事業費第5項総務管理費192万3,000円の増額は、消費税中間申告額の確定によるものであります。第10項農業集落排水事業費1,342万円の減額は、低コスト型農業集落排水支援事業による委託料622万円の減のほか、施設管理費精査により減となるものであります。

以上で、提案理由の説明を終わります。

次に議案第57号 平成27年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

本案は、事業費の精査により既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ522万円を減額して、歳入歳出それぞれ4億2,168万5,000円とするものであります。

歳入からご説明をいたします。

第15款国庫支出金154万円の減額は、国庫補助金の減によるものであります。第20款繰入金368万円の減額は、事業費の減によるものであります。

次に歳出につきまして説明をいたします。

第5款事業費第5項総務管理費198万5,000円の増額は、消費税中間申告額の確定によるものであります。第10項公共下水道事業費720万5,000円の減額は、長寿命化計画及び地震対策診断委託料308万円の減のほか、施設管理費精査により減となるものであります。

以上で、提案理由の説明を終わります。

次に議案第58号 平成27年度大山町風力発電事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ649万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,274万円とするものであります。

歳入からご説明をいたします。

第20款繰越金の782万9,000円の増額は、繰越金の決算見込増によるもの、第25款諸収入の133万6,000円の減額は、売電収入及び町村有物件災害共済金の決算見込減によるものであります。

次に歳出につきましてご説明をいたします。

第5款総務費の382万4,000円の増額は、基金積立金516万円の増額、入札減に伴う施設修繕料117万4,000円減額及び保守点検委託料16万2,000円の減額によるもの、第15款予備費は266万9,000円の増額であります。

以上で、提案理由の説明を終わります。

議案第 59 号 平成 27 年度大山町宅地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）について、提案理由のご説明をいたします。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額 1,769 万 7,000 円に歳入歳出それぞれ 364 万 7,000 円を減額して、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1,405 万円とするものであります。歳入からご説明を申し上げます。

第 5 款財産収入 572 万 5,000 円の減額は、土地売払収入の減額によるものであります。

第 15 款繰越金 143 万 3,000 円の増額は、繰越金の増によるもの、第 20 款諸収入 64 万 5,000 円の増額は契約解除違約金であります。

次に歳出につきましてご説明をいたします。

第 5 款宅地造成事業費 364 万 7,000 円の減額は、ハウスメーカーを対象とした紹介者謝礼の減により 100 万円の減額、修繕料の精査により 78 万 6,000 円の減額、ナスパルタウン 1 区画の買い戻しのための公有財産購入費 645 万 7,000 円の増額、定住助成金 50 万円の減額、一般会計への繰出金 781 万 8,000 円の減額によるものであります。

以上で、提案理由の説明を終わります。

次に議案第 60 号 平成 27 年度大山町索道事業特別会計補正予算（第 1 号）について、であります。

本案は、決算見込みに基づきまして、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 10 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 2,406 万 2,000 円とするものであります。

第 1 表を歳入からご説明をいたします。

第 10 款索道事業基金繰入金を 835 万 7,000 円の新規計上、第 20 款雑入で指定管理納付金を 825 万 1,000 円の減額といたしております。これは、今シーズンの営業成績見込み、減価償却費の状況などにより指定管理納付金の減少が避けられないことから、営業結果に応じて基金の取り崩しができるように準備しておくためのものであります。

次に歳出につきましてご説明を申し上げます。

第 5 款索道費で冬季交通対策負担金を 10 万 6,000 円、鳥取県スキー場所在町連絡協議会負担金 6,000 円をそれぞれ増額といたしておるところであります。

以上で提案理由の説明を終わります。

次に議案第 61 号 平成 27 年度大山町水道事業会計補正予算（第 1 号）についてであります。

本案は、収益的収入及び支出と資本的収入及び支出について補正を行うものでございます。

初めに収益的収入及び支出の支出についてご説明をいたします。

第 1 款水道事業費用の原水及び浄水費 77 万円の減額は、委託料の確定によるもので

あります。

次に資本的収入及び支出の収入についてご説明をいたします。

第1款資本的収入の企業債310万円の減額は、企業債借入の減額によるものであります。

つづいて資本的収入及び支出の支出についてご説明をいたします。

第1款資本的支出の固定資産購入費204万1,000円の減額は、滅菌施設改良工事にかかる設計委託料と工事請負費の額の確定に伴う減額であります。取水設備費9万円の減額は、水源地取水ポンプ取替工事費の額の確定に伴う減によるもので、配水管設備改良費14万円の減額は、減圧弁更新工事の額の確定に伴う減によるものであります。

以上で、提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議のほど、お願いを申し上げます。

議案第49号

○議長（野口 俊明君） ただいま町長の提案説明が終わりましたが、これから議案第49号 平成27年度大山町一般会計補正予算（第9号）について質疑を行います。質疑は最初に歳入17ページまでを行います。質疑ありませんか。

○議員（10番 野口 昌作君） 議長、10番。

○議長（野口 俊明君） 10番 野口 昌作君。

○議員（10番 野口 昌作君） 3ページの固定資産税の現年課税分です、償却資産が110万円という減額になっておりますが、これ償却資産ですから申告のもとにやっていたでないかと思えますけども、どういうわけでこれ減額ということになったか、それからもうその下の軽自動車税、これが153万9,000円の減額になっておりますが、軽自動車なんてだいたい台数が分かっているのではないかと思えますけど、これだけの減額になったということはどういうことからそういうことになったかということをお尋ねいたします。

それから、待ってくださいよ。もうちょっとあるかもわかりません。まあ以上にしておきます。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 補正予算につきまして、担当よりそれぞれ答えさせていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○税務課長（岡田 栄君） 議長、税務課長。

○議長（野口 俊明君） 岡田税務課長。

○税務課長（岡田 栄君） ただいまの野口議員のご質問にお答えいたします。まず固定資産の減額でございますが、これは最近ですね、過疎法による固定資産の課税免除の申

請が出てまいりました。そのために償却資産 110 万減額とさせていただきました。

次の軽自動車税に関してでございますが、軽自動車税もいろいろ税制改正によって毎年いろんな税率やら税額やらが変わっているんですけども、この 27 年度の当初予算立てる時にですね、私も調べてみましたら、軽 4 輪貨物と軽乗用が予算計上の時と実際に 27 年の 4 月 1 日課税になって台数が 212 台違っておりました。たぶん 27 年度の予算を立てる時に、まあ税額も変わるだろうということで多少、軽 4 輪と軽貨物、需用が増えるのではないかというふうに見込んで予算計上を多くしたのではないかというふうに思っております。以上でございます。

○議長（野口 俊明君） いいですか。他に質疑ありませんか。

○議員（14 番 岡田 聡君） 議長、14 番。

○議長（野口 俊明君） 14 番 岡田 聡君。

○議員（14 番 岡田 聡君） 10 ページの県支出金、目 15、民生費県補助金、同和対策施設費県補助金、隣保館運営費補助金 419 万 4,000 円。これ支出のほうでちょっと該当する費目がよく分からないんですが説明をお願いいたします。

それから 10 ページの同じく県支出金目 15 民生費県補助金の保育所費県補助金、中山間地域市町村保育料軽減等モデル事業補助金 144 万円の減額、これの説明をお願いいたします。その上のほうに地域少子化対策強化事業補助金、160 万円の減も一つ。それと子ども・子育て支援交付金 142 万 5,000 円の増のご説明をお願いいたします。

○人権・社会教育課長（門脇 英之君） 議長、人権・社会教育課長。

○議長（野口 俊明君） 門脇人権・社会教育課長。

○人権・社会教育課長（門脇 英之君） 岡田議員さんのこれ 9 ページだと思います。10 ページだと言われましたが、9 ページの隣保館運営費補助金でございますが、これは中高ふれいあい文化センターに専任館長を設けたために新たに増額になったものでございます。

○幼児・学校教育課長（林原 幸雄君） 議長、幼児・学校教育課長。

○議長（野口 俊明君） 林原幼児・学校教育課長。

○幼児・学校教育課長（林原 幸雄君） まず中山間地域市町村保育料軽減等モデル事業でございます。これは第 3 子、2 歳以上の第 3 子の保育料を無償化を、27 年度しております。それで予算を立てておりましたが、額の確定によりまして減額をしている、減額になったということでございます。

それから子ども子育て支援交付金でございますが、これは県の 3 分の 1 部分でございます。一時保育とかファミリーサポートセンター、それから子育て支援センター、放課後児童クラブ等の運営費の補助でございます。その額の確定で増えたということでございます。

○企画情報課長（戸野 隆弘君） 議長、企画情報課長。

○議長（野口 俊明君） 戸野企画情報課長。

○企画情報課長（戸野 隆弘君） 地域少子化対策強化事業補助金の106万5,000円の減でございますが、これは国の交付金を県を經由して入ってくるというものでございますけども、全体の事業費のなかで、事業の見込みが減ったところがございます。たくさんメニューがございますけども、少子化対策連絡協議会の会議の委員の数、当初の予定よりの減、あるいは子育てハンドブックの作成事業費の減、子育てセミナーの事業量の減、赤ちゃん講座子育て相談事業等のそれぞれ事業量が減少したものについての交付金の減でございます。以上です。

○議長（野口 俊明君） いいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 他に質疑ありませんか。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） 議長、4番。

○議長（野口 俊明君） 4番 圓岡 伸夫君。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） 歳入3ページ、一番上の町民税の法人分です。今回3,000万円の増額補正ですけれども、率にすれば補正前に対し35.2%の増額補正です。理由をお聞きしたいと思います。

それから一番下の入湯税です。今回の減額で65万8,000円になり、26年度決算に比べても64.3%の大幅減になりますけれども、ここまで減額になる理由をお聞きしたいと思います。

4ページです。一番下の株式等譲渡所得割交付金です。補正前363万5,000円に対し、ほぼ同額の353万3,000円の増額補正になっていますけれども、理由とそれからそもそもこの株式等譲渡所得割交付金というのはそんなに見込みが立てにくいのかどうかをお聞きしたいと思います。

5ページ、一番下の民生費負担金の私的保育料71万円です。何人分なのかお聞きしたいと思います。

6ページ、総務費使用料のふれあい倶楽部57万6,000円です。当初予算は62万4,000円でしたけれども、ほぼ同額の57万6,000円を増額補正される理由をお聞きしたいと思います。

7ページ、中ほどの児童福祉総務費国庫補助金の子育て世帯臨時特例給付金です。44万円の減額になっています。当初予算は621万8,000円ですから7%ですけれども、100世帯に7世帯が受け取られていないというふうにもとれないことはありませんけれど、なぜ44万円の減額になったのかお聞きしたいと思います。

その下のがん検診推進事業補助金68万6,000円です。当初予算は83万9,000円でしたから、8割以上の減額になりますけれども、理由をお聞きしたいと思います。

その下のへき地児童生徒援助費等補助金107万円の減額です。当初は377万円でした

から約3割近い減額ですけれども、理由をお聞きしたいと思います。

8 ページにいきます。一番上の公民館費国庫補助金の住宅・建築物耐震改修等事業補助金188万円の減額です。当初は432万円でしたから4割を超える減額ですけれども、理由をお聞きしたいと思います。

中ほどの民生費委託金の基礎年金事務委託料です。53万8,000円の追加になっていますけれども、理由をお聞きしたいと思います。

9 ページに移ります。中ほどの総務費県補助金の広域バス路線維持費補助金98万6,000円の減額です。当初予算は229万円でしたから4割を超える減額ですけれども理由をお聞きしたいと思います。

一番下の鳥取県型重症心身障がい児童等支援事業補助金89万7,000円の減額です。当初予算は127万円でしたから7割の減額ですけれども理由をお聞きしたいと思います。

10 ページに移ります。民生費県補助金の安心こども基金補助金の61万6,000円の減額です。当初予算から全額削除された理由をお聞きしたいと思います。

中ほどの産休等代替職員補助金36万円です。当初予算をこれも全額削除されていますけれども、理由をお聞きしたいと思います。

衛生費県補助金の県補助金の健康マイレージ事業補助金10万2,000円の減額です。当初予算を全額削除されている理由をお聞きしたいと思います。

11 ページに移ります。農林水産業費県補助金の就農条件整備事業補助金332万8,000円の減額です。当初予算は1,056万8,000円でしたから、約3割の減額ですけれども、理由をお聞きしたいと思います。

12 ページに移ります。上から2つ目です。林業費県補助金の森林環境保全税関連事業費補助金489万6,000円の減額です。当初予算は679万6,000円の減額ですから、約7割の減額になりますけれども理由をお聞きしたいと思います。

12 ページに移ります。ああ、12 ページはそのままですね。その下の水産業振興費県補助金の漁業雇用促進対策事業補助金231万円の減額と磯場資源緊急回復事業補助金294万円の減額です。どちらも当初予算を全額減額された理由をお聞きしたいと思います。

その下のとっとりの美しい街なみづくり補助金58万6,000円の減額です。当初予算は109万8,000円の減額です。半分以上の減額ですけれども理由をお聞きしたいと思います。

13 ページ、中ほどの民生費委託金の同和対策費委託金の地域人権啓発活動活性化事業委託金30万5,000円です。当初予算は61万円でした。半分になった理由と、その下の人権啓発活動地方委託金13万7,000円の減額です。当初予算は25万円でしたからこれも半分以上の減額です。理由をお聞きしたいと思います。

14 ページ、一番下の宅地造成事業特別会計繰入金781万8,000円の減額の理由をお

聞きしたいと思います。

16 ページ、電柱移転工事補償金 134 万 4,000 円の減額です。当初予算は 150 万円でしたから約 9 割の減額ですけれども理由をお聞きしたいと思います。

中ほどの農地・水・保全管理支払交付金返還金 62 万 8,000 円の減額です。この理由をお聞きしたいと思います。

○税務課長（岡田 栄君） 議長、税務課長。

○議長（野口 俊明君） 岡田税務課長。

○税務課長（岡田 栄君） 圓岡議員の御質問でございますが、何故法人税が 3,000 万円増額になったかというご質問であったように思います。平成 26 年 10 月に、法人税の税率が下げられました。12.3%から 9.7%マイナス 2.6%下がっております。当時 27 年の予算を立てる時にそれを見込んで多少少なめに予算額を立てたということが主なものが原因だと思います。ただ、ここに来まして 3,000 万の増額ということは、何社かが売り上げが上がっていたというのも事実でございます。そのために 3,000 万増額いたしました。あと入湯税でございますが、これは利用者なんですけれども、26 年度と 27 年度を比較しまして、約 2,000 人利用者が大幅に減少しております。それが原因でございます。以上です。

○人権・社会教育課長（門脇 英之君） 議長、人権・社会教育課長。

○議長（野口 俊明君） 門脇人権・社会教育課長。

○人権・社会教育課長（門脇 英之君） 続けて圓岡議員の御質問です。8 ページ、公民館の耐震関係でございますが、これは入札減によります事業費の減額に伴う補助金の減額でございます。

それから 13 ページの 2 つの補助金ですが、地域人権啓発活動、活性化云々という、これは人権の花という法務省が推奨している事業でございます。それから下の人権啓発、地方委託金につきましては、これは人権講演会等に関わる補助金ですが、これはうちのほうで当初予算を立てた後に県や国から、補助金の確定がまいります。これも確定した金額で報告が来たために、その分が減額になったところでございます。

○総務課長（酒嶋 宏君） 議長、総務課長。

○議長（野口 俊明君） 酒嶋総務課長。

○総務課長（酒嶋 宏君） 4 ページの株式譲渡所得割交付金についてですけれども、この上の地方譲与税からですね、自動車取得税交付金までにつきましては、この数字は県のほうから、県のほうで推計をされて、当初予算のほうでいただいております。で、株式譲渡所得が見込みが立たないかということですのでけれども、これ株取引によってですね、譲渡益があがった時にその一部を交付金としていただくということになりますので、株がどうなるかというのが推計できて、それを県民がどの程度利益を儲けるかというの

が分からないと多分無理ですので。これは難しいなと思っています。

○地籍調査課長（白石 貴和君） 議長、地籍調査課長。

○議長（野口 俊明君） 白石地籍調査課長。

○地籍調査課長（白石 貴和君） 失礼します。圓岡議員の御質問の欄は6ページ、ふれあい倶楽部の宿泊57万6,000円の増でありますけれど、これはふれあい倶楽部の宿泊利用者の増でありまして、当初はだいたい250人程度で組んでおりましたのが、だいた1月現在で420名というような宿泊利用者になっていましての増額でございます。以上です。

○幼児・学校教育課長（林原 幸雄君） 議長、幼児・学校教育課長。

○議長（野口 俊明君） 林原幼児・学校教育課長。

○幼児・学校教育課長（林原 幸雄君） それでは5ページの私的保育料ですけれども対象者現在1名でございます。

それから7ページのへき地児童生徒援助費等の補助でございますが、これはスクールバス購入の補助でありまして、スクールバスの購入金額の入札減によりまして補助金も減っているということでございます。

それから10ページの安心子供基金の助成金でございますが、これは保育の質の向上のための研修事業ということで保育士が研修に出た場合にその代替え職員の賃金の2分の1を補助されるものでございまして、額の見込みによりまして減額でございます。それから産休と代替え職員の補助金でございますが、これは当初挙げておったんですけども、産休の期間が短かったということでございます。はい、以上です。

○農林水産課長（山下 一郎君） 議長、農林水産課長。

○議長（野口 俊明君） 山下農林水産課長。

○農林水産課長（山下 一郎君） 11ページの就農条件整備事業補助金の減額でございます。あくまで県が3分の1負担ということございましたけども、事業実施者が1名辞退をされたということで県費が減額になったところでございます。

12ページの森林環境保全税関連補助金でございます。これにつきましては、県のほうからの当初事業予定者の要望どおりの予算化をしておりましたけども、県からの配分が少なかったことと合わせまして、事業を3人の方がやると言っておられたんですけども、実質は1名しか実施されなかったということがございまして減額をしております。

それから松くい虫防除等事業の関係で、失礼しました。その下の水産関係でございます。漁業雇用促進対策、これは1名分、当初予算化をしておりましたけども、この事業を使つての研修をされる方が実質27年度中なかったと。他の国事業では扱っておられる方はあるわけですけども、それを使わなかったということで1名分、全額落としております。それから磯場資源緊急回復の関係でございます。これは当初、県の予算も町を通して、漁業、関係者のほうに補助ということでございますので、県分を予算化してお

りましたけども、実際にその後、磯場の関係については、県から事業実施者直に補助金
がいくということになったもので、歳入を落とさせていただきました。

[「議長、住民生活課長」と呼ぶ者あり]

あっ、もう一つあります。16 ページ、農地・水・保全管理支払交付金の返還金 62 万
8,000 円でございます。これは農地・水、いわゆる多面的機能の関係での取り組みにつ
きまして対象農地とならなかったものを対象農地としておったところが何件かありまし
て、それについて波及しての返還ということで、27 年度支払いでは相殺ができないもの
についての過年度分については、直接区長のほうに入れていただいて、そのあと国県に
返還というための財源でございます。以上です。

○住民生活課長（森田 典子君） 議長、住民生活課長。

○議長（野口 俊明君） 森田住民生活課長。

○住民生活課長（森田 典子君） 住民生活課です。まず 7 ページ中盤あたりにあります。
子育て、子育て世帯臨時特例給付金の 44 万円の減についてでございます。年度当初、予
算編成の時には、町内で児童手当を受けられる対象の方、それから公務員の方を対象
としたこの給付事業でございます。町内の児童手当を給付受けておられる方の把握は
できるんですけども、公務員の方の把握はできませんので、かといって支払いができ
ないといったようなことはいけませんので、多めに予算の方を組んでおりました。で、
実績によりまして、その後、年度に入りまして移動も含めました実績の結果 44 万円の減
となったものでございます。

それから中盤の 8 ページ、中盤のところにあります基礎年金事務の委託金でございます。
こちらの 53 万 6,000 円、こちらの増は年金機構のほうで制度改正に対応したシステム改
修ということで免除や特例納付の様式を変更すると言ったようなシステムの対応が年度
中途に必要なということ追加交付をしてまいりました。その分の増額補正でござ
います。以上です。

[「議長・・・」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） ん？もう 1 回。

[「議長、企画情報課長」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 戸野企画情報課長。

○企画情報課長（戸野 隆弘君） 2 点、お答えをいたします。9 ページの広域バス路線
維持管理費の補助金の減でございますが、赤字運行をしております広域路線、これは複
数の市町村を運行するものでございますけども、この赤字の部分を補助金が対象になる
ということでその赤字が少なかったということでございます。

それと 16 ページの電柱移転工事費の補償金の減額ということでございます。これは町
が D ネット関係で設置しております自営柱の移転につきまして道路工事とか原因者があ
る場合、その工事との必要で移転工事する場合に補償金が入るということです。これに

については非常に予測しがたいところがございます、今回非常に実績が少なかったということでこういう大幅な減額になっております。因みに今実績でみますと、25年度が368万円、26年度が221万円ということでございますので、今年度は非常に該当工事が少なかったということでなっております。以上です。

○福祉介護課長（松田博明君） 議長、福祉介護課長。

○議長（野口 俊明君） 松田福祉介護課長。

○福祉介護課長（松田博明君） 9 ページ一番下の鳥取県重症心身障がい児童等支援事業の減額でございますが、今回の今年度の利用が1名ということでその利用と実績に基づいて減額をさせていただきました。以上です。

○健康対策課長（後藤 英紀君） 議長、健康対策課長。

○議長（野口 俊明君） 後藤健康対策課長。

○健康対策課長（後藤 英紀君） 健康対策課関連についてお答えいたします。まず7ページの衛生費国庫補助金のうち、がん検診推進事業費補助金ですが、68万6,000円減額ですが、これは平成27年に制度改正によりましてそれまで事業費全体が補助対象であったものが、自己負担部分だけの補助対象となりましたために、減額になったものがあります。

それから10ページ、県支出金のほうですけれども、健康マイレージ事業補助金であります。同じく制度改正によりまして、今年度実施してございました事業につきまして、対象外となったための減額でございます。以上です。

○観光商工課課長（持田 隆昌君） 議長、観光商工課長。

○議長（野口 俊明君） 持田観光商工課課長。

○観光商工課課長（持田 隆昌君） 12 ページでございます。とっとりの美しい街なみづくり補助金でございますが、大山寺が主でございますけれど、修景にかかります補助事業であります。事業実施予定の方が事業を実施されなかったということでございますので、よろしく申し上げます。

○建設課長（野坂 友晴君） 議長、建設課長。

○議長（野口 俊明君） 野坂建設課長。

○建設課長（野坂 友晴君） 14 ページ、宅地造成事業特別会計繰入金の減でございます。議案第59号と関連いたしますが、ナスパルタウン3区画、年度当初計画、売却予定しておりましたが、2区画の売却に終わった。さらに特約によりまして1区画買戻しをする必要が発生したということでございまして、このような繰入金の減となったものがあります。以上です。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） 議長、4番。

○議長（野口 俊明君） 圓岡 伸夫君。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） 2つ聞きたいと思います。子育て世帯臨時特例給付金で

すけれど、ある程度理由は分かりましたけれども、実際すべての人にわたったと思われるのかどうかということがまず1点です。

それから10ページの安心子供基金の補助金、保育士が研修に出た場合、2分の1の補助というふうに聞き取りましたけれども、聞くところによると、そこそこいろいろな研修に出ておられるというふうには聞きましたけれども、それでも実際対象にならないような研修の形態であったのかということも2点聞きたいと思います。

○住民生活課長（森田 典子君） 議長、住民生活課長。

○議長（野口 俊明君） 森田住民生活課長。

○住民生活課長（森田 典子君） お答えいたします。子育ての臨時特例給付金ですけれども、申請主義で受け付けのほういたします。先ほども申し上げましたが、大山町で児童手当を受けておられる方を対象としては、ある程度特定ができますけれども、公務員の方と言うのは対象が本人さんが申請をしてこられて初めて支給といったことがありますので、おっしゃいますように、全ての方に受けていただいたかということとははつきりとは100%ということとは申し上げられません。ですけれども、大山町で児童手当を受けておられる方の受けていただいた率としては、98%、9%といったもうほぼ皆さんに受給していただいた状況であります。あと僅かな数%のところの方につきましては、いくら連絡をとっても申請をされないといった方がございますのも事実でございます。以上です。

○幼児・学校教育課長（林原 幸雄君） 議長、幼児・学校教育課長。

○議長（野口 俊明君） 林原幼児・学校教育課長。

○幼児・学校教育課長（林原 幸雄君） 保育所の研修につきましては、ほぼ前年並みに行っていると思うんですけども、この安心子供基金の補助金につきましては、他にもメニューがあるはずでして、今ちょっとどれどれということとは言えませんが、それも含めての減額というふう捉えております。以上です。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） 議長、4番。

○議長（野口 俊明君） 圓岡 伸夫君。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） 子育て世帯臨時特例給付金、今なんか申請しない人もあるというふうに聞きましたけれども、まあ行政としてはそれがどういう理由でまあ申請されないかというところまで、本当は親身になってですね、どういう事情を抱えておられるのかはよく分かりませんが、せつかくの制度ですので、まあ100%というふうに答弁してほしかったなと思いますけれども、そのアフターフォローについては、そのへんはどうされているのかお聞きしたいと思います。

○住民生活課長（森田 典子君） 議長、住民生活課長。

○議長（野口 俊明君） 森田住民生活課長。

○住民生活課長（森田 典子君） 大山町で児童手当を受けておられる方は特定できま

すので、通知をしたりお電話をしたりといったようなことでまあ何度もそういったご連絡はさせていただいております。そのご事情というのは、プライバシーの案件もござい
ますので、詳しいことは申し上げられませんが、僅かな%の方ですので、プライバシー
の保護といったところで、こういった答弁でお許し願いたいと思います。以上です。

○議長（野口 俊明君） 他に質疑ありませんか。

○議員（13 番 岩井 美保子君） 議長、13 番。

○議長（野口 俊明君） 13 番 岩井 美保子君。

○議員（13 番 岩井 美保子君） 1 点だけお願いいたします。12 ページですが、教育
補助金として 15 万 5,000 円あがっております。それは後程でできます 46 ページに、
臨時職員の賃金であるということが載っております。そうしますとこの仕事の内容と、
期間はどのくらい、配置はどこにされるのかということをお伺いしたいと思います。

○幼児・学校教育課長（林原 幸雄君） 議長、幼児・学校教育課長。

○議長（野口 俊明君） 林原幼児・学校教育課長。

○幼児・学校教育課長（林原 幸雄君） このスクールソーシャルワーカーですけども、
配置は教育センター寺子屋のほうに配置をしております。で、各学校を回りながら問題
点の解消とか、そういうものに努めていただいております。勤務体系はフルタイムの 1
日 7.45 時間の週 5 日勤務でございます。以上です。

○議長（野口 俊明君） 他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） そうしますとあと歳出のほうに移りますが、ここで休憩いたし
ます。再開は 15 時 30 分といたします。休憩いたします。

午後 3 時 20 分休憩

午後 3 時 30 分再開

○議長（野口 俊明君） 再開いたします。

次、歳出の 18 ページからお願いします。質疑ありませんか。

○議員（7 番 大森 正治君） 議長、7 番。

○議長（野口 俊明君） 7 番 大森 正治君。

○議員（7 番 大森 正治君） 何点かお聞きします。ちょっと飛びますが、32 ページで
すね。賃金の部分で臨時職員賃金、保育園の職員の関係でかなり減額になっていますが、
何か理由があるようですので、詳細を説明してください。

あっ、ごめんなさい。その前がありました。30 ページ、一番下の扶助費の介護訓練等
給付費ですね。この増額の理由ですね。詳細に説明願います。

それから 47 ページの中ほどに教育振興費で就学援助費があります。かなり減額になっ
ています。歳入のほうとの関連でもあるなと思いましたが、その減の理由を説明し
てください。

それからめぐりまして、48 ページの中ほどにあります教育振興費の補助金及び交付金の中の遠距離通学生徒の通学費の補助金が減になっていますが、これはバス代何かだと思えますけども、どうして減になったのかなというふうに思えますので、理由を説明してください。

それから、あともう 1 点、最後 53 ページ、先ほどからいろいろ聞いておって大目に予算を少し組むので、どうしても減額になるというようなことなのかなというふうに感想をもちましたけども、予備費がかなり 3 億円ということで上がっております。これはやむを得ない額なのかなと私自身の理解がちょっと苦しみますので、これはしかたのない範囲なのかどうか、執行部としてはどうお考えなのか、説明してください。以上です。

○福祉介護課長（松田 博明君） 議長、福祉介護課長。

○議長（野口 俊明君） 松田福祉介護課長。

○福祉介護課長（松田 博明君） 大森議員のご質問で、30 ページの障害福祉費の扶助費介護訓練給付費等の増額の詳細ということではありますが、申し訳ありません。細かな各サービスの内容については今手元にございませませんが、ただ全体として利用者は今増えてきている状況、12 月にでも補正をさせていただきましたし、今度はまた補正ということで、全体的にこういったサービスの利用、給付なり訓練の利用者が増えてきているという状況であります。ということではよろしいでしょうか。

○幼児・学校教育課長（林原 幸雄君） 議長、幼児・学校教育課長。

○議長（野口 俊明君） 林原幼児・学校教育課長。

○幼児・学校教育課長（林原 幸雄君） では、臨時職員の賃金の減額についてです。まず保育所の園児数が当初入所希望があったものよりも、減少したということがまず大きな 1 点であります。

それと臨時職員の中途での退職とか、そういうこともあったり、特に 0 歳児の入所が時期的に遅かったりとか、結局キャンセルになったりとかということが大きな要因になっております。予算を立てる時には、基本的に入所希望の人数をみて、それを 1 年間というカウントで計算をしていますので、途中入所あるいは途中退所ということでこういう差が出てくるというふうに考えております。以上です。

○総務課長（酒嶋 宏君） 議長、総務課長。

○議長（野口 俊明君） 酒嶋総務課長。

○総務課長（酒嶋 宏君） 53 ページの予備費がかなり多いがということで、昨年と同じような質問を受けております。昨年の方は基金のほうに積んでおりますが、この部分、なかなか説明が難しい部分もありますが、当初の見込みよりも入りのほうが歳入側が多いということも一つあると思えますし、先ほどちょっと言われたように、事業です、執行残が出ているというようなこともあると思えます。その中で、今年度の場合、

28年度の予算のほうに、繰越の部分を27年を1億多くみておりまして、今回は基金積み立てはなくて予備費のほうに積んでいくというような状況です。

○教育次長（齋藤 匠君） 議長、教育次長。

○議長（野口 俊明君） 齋藤教育次長。

○教育次長（齋藤 匠君） 47ページ、48ページの就学援助費のこと、それから48ページの遠距離通学補助金のことについてお答えします。

まず47ページの就学援助費は小学校費、それから48ページは中学校費でございますが、生活保護世帯の要保護児童生徒、それからそれに準ずる子供たちということで準要保護の児童生徒に給付している就学援助費でございます。要保護世帯はだいたい毎年10名程度、準要保護につきましては町内でもう100名程度になっております。で、特に準要保護等については年度中途での申請等もありますので、予算を組む段階で、今現在の実績に各学年1名程度追加した予算で、学校から予算要求が出てくることが多ございまして、そういったことで若干余裕をもって予算編成をしておりますが、それが実績で減額になっておるということでございます。

それから遠距離通学の補助についてですが、これは大山中学校の特定の集落の子どもだけですね、路線バスを利用して登下校ができるように補助制度がございます。で、これは、路線維持等の目的もあって以前から残っていた制度でございますが、該当集落の生徒、まあ実績も見ながらですけども予算計上をしておりますが、今現在利用している生徒は1名のみということで、減額させていただいております。

なお、このことにつきましては、以前、決算審査の段階で、スクールバスがあるのにこういう制度が二重にあるというのはいかがかというご意見をいただきまして、協議もした結果ですね、今年度内にもう既に来年度からこの制度はしばらく中止するというところで、保護者等にも学校を通じて連絡をさせていただいておりますので、合わせて申し添えます。以上です。

○議員（7番 大森 正治君） 議長、7番。

○議長（野口 俊明君） 大森 正治君。

○議員（7番 大森 正治君） 福祉介護課のほうですけども、詳細がはっきり分からんということですので、また常任委員会で聞いてもいいんですが、大ざっぱに何人ぐらい受けたかということは記憶にあったら言ってもらったらいいかなと思いますので。まあ、何名程度ね、分からなかったらいいですので。

それから最後の総務課長の答弁で、去年も出たんだけど、去年は基金のほうに回したけども、今回はこの予備費に回したということで、ちょっと確認なんですけども、予備費に回して、ということはどうなんですかいね、予備費ということは。今度これは新年度予算で繰越になると、いうふうに解釈していいんでしょうか。

○総務課長（酒嶋 宏君） 議長、総務課長。

- 議長（野口 俊明君） 酒嶋総務課長。
- 総務課長（酒嶋 宏君） お見込みとおりに来年度の財源として繰り越していくという形になります。
- 福祉介護課長（松田 博明君） 議長、福祉介護課長。
- 議長（野口 俊明君） 松田福祉介護課長。
- 福祉介護課長（松田 博明君） 申し訳ありません。今手元に人数、額の一覧表ちょっと持ち合わせておりませんので、あとで報告させていただきます。
- 議長（野口 俊明君） いいですか。他に質疑ありませんか。
- 議員（12番 吉原 美智恵君） 議長、12番。
- 議長（野口 俊明君） 12番 吉原 美智恵君。
- 議員（12番 吉原 美智恵君） まず34ページ保険衛生費の委託料のところでは、鳥取大学連携共同研究事業委託料が136万3,000円減となっています。鳥取大学の連携の共同事業は成果が上がっていると思うんですが、この説明をお願いいたします。
それから42ページ、商工費の観光費のところでは、42ページ、大山エコトラック事業、もろもろ普通で30万減、エコトラック運用システム構築等委託料220万減、エコトラック案内看板等設置工事400万の減になっておりますが、この説明も求めます。
- 健康対策課長（後藤 英紀君） 議長、健康対策課長。
- 議長（野口 俊明君） 後藤健康対策課長。
- 健康対策課長（後藤 英紀君） 34ページ、鳥取大学連携共同研究事業委託料136万3,000円の減額の件についてでありますけども、これは当初、町単独で事業を実施するようにしておりましたけども、その後地方創生先行型事業、この事業の該当になるということが分かりましたので、この時点で地方創生先行型事業で実施をしておきまして、今回は町単独のものを減額するものでございます。以上です。
- 観光商工課長（持田 隆昌君） 議長、観光商工課長。
- 議長（野口 俊明君） 持田観光商工課長。
- 観光商工課長（持田 隆昌君） 42ページのエコトラック事業に関する諸々のところでございますが、地方創生交付金事業では不採択になりました部分のためにこの部分は実施しておりませんので、よろしくお願いたします。
- 議員（12番 吉原 美智恵君） 議長、12番。
- 議長（野口 俊明君） 吉原 美智恵君。
- 議員（12番 吉原 美智恵君） エコトラックについては、来年度の施政方針についても目玉事業としてこれからやっていくんだというところですが、これについての不採択の影響とか、これからについてお尋ねいたします。
- 地方創生本部事務局長（福留 弘明君） 議長、地方創生本部事務局長。
- 議長（野口 俊明君） 福留地方創生本部事務局長。

○地方創生本部事務局長（福留 弘明君） 失礼します。地方創生事業全体に関わるご質問になろうかなというふうに思いますが、このエコトラック事業 5,000 万円申請いたしまして、4,350 万円の採択でございました。この差額は、いわゆるハード事業でございまして、このハード事業について不採択という国の方針、日本国、国全部の方針として不採択になったということでございます。したがって今後行います地方創生関連事業につきましては、国は同じような考え方で臨まれるというふうに理解しているところです。

○議長（野口 俊明君） いいですか。

○議員（12 番 吉原 美智恵君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 吉原 美智恵君。

○議員（12 番 吉原 美智恵君） そういたしますと県とも連動するんでしょうけど、この不採択になった部分の看板等とかシステム構築とか、それについて大山町としては独自に予算、補正予算でもということはないわけですね。繰り返しますが、来年度エコトラック事業は目玉事業にすると施政方針でありましたが、看板とか、結構急を要すると思うんですがいかがでしょうか。

○地方創生本部事務局長（福留 弘明君） 議長、地方創生本部事務局長。

○議長（野口 俊明君） 福留地方創生本部事務局長。

○地方創生本部事務局長（福留 弘明君） 失礼いたします。委託料は予算書上、システム構築等委託料でございまして、実際には看板の委託料、看板って言いますか、路面標示ですね、の委託料でございました。いわゆるハード部分ということで、不採択になったわけでありましたが、議員ご指摘のとおりこういったものが必要なのは承知しております。代替えの財源等、県も同じ影響を受けておりますので、県と現在協議をしているところでもあります。以上です。

○議長（野口 俊明君） 他に質疑ありませんか。質疑ありませんね。

○議員（10 番 近藤 大介君） 議長、10 番。

○議長（野口 俊明君） 10 番 近藤 大介君。

○議員（10 番 近藤 大介君） 予算書 31 ページの児童福祉総務費の関係でお尋ねしたいと思います。

先ほど歳入のほうで圓岡議員の質疑の中でやりとり聞いておりましたが、子育て世帯の臨時特例給付金で、児童手当の受給の対象であるにも関わらず、この給付金の申請をしておられない世帯が若干数あるという答弁がございました。まあ中には、別にうちの家はお金に困らんと、そんな給付金なんかいらんわいという方もなかにはあるかもしれませんが、まあやりとりを聞いておりましたですね、ひょっとしたらこれはネグレクト、児童虐待であったりとか、育児放棄の可能性もありはしないかというふうに思ったわけでありまして。担当課としては、何度も通知してですね、申請がされないというの

は確認しておられてそのことに関しては全く問題ないと思うんですけども、育児放棄の疑いがあるということを考えれば児童保護の担当課とですね、情報共有をしてネグレクトになっていないかどうか、ということの確認があつてしかるべきではないかなというふうに思ったんですけど、そういった情報共有はなされているかどうかということの答弁をお願いします。

○住民生活課長（森田 典子君） 議長、住民生活課長。

○議長（野口 俊明君） 森田住民生活課長。

○住民生活課長（森田 典子君） お答えいたします。子育て給付の受給をされないところにつきまして育児放棄といったような状況が云々ということは想定しておりません。ですけども、今おっしゃいましたように児童手当との関係もございますので、なかなか連絡のつかないところにつきましては、分かる範囲の聞き合わせと言いますか、そういったようなことも務めてするようにはしておりますけれども、はっきりと育児放棄で云々といったようなところまでの視点ではおりませんでしたので、今後そういったようなところにも注意をして事業をしていきたいと思っております。以上です。

○議員（10 番 近藤 大介君） 議長、10 番。

○議長（野口 俊明君） 近藤 大介君。

○議員（10 番 近藤 大介君） ありがとうございます。是非そのようにお願いしたいと思うんですけども、特に住民生活課に関しては、プライバシーということですね、住民の個人情報に関しては、特に敏感な窓口だと思っておりますが、それと同等、あるいはそれ以上に児童の保護であったりとか、子どもの権利というのは大事なことだと思います。是非そのあたり、担当課としっかり子供のためにいい連携をとっていただくようお願いしたいと思います。まあ、若干逸れるかもしれませんが、学校教育課なり教育長なりからもそのあたりの考え方について説明いただけたらと思います。

○幼児・学校教育課長（林原 幸雄君） 議長、幼児・学校教育課長。

○議長（野口 俊明君） 林原幼児・学校教育課長。

○幼児・学校教育課長（林原 幸雄君） 実は幼児・学校教育課が要保護児童対策地域協議会という協議会の事務局をもっております。そのなかで子供たちを虐待から守るという観点でいろんな関係機関を含めていろんな対策を練ったりとか、年に1回、代表者会議ということで、関係機関集まっていただいて会議を開き情報共有し、それから個別の案件につきましては、そのなかで必要な関係機関が集まってその事案に対する支援策を協議するケース会議というものを開いております。いまそういう会議を代表者会議は年に1回でございますが、ケース会議はもう36回程度開いておりますので、そのなかで対応策をずっと探っていく、支援策を講じているところでございます。

また、そういう事案、不安な事案とか、そういうものに対しては、要対協と呼んでおりますが、その事務局のほうでもアンテナを高くしておきたいと思っておりますが、ま

たそういう情報がありましたら幼児・学校教育課のほうにご一報していただければ対応できると思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（野口 俊明君） 他に質疑ありませんか。

○議員（13 番 岩井 美保子君） 議長、13 番。

○議長（野口 俊明君） 13 番 岩井 美保子君。

○議員（13 番 岩井 美保子君） 1 点だけお願いいたします。19 ページの 10、節 10 ですね、交際費、町長交際費としてすね、15 万ほど挙がっております。当初は 90 万挙がってましたね、当初予算では、27 年度も。それで足りなくて補正を組まれたんだと思います。そして 28 年度の予算もみてみましたら、また 90 万当初予算に挙げてあるんですね。足りないんだったらね、補正予算っていうことに上げなくて 130 万とか 150 万とかっていうふうに最初からあげてあったほうがいいんじゃないかと私は思っておりますけど、そこらへんのところはどうですか。予算を組まれる方の思い。

○副町長（小西 正記君） 議長、副町長。

○議長（野口 俊明君） 小西副町長。

○副町長（小西 正記君） 今回補正予算で 15 万挙げさせていただいておりますが、これから 3 月の末にかけて 3 件の企業進出の調印式を予定しておるところでございます。それらの費用として町長交際費を利用させていただきたいということで予算計上をさせていただいております。以前は町長交際費ということで、各旧町においても 100 万以上の金額を予算計上しておりましたけど、不用額もたくさんあったり、あるいは使い方のいろいろ制限がやはり加えていかなければならないということで、本当に必要な部分は、いくらかということ論議していただいた経過がございます。その関係で、今まで 90 万ぐらいで納めておったということでございますが、今回のように必要な事案があったと時には、議会の皆様にご協議いただいて相談させていただいて承認をいただきたいという思いをもっておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議員（13 番 岩井 美保子君） 議長、13 番。

○議長（野口 俊明君） 岩井 美保子君。

○議員（13 番 岩井 美保子君） よく分かっておりますけれど、こういうふうにして補正なんていうよりも、ちゃんと働いてもらわないけませんので、しっかりと予算は付けてすね、町長には働いていただかなければいけないと思っておりますので、そのようにご判断をいただきたいと思っております。

○議長（野口 俊明君） 要望ですか。質問ですか。語尾までちゃんとってください。

○議員（13 番 岩井 美保子君） はい、大変失礼いたしました。しっかりとそのようにさせていただくことはできませんか。

○副町長（小西 正記君） 議長、副町長。

○議長（野口 俊明君） 小西副町長。

○副町長（小西 正記君） しっかり町長に働けということでございますので、それも参考にさせていただきながら協議させていただきます。ありがとうございます。

○議長（野口 俊明君） 他にありませんか。

○議員（9番 野口 昌作君） 議長、9番、

○議長（野口 俊明君） 9番 野口 昌作君。

○議員（9番 野口 昌作君） 21 ページ、2 の文書広報費の 13 委託料で、文書整理業務委託料が 840 万円減額になっておりますが、かなりの額が減額になっておると、これはどういうことからこういうことがおきたんかなということでございます。

それから、26 ページの戸籍住民台帳費で 19 負担金補助及び交付金ということで 289 万 4,000 円交付金を出すということになっておりますが、これはどこに交付金を出すよなことになるのかなということをちょっとお尋ねしたいです。

それからですね、33 ページの保育所費のなかの委託料でですね、保育所広域入所児童委託料ということがあります、209 万 4,000 円がありますが、これは何名の保育所児童がこういうことになっているかということをお尋ねします。48 ページに教育振興費のなかで負担金補助及び交付金で、全国大会の旅費が 107 万 4,000 円、増額になっておりますが、これうれしいことだと思いますけども、どのような方がそういうことになって増額になったかということをお尋ねしたいと思います。

それから 53 ページでですね、今の、あ、53 ページのほう先に話をしますけども、公債費でですね、元金が 79 万 8,000 円増額になる。償還金利子および割引料の元金が 79 万 8,000 円増額になって、利子が 943 万 9,000 円減額になる。これは両方減額になるなら分かるけど、片一歩が増額になって片一歩が減額になるということはどういうことかなということはどういうことかなというぐあいに思ったりします。

それから今の小学生っていうんですか、子供さんの全国大会のは説明書にあるということですので、これはいいです。

○総務課長（酒嶋 宏君） 議長、総務課長。

○議長（野口 俊明君） 酒嶋総務課長。

○総務課長（酒嶋 宏君） まず 21 ページの文書整理業務委託料ですけれども、これにつきましてですね、平成 18 年になると思うんですが、文書管理システムというシステムを入れておまして、文章をですね、文書を電子的に保存したりするものを入れております。これを更新しようということ、10 年たちましたので、新しくしようということで予定しておまして、プロポーザル的なものまでやっておりましたけれども、マイナンバーの関係でシステムを分割したりということが出てきましたので、ちょっと今年度は止めて次年度やったほうがいいのではないかとということで今回落とさせていただきました。それから 53 ページの公債費の関係ですけれども、これはですね、2005 年に借りた臨財債がですね、率の見直しの時期がきておまして、これが元利均等で借り

ておったようです。そのために、利息が今下がっておりますんで、利息の部分が下がって943万9,000円の減、で、元金のほうがその関係で、均等で返しますんで上がるということがあったようで、こういう形で元金は上がるけれども、利子は下がるというような形になっているということでございます。

○**幼児・学校教育課長（林原 幸雄君）** 議長、幼児・学校教育課長。

○**議長（野口 俊明君）** 林原幼児・学校教育課長。

○**幼児・学校教育課長（林原 幸雄君）** それでは33ページの広域入所の児童の委託料でございますが、まず町外の公立の保育所に通う子が2名の見込みでしたが、6人になったということでございます。それと私立は5名の見込みでありましたが、8人に増えたということでございます。

それから、因みに全国大会等の出場旅費でございますが、概要のほうにも書いてありますが全てスキーでして、中国大会には名和中ひとり、大山中7人、全国大会には、名和中1人、大山中4人が出場いたしました。以上です。

○**住民生活課長（森田 典子君）** 議長、住民生活課長。

○**議長（野口 俊明君）** 森田住民生活課長。

○**住民生活課長（森田 典子君）** 26ページになります。戸籍住民台帳費の19、負担金補助及び交付金のところにあります個人番号カードの交付金289万4,000円でございます。こちらをどこに支払うかということですが、個人番号カードを作っておりますのが、中央にあります地方公共団体情報システム機構というところで全国の個人番号カードを作っておることがございます。そちらに支払う交付金でございます。こちらのほうですが、歳入のほうの7ページ、こちらに国保の補助金ということで、同額を歳入としてうけとっております。そのカードの作成に係る費用を国から国保でいただいて、それを町のほうから交付金という形で先ほど申し上げました情報システム機構のほうに支払をするといった仕組みになっておるものでございます。以上です。

○**議長（野口 俊明君）** いいですか。他にありますか。

○**議員（14番 岡田 聡君）** 議長、14番。

○**議長（野口 俊明君）** 14番 岡田 聡君。

○**議員（14番 岡田 聡君）** 2点ほど23ページから24ページ、電子計算機、総務費のなかの電子計算機ですが、補正予算の概要にありますのでこちらから申し上げます。セキュリティを高めるためにこういうシステムを導入ということですが、個人番号の導入によって、これ多分セキュリティの必要性が高まったと思うんですが、そのウェイトが高いと思うんですが、国庫補助僅か635万円、もっともっと国の政策で変えるわけですから、もっと国の補助が多くてもいいと思うんですが、その点どうお考えですか。

それとこの説明のなかで可用性と読むんですかね、これ辞典で引いてもないんですが、

意味をお願いいたします。

それと 38 ページの農林水産業費、県営畑地帯総合整備事業負担金、これ中山 3 期と名和 3 期でしたね。これ国の補正 1 号で、予算を活用して事業進捗を図るということで前倒しで事業実施ということですが、地方債 3,300 万、一般財源 4,950 万ですか、これわざわざ借金までして前倒しという意味、それと国からいつ入ってくるのかどうか、その説明をお願いします。

○総務課長（酒嶋 宏君） 議長、総務課長。

○議長（野口 俊明君） 酒嶋総務課長。

○総務課長（酒嶋 宏君） 行政システムネットワークの関係ですけれども、確かに国の補助金のほうは非常に少額でもう少しいただけるのかなというふうに思っておりますけど、まあ国の配分ですので、どうしようもないところがあります。で、先ほどの全協でもご説明しましたけれども、この分離という部分がですね、マイナンバーが入ったので、強化はせないけんという部分があるんですけども、そもそも自治体としてプライバシー保護というですか、セキュリティーを確保しておかないといけないではないかという部分もありますので、ここはなかなか町がやるべきものなのか、国が補助するべきものなのかというところあると思います。

それからちょっと可用性という言葉ですけれども、使い慣れない言葉ですが、使う時の運用面での言葉であると思います。電算でこういう言葉を使っていると思いますので、申し訳ありません。

○農林水産業課長（山下 一郎君） 議長、農林水産業課長。

○議長（野口 俊明君） 山下農林水産業課長。

○農林水産業課長（山下 一郎君） 38 ページの負担金の関係でございます。この事業については今現在継続してやっております畑かん事業の関係でこのたび国のほうで補正予算がついたということで急きょ補正対応ということで今回補正をさしていただいて 28 年へ、全額繰越をして県が事業をされるものでございます。ここに予算化してあるものは総事業費の 25% 部分が地元と町負担部分ですので、それを予算化させていただいているところでして、国のお金は県のほうにいくので町には入ってきません、という畑かん事業を推進するというところで T P P 関連の補正予算ということで国がついたものを県が利用されるというものでございます。

○議員（14 番 岡田 聰君） 議長 14 番。

○議長（野口 俊明君） 岡田 聰君。

○議員（14 番 岡田 聰君） 電子制計算機、行政ネットワークのこの強靱化事業ですが、これは各自治体でそれぞれやり方が違うもんですか。だいたい同じようなものですか。

○総務課長（酒嶋 宏君） 議長、総務課長。

- 議長（野口 俊明君） 酒嶋総務課長。
- 総務課長（酒嶋 宏君） 各自治体で一緒かどうかということですのでけれども、基本的にはインターネットの部分と、L G I という部分、それから住基とか税の部分 3 つの部を分けると言うのは同じ考え方です。ただ分け方がパソコンをですね、完全に分けて 3 台持つかまあ 1 台の部分はさっき説明させていただきました可用性という形です、1 台を切り替えながらやるかというような手法は違いますが、基本的な考え方としては同じ経路ではつながらないようにするという形では一緒の考え方です。
- 議長（野口 俊明君） 他にありませんか。
- 議員（6 番 米本 隆記君） 議長、6 番。
- 議長（野口 俊明君） 6 番 米本 隆記君。
- 議員（6 番 米本 隆記君） ちょっと間違いかもしれませんが、先ほどですね。野口議員のほうからの指摘があったと思うんですけど、33 ページの 13 委託料で保育所広域入所児童委託料 209 万 4,000 円のことがあったと思うんですけど。それについて答弁がなかったというのがあります、私もこのこと聞きたかったもんでして、ありました？で、そんなかで一つ私が聞きたいのは、広域入所されるのはいいんですけど、払うのはいいんですけど、その子どもさんが、町は 6 カ月未満ですかね、親御さんのほうでっていうことがありますけど、この場合に例えばよそに預けられた方を町内の方が委託料払いますよね、保育園に。その場合に、それはどういうふうになってますか。
- 幼児・学校教育課長（林原 幸雄君） 議長、幼児・学校教育課長。
- 議長（野口 俊明君） 林原幼児・学校教育課長。
- 幼児・学校教育課長（林原 幸雄君） まあ他町には 2 カ月経過してそういう児童を預かる施設もあります。そういうところでは、広域入所として認めております。
- 議員（6 番 米本 隆記君） 議長、6 番。
- 議長（野口 俊明君） 米本 隆記君。
- 議員（6 番 米本 隆記君） 僕問題だと思うんですけど。町内では 6 カ月認めないとなっていて、じゃあ行けないから他町に連れて行けばそこでは保育が可能になるってことが、果たして公平か、になってくると思うんですけど。そのへんちょっと考えてもらいたいなというふうに思うのが 1 点ありますし、来年度以降、そのへんどうされるのかというのをちょっとお聞きしたいと思います。
- 幼児・学校教育課長（林原 幸雄君） 議長、幼児・学校教育課長。
- 議長（野口 俊明君） 林原幼児・学校教育課長。
- 幼児・学校教育課長（林原 幸雄君） 私たちの願いとしては、ある程度の年齢までは家庭で子供たちが育つということは大変重要なことだと思っております。ただ家庭の事情によりましては、どうしてもそういう形態をとらなければならない家庭もございますので、その部分はやはり救済すべきかなというふうには考えております。

○議員（6番 米本 隆記君） 議長、6番。

○議長（野口 俊明君） 米本 隆記君。

○議員（6番 米本 隆記君） ですから、もしもそれが、今課長が言われるように必要だとあれば町内でも受け皿作らないけんでしょっていうことになるんですよ。そこなんですよ。それが公平じゃないですかっていうことを言うんですけど。

○幼児・学校教育課長（林原 幸雄君） 議長、幼児・学校教育課長。

○議長（野口 俊明君） 林原幼児・学校教育課長。

○幼児・学校教育課長（林原 幸雄君） まあ基本的な考え方は最初に申しましたようにある程度の年齢になるまでは家庭で子どもたちが育つということが大変重要だというふうには考えておりますし、子どもたちの育ちのなかでそういうことが重要だということは過去いままでいろんな専門家の話を聞きましたけども、そのなかでも再三言われていることです。ただ、やはりそういう家庭もあるということは確かに考えていかなければなりません。ただ、非常に月齢がたっていないお子さんを預かるということは、まだ首も座っていない状態のお子さんを預かることとなりますので、いろんな問題点があろうかと思っています。それを確かに保育所で預かることが本当に可能なのかどうなのかという体制的なものも含めながら検討していかなければならないのかなというふうに考えているところです。

○議長（野口 俊明君） 他にありませんか。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） 議長、4番。

○議長（野口 俊明君） 4番 圓岡 伸夫君。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） 18ページからいきます。中ほどの一般管理費の報酬の行財政改革審議会委員報酬35万4,000円の減額です。当初予算をみますと56万7,000円でしたから約6割の減額ですけれども理由をお聞きしたいと思います。

19ページ、中ほどの旅費の自治研旅費20万円の減額です。当初予算は49万2,000円でしたから、約4割の減額ですけれども、理由をお聞きしたいと思います。20ページ、総務費の委託料の職員健康診断委託料60万円の減額です。当初予算では315万7,000円でしたから、約2割の減額ですけれども理由をお聞きしたいと思います。その下の研修会委託料72万9,000円の減額です。当初予算は150万円でしたが、5割以上の減額ですけれども理由をお聞きしたいと思います。

その下の職員採用試験委託料6万円の減額ですけれども、当初予算を全額減額された理由をお聞きしたいと思います。その下の使用料及び賃借料の合併10周年事業65万1,000円の減額です。当初予算では87万5,000円になっていましたけれども、その大半である65万1,000円の減額の理由をお聞きしたいと思います。文書広報費の共済費の雇用保険料の作業員等分の29万7,000円の減額と21ページになりますけれども、作業員等賃金の一般分193万9,000円の減額です。当初予算を全額減額された理由をお聞きし

たいと思います。

その下の負担金補助及び交付金の放送施設設備費補助金 130 万円の減額です。当初予算 200 万 2,000 円ですけれども、その半分以上の 130 万円を減額された理由をお聞きしたいと思います。

その下の財産管理費の委託料の冷暖房保守点検委託料 50 万円の減額です。当初予算では 83 万 4,000 円でしたけれども、半分以上の 50 万円以上を減額される理由をお聞きしたいと思います。

その下の使用料及び賃借料の清掃器具借上料 20 万円の減額です。当初予算 37 万 6,000 円でしたけれども約半分の 20 万円を減額される理由をお聞きしたいと思います。

22 ページ、企画費の需用費の食糧費の国際交流 18 万円の減額です。当初予算を全額減額された理由をお聞きしたいと思います。

その下の印刷製本費の「未来づくり 10 年プラン」策定事業の 141 万円の減額です。当初予算は 554 万 5,000 円でしたが、約 25%減額される理由をお聞きしたいと思います。

その下、役務費の手数料、移住定住促進事業 10 万円の減額です。当初予算を全額減額される理由をお聞きしたいと思います。

その下の使用料及び賃借料の移住相談会出展料 3 万円と国際交流 41 万円です。当初予算を全額減額された理由をお聞きしたいと思います。

その下、負担金補助及び交付金の国際交流事業人材育成事業補助金 57 万円の減額です。当初予算は 255 万円でしたから約 2 割の減額にあたりますけれども、理由をお聞きしたいと思います。

23 ページ、子育て世帯移住定住空き家改修支援事業補助金 194 万 7,000 円の減額です。当初予算 250 万円でしたから約 8 割の減額にあたりますけれども理由をお聞きしたいと思います。

23 ページですね、その下の太陽光発電導入促進事業補助金 118 万 2,000 円の減額です。当初予算は 300 万円でしたから 1/3 以上の減額ですけれども理由をお聞きしたいと思います。

その下の地域活性化支援事業交付金 67 万 4,000 円の減額です。当初予算は 100 万円でしたから半分以上の減額ですけれども理由をお聞きしたいと思います。

その下の移住定住奨励金 20 万円の減額です。当初予算は 30 万円でしたが、20 万円の減額の理由をお聞きしたいと思います。

その下の大山暮らし体験助成金 5 万 3,000 円の減額です。当初予算は 6 万円でしたから、そのほとんどの減額ですけれども理由をお聞きしたいと思います。

電子計算費の消耗品費 60 万円の追加です。当初予算は 61 万 9,000 円でしたから、今になって当初予算の約倍の追加ですけれども理由をお聞きしたいと思います。

24 ページ、交通安全指導者被表彰者記念品 7 万円の追加です。当初予算は 4,000 円で

したが、今になって7万円を追加される理由をお聞きしたいと思います。その下のデマンドバス運転業務委託料35万円の追加です。追加される理由をお聞きしたいと思います。

その下の自動車借上料20万円の減額です。当初予算24万円でしたが、その内の20万円を減額される理由をお聞きしたいと思います。一番下の総務施設管理費の光熱水費の旧逢坂保育所管理事業50万円の減額です。当初予算は120万円でしたが、半分近い50万円を減額される理由をお聞きしたいと思います。

25 ページ、総務施設管理費の役務費の手数料の仁王堂公園14万円の減額です。当初予算は15万4,000円でしたから、そのほとんどを減額されていますけれども理由をお聞きしたいと思います。

25 ページ、戸籍住民台帳費の役務費の通信運搬費10万円の減額です。当初予算10万円を全額落とされる理由をお聞きしたいと思います。

26 ページ、戸籍住民台帳費の使用料及び賃借料の戸籍総合システムリース料292万6,000円の減額です。当初予算は454万3,000円でしたから6割以上の減額ですけれども理由をお聞きしたいと思います。

28 ページ、社会福祉総務費の役務費の通信運搬費の臨時福祉給付金事業29万1,000円の減額です。当初予算は69万6,000円でしたから約4割の減額ですけれども理由をお聞きしたいと思います。

同じく手数料の臨時福祉給付金事業17万3,000円の減額です。当初予算は43万2,000円でした。4割の減額ですが理由をお聞きしたいと思います。

28 ページ、社会福祉施設費の需用費の修繕料の施設備品等修繕料21万6,000円の追加です。当初予算は10万円でしたけれども、今になって施設備品等修繕料を21万6,000円追加される理由をお聞きしたいと思います。

31 ページ、児童福祉総務費の役務費の通信運搬費の子育て世帯臨時特例給付金20万8,000円の減額です。当初予算は22万7,000円でしたから、そのほとんどを減額されていますけれども、理由をお聞きしたいと思います。その下の扶助費の障がい児通所給付費等198万7,000円の追加です。今になって198万7,000円の追加をされる理由をお聞きしたいと思います。

33 ページ、保育所費の報償費の講師謝礼51万円の減額です。当初予算は60万円でしたが、51万円減額される理由をお聞きしたいと思います。

34 ページ、中ほどの使用料及び賃借料の機器借上料10万円の減額です。当初予算から全額落とされる理由をお聞きしたいと思います。

環境衛生費の委託料の投棄廃棄物処理委託料12万4,000円の追加です。当初予算は15万円でしたが、今になって12万4,000円を追加される理由をお聞きしたいと思います。

35 ページ、塵芥処理費の職員手当の時間外勤務手当、名和クリーンセンター分31万

4,000 円の追加です。当初予算は 30 万円でしたが、今になって 31 万 4,000 円を追加される理由をお聞きしたいと思います。

一番下の委託料の発泡スチロール処理委託料 20 万円の減額です。当初予算は 36 万 4,000 円でしたが、半分以上減額される理由をお聞きしたいと思います。

37 ページ、農業振興費の就農条件整備事業補助金 499 万 2,000 円の減額です。当初予算は 1,585 万 3,000 円でした。約 1/3 の減額ですけれども理由をお聞きしたいと思います。

39 ページ、農業施設運営費の需用費の光熱水費の大山農村環境センター 70 万円の減額です。当初予算は 232 万 8,000 円でした。今になって 70 万円を減額される理由をお聞きしたいと思います。

40 ページ、委託料の被害木空中探査委託料 55 万 7,000 円の減額です。当初予算は 120 万円でしたが、約半分の 55 万 7,000 円を減額される理由をお聞きしたいと思います。

一番下の負担金補助及び交付金の間伐材搬出促進事業補助金 60 万 6,000 円の追加です。当初予算は 50 万円でしたが、今になって当初予算以上の 60 万 6,000 円を追加される理由をお聞きしたいと思います。

41 ページ、林業振興費の負担金補助及び交付金の森林環境保全税関連事業費補助金 489 万 6,000 円の減額です。当初予算は 679 万 6,000 円でした。今になって 7 割近い金額を減額される理由をお聞きしたいと思います。

41 ページ、農業雇用促進対策事業費補助金 253 万 6,000 円の減額です。当初予算を全額減額される理由をお聞きしたいと思います。

その下の漁港管理費の需用費の施設修繕料 72 万 7,000 円の追加です。当初予算は 107 万 6,000 円でした。今になって 72 万 7,000 円を追加される理由をお聞きしたいと思います。商工振興費の負担金補助及び交付金の雇用助成交付金 1,231 万 7,000 円の減額です。当初予算は 1,730 万円でした。約 7 割の減額ですけれども理由をお聞きしたいと思います。

その下の貸付金の中小企業小口融資貸付金 217 万 2,000 円の減額です。当初予算は 249 万 9,000 円でした。実に 87% の減額ですが理由をお聞きしたいと思います。

42 ページ、観光費の需用費の修繕料の看板修繕料 25 万 1,000 円の減額です。当初予算は 51 万 9,000 円でした。約半分の減額ですが理由をお聞きしたいと思います。

その下の委託料の観光案内看板維持管理委託料 24 万 5,000 円の減額です。当初予算は 31 万円でした。約 8 割の減額ですが、理由をお聞きしたいと思います。

その下の工事請負費の観光案内看板新設・更新工事 167 万 5,000 円の減額です。当初予算を全額減額される理由をお聞きしたいと思います。

43 ページ、その下の負担金補助及び交付金の負担金。ギャラリー運営負担金 89 万

9,000円の減額です。記憶だと何カ月かは運営をされていたと思いますが、当初予算の全額を減額される理由をお聞きしたいと思います。

道路新設改良費の委託料の測量等委託料（単町事業）152万4,000円の減額です。当初予算は200万円ですから3/4の減額ですが理由をお聞きしたいと思います。

44 ページ、河川管理費の委託料の小規模急傾斜地崩壊対策事業344万円の減額です。当初予算は950万円でしたから、約1/3の減額ですが理由をお聞きしたいと思います。

その下の公有財産購入費の小規模急傾斜地崩壊対策事業100万円の減額です。当初予算は160万円でしたが、100万円を減額される理由をお聞きしたいと思います。

45 ページ、住宅管理費の需用費の修繕料の町営住宅修繕料150万円の追加です。概要説明で退が見込みより多かったことによるということですが、何軒分かということと、普通は敷金であり現況回復費用などが契約上あると思いますけれども、町営住宅ではそのあたりはどうなっているのかお聞きしたいと思います。

その下の消防施設費の需用費の修繕料の建物等修繕料20万円の減額です。当初予算は30万円です。20万円を減額される理由をお聞きしたいと思います。

教育振興費の賃金のスクールソーシャルワーカー等活用事業17万4,000円の追加です。当初予算でも195万7,000円計上されていましたが今回17万4,000円を追加される理由をお聞きしたいと思います。

47 ページ、学校管理費の委託料の冷暖房保守点検委託料30万8,000円の減額です。当初予算では113万2,000円です。今になって30万8,000円の減額をされる理由をお聞きしたいと思います。

49 ページ、公民館費の需用費の燃料費の名和公民館65万円の減額です。当初予算は140万8,000円です。今になって65万円を減額される理由をお聞きしたいと思います。

その下の委託料の冷暖房保守点検委託料20万4,000円の減額です。当初予算では77万9,000円です。今になって20万4,000円の減額をされる理由をお聞きしたいと思います。

図書館費の補償補填及び賠償金の図書館大山分館司書労務災害補償金1万5,000円の説明をお願いします。

同和教育費の需用費の消耗品費30万円の減額です。当初予算では79万8,000円です。今になって30万円の減額をされる理由をお聞きしたいと思います。

50 ページ、文化財費の需用費の修繕料の文化財看板等修繕料34万6,000円の減額です。当初予算49万7,000円です。今になって34万6,000円の減額をされる理由をお聞きしたいと思います。

○議長（野口 俊明君） これから答弁になりますが、一応質問が終わった時点でここで休憩したいと思います。再開は14時40分といたします。休憩いたします。

午後4時30分休憩

午後 4 時 40 分再開

○議長（野口 俊明君） 再開いたします。先ほどの圓岡議員の質疑の答弁を申し上げますが、審議の途中であります。まだ 5 時になっていませんが、傍聴者の皆さん、そして議員管理職の皆さんにお断りをいたします。まもなくあと 20 分ほどで 5 時になりますが、本日は、議決案件が 13 件ございます。質疑・討論・採決ということですので、必ず 5 時を超えます。本日は 5 時を超えましても、予定しております全日程が終了するまでは時間を延長したいと思いますので、よろしく願いいたします。

そういたしますと、続けていきますので、よろしく願いいたします。執行部の答弁を求めます。

○副町長（小西 正記君） 議長、副町長。

○議長（野口 俊明君） 小西副町長。

○副町長（小西 正記君） ただいまご質問いただきました大方の案件につきましては、当初予算から、たてましてからそれぞれ経過した実績にもとづいて減額をさせていただいたことが、大半でございます。

詳しいことはそれぞれの担当のほうからは説明させていただきますけども、その点を十分ご理解いただきたいというふうに思います。

○総務課長（酒嶋 宏君） 議長、総務課長。

○議長（野口 俊明君） 酒嶋総務課長。

○総務課長（酒嶋 宏君） 落としているものがあるかもしれません。まず 18 ページの行革審議会ですけれども、当初 10 回程度見込んでいたものが 5 回で終わりましたので、その予算残という形です。それから自治研の旅費ですけど、これはアカデミー、それから県内の研修ですけれども、今、公用車を使ったり、分かっているもの早めに券をとっていますので、かなり安く、少ない出費ですんだという形だと思っています。

それから 20 ページの職員の健康診断ですけども、臨時嘱託の方のものを町民が受ける健診のほうに切り替えた形で昨年度より安くなった、予算が残っているという形です。それから研修委託ですけど、これは労働局のほうにお願いしたりして、予算がいらぬものをやりましたので、かなり残ったということでございます。作業員の共済費、それから、あっ採用試験につきましては、これは町村会のほうにやっただいていますが、町村会のほうで、今回は見ていただきましたので予算が残ったということになっております。

それから作業員賃金の雇用保険。それから 21 ページの賃金ですけど、これは文書整理の業務をお願いしようと思っておりましたが、先ほど言いましたように今年度は取りやめましたので、この分は全額落としたということになっております。合併 10 周年は、企画でいいですか？

それから 21 ページの冷暖房費の委託は、これは入札で減という形です。それから清

掃器具の借り上げですけど、トイレの消臭のものを今年度途中で止めましたので、これで予算が残ったという形です。

それから 23 ページの消耗品費ですけども、これにつきましては、情報ネットワークの強化ということで挙げております。資料を渡しているなかでパスワード、暗号化機能付きの USB を購入するというので 60 万今回計上しています。以上です。

○企画情報課長（戸野 隆弘君） 議長、企画情報課長。

○議長（野口 俊明君） 戸野企画情報課長。

○企画情報課長（戸野 隆弘君） 22 ページの企画費のところからでございます。需用費の国際交流ですけども、襄陽郡が来町される事業が中止になったということです。次の未来づくり 10 年プランの印刷費でございますけども、主要が固まりましたので改めて見積りを取った結果、その減額になるということです。その下の手数料、移住定住促進事業ですけど、これは空き家のマッチングをするときに、修繕の見積もりが必要な場合に、専門の方に委託するというので事業を立てておりましたが、利用がなかったということでございます。それと使用料のところ、移住定住相談会出店料、必要なケースについて、今年度は県が支出をしていただいたので、町は必要なかったということです。国際交流の減額は襄陽の来町中止でございます。補助金の国際事業人材派遣事業、今年度襄陽郡、中学生を派遣する予定でございましたけども、感染症の流行により中止したものでございます。

その次のページですが、子育て移住定住空き家改修支援事業補助金でございます。実績は 2 件ございましたけども、事業費が非常に少なかったということと、件数も予定したよりも少なかったということでの減額でございます。太陽光発電導入促進事業でございますけども、実績が予算よりも少なかったということでございます。地域活性化支援事業交付金でございますけども、今年度は 3 集落が利用されましたけども、新規のところあまりなかったというところで減額でございます。

移住定住奨励金でございます。集落が移住された方との交流を図るというところの事業ですけども、3 件予算化をしておりましたけども、該当が 1 件しかなかったということでございます。田舎暮らし体験助成は、移住定住のために町内の施設友好館を使われる場合の利用の補助でございますけども、利用が非常に少なかったというところでございます。

次のページでございます。24 ページ、10 番交通安全対策費の記念品でございます。交通安全指導員さんは 27 年度、28 年度、今の 2 年間の任期でお願いしておりましたが、1 名事情がありまして退任されましたので、その規定によりまして記念品を用意するものでございます。デマンドバスの委託料でございます。これについては、デマンドバスが、5 台が可動している場合と待機している場合とで実績で委託料が金額が違ってまいります。可動しているところが当初より多かったというところでの増額であります。そ

れと自動車、その下の自動車借上料ですけれども、デマンドバス、電気自動車ですが冬場は、充電が長持ちしないということがございまして、万一そういうことが生じた場合は、タクシー会社に委託しておりますけれども、タクシーを代わりに使っていただくというところで、その使用料を予定しておりましたが、今年についてはその利用が今のところほとんどないということでの減額でございます。

それと総務施設費管理の逢坂保育所の管理事業でございます。これについては、施設内農産加工所と、それから誘致企業が事務所を持っております。そういったところの光熱水費でございますけれども、予定より見込み少なくなるというところでございます。以上です。

○総務課長（酒嶋 宏君） 議長、総務課長。

○議長（野口 俊明君） 酒嶋総務課長。

○総務課長（酒嶋 宏君） すみません。20 ページの使用料ですけど、合併 10 周年事業、これはテメキュラが来られなかったということで、実績で減額するものです。それから 45 ページの消防施設費ですけれども、これは本署等の修繕を見込んでおりましたが、実績で落としています。

○人権・社会教育課長（門脇 英之君） 議長、人権・社会教育課長。

○議長（野口 俊明君） 門脇人権・社会教育課長。

○人権・社会教育課長（門脇 英之君） それではお答えいたします。まず 39 ページ、大山の環境改善センターの燃料費と名和公民館の光熱費につきましては、これは暖冬と油価格の下落による不用額が出たものでございます。

48 ページの公民館の冷暖房保守委託料の減額は入札減によるものでございます。同じく図書館費の災害補償金につきましては、臨時職員の労務災害事故に伴う待機期間、3 日間の休業補償金でございます。

それから 50 ページの文化財の看板修繕の減額につきましては、風雨とか雪による壊れが少なかった、これは遊歩道の看板でございます。という原因での減額でございます。以上です。

○幼児・学校教育課長（林原 幸雄君） 議長、幼児・学校教育課長。

○議長（野口 俊明君） 林原幼児・学校教育課長。もう少し大きな声で言ってください。

○幼児・学校教育課長（林原 幸雄君） はい、では、33 ページの講師謝礼でございますが、当初運動遊びの講師を予定しておりましたが、補助事業を使っただけの講師を予定しておりましたが、補助事業採択ならなかったもので、実施をしておりません。

それから 46 ページのスクールソーシャルワーカーの賃金でございますが、これは勤務実績によります増額でございます。

47 ページの委託料の冷暖房保守点検委託料でございますが、これは入札減でございます。以上です。

- 人権・社会教育課長（門脇 英之君） 議長、人権・社会教育課長。
- 議長（野口 俊明君） 門脇人権・社会教育課長。
- 人権・社会教育課長（門脇 英之君） すみません、1点落としておりました。49ページの同和教育費の消耗品でございますが、これは人権の花の委託費でございますが、これは県の補助金が減額になったために事業費を減額したものでございます。
- 住民生活課長（森田 典子君） 議長、住民生活課長。
- 議長（野口 俊明君） 森田住民生活課長。
- 住民生活課長（森田 典子君） 住民生活課の関係の答えをいたします。まず25ページ、戸籍住民台帳費の役務費通信運搬費10万円の減でございます。マイナンバーの導入にあたりまして当初予算のほう組んでおりました。交付金絡みということで組んでおりましたが、年度中途に人件費も補助対象ということに変更がありましたので、そういった部分を組み替える形で通信運搬費のほう減としております。

それから次に、26ページでございます。使用料及び賃借料の戸籍総合システムのリース料292万6,000円の減でございます。これにつきましては戸籍システムのリースが27年の6月に終了しております。で、新しい契約につきましては、米子市、安来市と共同利用するといったようなことで話が進んでおりました、その話を契約に至るまでの間、実際のところ契約ができたのが、28年の2月からスタートしております。その間の7月から1月までのシステムのリースにつきましては、無料譲渡を受けたという形で請求を受けておりませんので、その分の減額でございます。

次に28ページになります。役務費の通信運搬費と手数料、臨時福祉給付金の減額であります。これは実績による減でございます。

それから、31ページになりますが、こちらのまんなかあたり、役務費の子育て臨時給付金の通信運搬費でございます。これも実績による減でございます。次に34ページ、中段あたり、環境衛生費の委託料、投棄廃棄物の処理委託料12万4,000円の増であります。これにつきましては、建設廃材のスレート類の不法投棄がございまして、それを処理するために不法投棄物の分析を必要とすると、分析をしたものでないと業者のほうで処理ができないということがありまして、内容はアスベストの分析でございます。もの自体は、非飛散性ということで常に危険な状態のものではないということですが、早急に分析をして処理をするということで今回は分析の費用のほうを計上しておるところでございます。

最後に、35ページになります。上のほうの名和クリーンセンターの時間外手当でございますが、名和クリーンセンターの処理のほうが今年度に入りまして効率が落ちております。で、クリーンセンターで焼却する量が例年よりも減っておる状況でございますので、そのあたりを職員の時間外で対応できる限りの対応で行いまして、米子市に持っていく量を少しでも減らすといったような取り組みで今年度時間外手当を増額としてお

るところでございます。以上です。

○農林水産課長（山下 一郎君） 議長、農林水産課長。

○議長（野口 俊明君） 山下農林水産課長。

○農林水産課長（山下 一郎君） まず 37 ページ、真ん中どころ就農条件整備につきましては歳入でご説明させていただいたとおりでございます。

続きまして 40 ページ、いわゆる空中探査委託料等については実績でございます。それから増えたものについては間伐材の搬出補助金ということで、これは大山森林のほうですが、このたび間伐に 27 年度たくさん取り組んでくれたという実績に基づいて補正をさせていただこうというものでございます。

環境保全の関係につきましては歳入でご説明させていただいたとおりでございます。

あと、追加の部分について施設の修繕料については、今の街路灯っていいですか、誘導灯が壊れたということがございましてこれは平田漁港の部分でございますけども、それに急ぎよ修繕が必要ということで今追加で予算計上させていただいた分でございます。磯場等についても歳入でご説明をさせていただきました。以上です。

○福祉介護課長（松田 博明君） 議長、福祉介護課長。

○議長（野口 俊明君） 松田福祉介護課長。

○福祉介護課長（松田 博明君） 28 ページの社会福祉総務費の施設備品等修繕料 21 万 6,000 円ですが、これはセンターなわの施設備品の点検によりまして、厨房の冷凍庫に劣化により要修理箇所が見つかったということで、このたびその冷凍庫を修理するものであります。

それからはぐっていきまして 31 ページの児童福祉費総務費扶助費、障害児通所給付費等 198 万 7,000 円ですが、これは主なものは放課後等のデイ利用者が非常に増えてきた関係で今回増ということでございます。

○健康対策課長（後藤 英紀君） 議長、健康対策課長。

○議長（野口 俊明君） 後藤健康対策課長。

○健康対策課長（後藤 英紀君） 34 ページ、2 番予防費 14 番使用料及び賃借料の借上げ料 10 万円の減額のものでございますけども、これは集団健診の際、オプション健診ということで肌年齢の健診を計画しておりましたが、協会健保と共催してやりました関係で、協会健保のほうで負担していただきました。そのための減額でございます。以上です。

○観光商工課長（持田 隆昌君） 議長、観光商工課長。

○議長（野口 俊明君） 持田観光商工課長。

○観光商工課長（持田 隆昌君） 41 ページの商工費でございます。雇用助成交付金、それから中小企業小口融資貸付金、それから 42 ページの看板修繕料、それから看板の管理委託料、工事請負工事いずれも当初見込みより実績が少なかったということでの減

でございます。

それから 43 ページのギャラリー運営負担金の減は、ギャラリーの運営協議会の自己資金で賄っていただいたということでございます。以上です。

○住民生活課長（森田 典子君） 議長、住民生活課長。

○議長（野口 俊明君） 森田住民生活課長。

○住民生活課長（森田 典子君） 答弁もれが 1 点ございましたのでお願いします。35 ページになります、下のほうになりますが、発泡スチロールの処理委託料の減額についてです。20 万円、この理由としましては、単価が安くなったということで実績に寄ります減額でございます。

○建設課長（野坂 友晴君） 議長、建設課長。

○議長（野口 俊明君） 野坂建設課長。

○建設課長（野坂 友晴君） まず、総務費の関係でございまして 25 ページの仁王堂講演の役務費 14 万円の減でございます。これは、毛虫除去が 1 回に終わったということで精査額でございます。

続きまして土木費の 43 ページでございます。道路新設改良費の委託料、単町事業の委託料の減につきましてでございますが、これは工事費につきましては 12 月議会で落とさせていただいたものを、その時落とす忘れ、落ちということで今回落とさせていただくものでございます。

そして 44 ページでございます。土木費の河川管理費の委託料の減でございます。これは名和地区に 2 か所来年度工事予定としておるところでございますが、当初法枠、あるいはブロック等の複雑な構造物が設計必要であろうというぐあいを考えておりましたけれども、内容を精査いたしましたら、そこまで必要ないということによりまして設計額のほうの減となっております。

合わせまして、公有財産購入費の 100 万の減につきましても精査により面積が減になったということでございますのでご理解いただきたいと思います。

続きまして 45 ページの住宅管理費の町営住宅の修繕料でございます。説明書のほうには、退去修繕が多くなったためというぐあいにあげさせていただいておりますが、現在までの実績と致しまして 25 回の退去修繕があがっております。150 万円の内訳でございますが、今後予想されます所は 4 戸、そして大山口新団地の屋上の防水のほうも修繕する必要がクラックが入りましたことにより 35 万円。そして 1 月の寒波によります凍結修繕が 20 万円、残りは通常修繕に備えるということで 150 万円となっております。そして修繕の基本的な考え方はどうだということでございますが、まず入居されます時に、退去の時に畳の表替え、ふすまの張り替えにつきましては、入居者の方にお世話になるということでございます。その他、入居者の原因により、損傷した部分については当然直していただくということになります。経年劣化に伴います壁のひび割れ等々に

つきましては、町のほうが当然負担するものと考えておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。以上です。

○議長（野口 俊明君） 答弁は終わりましたか。はい、他に。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） 議長、4番。

○議長（野口 俊明君） 圓岡 伸夫君。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） 何点かさせていただきます。

まず20ページの職員の健康診断ですけれども、何か臨時囑託の方の健診を外されたのかなというふうに受け取りました。その方についての補助というものはないのか、お聞きしたいと思ひます。

23ページ、太陽光発電ですけれども、実績が少ないというふうな答弁がありました。調べてみるとですね、例えば米子だと19万2,000円の補助、境港20万円の補助、日吉津40万円、江府町24万円、伯耆36万円、日南が28万円で大山町はですね、12万円です。町民の方からも米子の家電屋さんに行った時に一覧表があるけれども、なんで大山町こんなに少ないのって言われるんですけれども、実際まあ余るようでしたらですね、例えばこのあたり見直すつもりはないのかお聞きしたいと思ひます。

デマンドバスの運転業務委託料35まんですけれども、26年度決算で計算しますと2,471万5,045円で295日営業だと。1日に直すと、だいたい8万3,779円なんです。で、そうした時に委託料ですから当然予算を確保する必要があると思うんですけど、これの計算でいくとまあ4.2日分の不足に当たるというふうに受け取りました。そういう意味でもう少し決算を活かした予算計上ができるのではないかと思ひますけれども、そのあたりこれだけではないですけれども、お聞きしたいと思ひます。

31ページの児童福祉総務費の役務費ですけれども、実際計算するとですね、1万9,000円でできたんだと。そういったなかで26年度決算をみますと9万8,712円の決算が出ています。そういったなかでやはり当初予算に22万7,000円を計上させる、総務課長の査定であり、副町長、町長の査定を経てこういう金額を当初予算で計上されたことだと思ひますけれど、それについて、実際こういう、今回補正をされるわけですが、そのあたりどのように感じておられるのかお聞きしたいと思ひます。

それから環境衛生費の委託料の投棄廃棄物の12万4,000円の追加ですけれども、建設廃材の不法投棄ということで、実際行政が処分せざるを得ないのかなというふうにも思ひますけれども、実際警察にはどのようにか届出をされたうえでの対応だと思ひますけれども、どういうふうにされているのかなということをお聞きします。それから発泡スチロールの処理委託料です。単価が安くなったというふうに言われましたけれども、実際これ今回の補正で15万350円で決算されているわけですが、そういった意味では実際36万4,000円の当初予算がどうだったのかなというふうにも思ひないでもないですが、それについて答弁をいただきたいと思ひます。

47 ページの学校管理費の委託料の冷暖房の保守点検委託料です。実際これ当初予算から今回の補正を引いて 82 万 4,000 円になるわけですがけれども、26 年度決算をみても 82 万 2,960 円です。そういった意味で先ほどと一緒にですけど、当初予算で計上されていた 113 万 2,000 円というものがですね、実際どうなのかということをお答えをいただきたいと思っております。以上です。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 私のほうから 2 点、太陽光につきましては、どこの周辺町村よりも早くから取り組みをしております。国の制度、あるいは県との絡みのなかで進めてきた経過があります。今日の制度においてもそういった状況を絡めて今日の状況に制度として作っておりますので、今後も今の状況、続いていくということで継続していくという考えを持っております。当初予算については前年の状況、あるいはそれぞれの担当課から当年度の見込みというものを精査をしながら出している状況ではありますが、まあ 1 年間たつなかで入札減があったり、いろいろな動向があり、どうしても動くものがあります。そうした経過を含めて今回出させていただいておるということでありますので、よろしく願いをいたします。

○総務課長（酒嶋 宏君） 議長、総務課長。

○議長（野口 俊明君） 酒嶋総務課長。

○総務課長（酒嶋 宏君） 20 ページ職員健康診断委託ですがけれども、これまでは米子市内の病院等に受診をしていただいていたやっておりましたが、これ同じようなものですね、町内で、婦人検診等でできますので、そちらのほうに変更させていただいたということです。で、今回当初予算よりも減額になっております。以上です。

○住民生活課長（森田 典子君） 議長、住民生活課長。

○議長（野口 俊明君） 森田住民生活課長。

○住民生活課長（森田 典子君） お答えいたします。まず子育ての通信運搬費の 20 万 8,000 円の減についてですが、当初の見込み違いであったかというふうに思います。

それから 2 番目の投棄廃材の分析費用 12 万 4,000 円の関係ですがけれども、この不法投棄の捨てられている場所が町道の路肩でございます。官地に投棄をされている不法投棄物については、その官地の所有者であるところが処分するという定めになっておりますために町で処分をするということでございます。

発泡スチロールの処理の費用の減額ですがけれども単価の減だけではございませんが、実際の実績の減ということでご理解いただきたいと思っております。以上です。

○企画情報課長（戸野 隆弘君） 議長、企画情報課長。

○議長（野口 俊明君） 戸野企画情報課長。

○企画情報課長（戸野 隆弘君） デマンドバスの経費のことで、お答えさせていただきます。

す。デマンドバスの予算は実働と待機で差が出るということは、先ほど申し上げたところでございまして、なかなか予測が難しいところがございます。で、今年度につきましては、昨年度とくらべますと、1月末時点ですけれども、利用者が104人増、走行距離が805キロ増ということがございます。一方では、可動の率が非常に低い夕方の1時間を2台は待機も無くすというような形で内部的な見直しもしておりますので、そういったことも含めて予算については考えていっているということです。以上です。

○住民生活課長（森田 典子君） 議長、住民生活課長。

○議長（野口 俊明君） 森田住民生活課長。

○住民生活課長（森田 典子君） 1点、答弁漏れをしておりました。不法投棄物の警察のほうへのということですが、警察にも来ていただいて調査をしてもらった結果でございます。以上です。

○幼児・学校教育課長（林原 幸雄君） 議長、幼児・学校教育課長。

○議長（野口 俊明君） 林原幼児・学校教育課長。

○幼児・学校教育課長（林原 幸雄君） 点検委託料でございますが、当然予算を立てる時には、業者から見積りをとって予算を立てておりますが、実際実施するときにはさらに見積り徴取をして、入札減に努めたという結果でございます。

○議長（野口 俊明君） いいですか。他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第49号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

議案第50号

○議長（野口 俊明君） これから、議案第50号 平成27年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 50 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 50 号は原案のとおり可決されました。

議案第 51 号

○議長（野口 俊明君） これから、議案第 51 号 平成 27 年度大山町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について、質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 51 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 51 号は原案のとおり可決されました。

議案第 52 号

○議長（野口 俊明君） これから、議案第 52 号 平成 27 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について、質疑を行います。質疑はありますか。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） 議長、4 番。

○議長（野口 俊明君） 4 番 圓岡 伸夫君。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） 9 ページです。委託料の人間ドック健診委託料 150 万円減額になっていきますけれども、実際見込みとしてどうだったのか、人数的に。お聞きしたいと思います。

○健康対策課長（後藤 英紀君） 議長、健康対策課長。

○議長（野口 俊明君） 後藤健康対策課長。

○健康対策課長（後藤 英紀君） 当初見込みは、320 人これは平成 26 年度受診できなかった方ということで計上しておりました。実際現在まで 280 名の方が受診されておりますので、その差額分、40 名分を減額しております。以上です。

○議員（10 番 近藤 大介君） 議長、10 番。

○議長（野口 俊明君） 10 番 近藤 大介君。

○議員（10 番 近藤 大介君） 何点かお尋ねしたいと思います。

国保の特別会計につきましては、当初予算で大変議論になりました。特に、問題になったのがですね、一般会計から 5,000 万円の繰り入れになるということに対して賛否が分かれました。結果、予算は通ったわけですけれども、15 人中 8 人が賛成、7 人が反対と本当に 1 票差でぎりぎり通った当初予算です。そもそも問題になりましたのが、合併当初は 3 億 6,000 万もあった基金がもう底を突くような事態になったと。なおかつそれで 27 年度は一般会計からの繰り入れをしなくてはならないのではないかとというような予算に対してこのままの経営でいいのかということの議会での議論であったわけです。幸い 26 年度、出納閉鎖しましたところ、予想していたほどには、医療費の支出がなく、基金の取り崩しも最小限で終わり、一般会計からの繰り入れは今のところしなくてもいいという状況であったわけですけれども、今回、それでもまあ 3,000 万円、基金を取り崩して、財源を補てんすると。これでほぼ国保の基金はゼロになるわけでございます。

そこで何点かお尋ねするわけですけれども、この補正予算をみますと、27 年度の単年度の収支の見込みは 1 億 6,000 万円の赤字でございます。まあ予想しにくい年度末の医療費を少し多めに見積もってあるというのは承知しておりますので、実際に出納締めれば、ここまで赤字が大きくなるかもしれないかもしれませんが、それでもやはり 1 億円前後の単年度の赤字が発生することが見込まれるわけですけれども、去年ちょうど 1 年前、非常にこの議会でも活発な議論がされてですね、ほぼ半数は安易な一般会計からの繰り入れは許さないということだったわけです。そういった状況、住民の皆さんには必ずしもしっかりと伝わっていないのではないかと思います。国保の非常にひっ迫した財政状況を十分に理解していただけないと私は思うわけですけれども、この 1 年間、こういった国保の財政事情、住民の皆さんに対してですね、町としてどの程度説明し、理解してもらう努力をされたのか、これについてお尋ねするのがまず 1 点目でございます。

次にですね、先ほど申しましたように、基金も取り崩してもう国保の会計には余裕が一切ありません。予想以上の医療費の支出があったり、あるいは思っていたほど、国なりからの財政支援がなかった場合ですね、とたんにお金のやり繰りに困るわけですけれども、そうなった場合、やはり税率をあげるかどうか、この議論は避けて通れないわけですが、先だって国保の運営協議会が開かれております。税率の引き上げということに対してですね、どのような議論がありですね、税率引き上げするかしないか、どの程度検討されたのか、その状況をお尋ねします。

もう 1 点、そういう財政に余裕がない状態でこの国保の特別会計について、向こう 3 年あるいは 5 年、この会計の収支見込みについてどのように町として判断しているか。このまま税率を引き上げずに、会計を維持できるのか、税率を引き上げず、赤字になる場合ですね、やはり一般会計からの繰り入れをするのかしないのか、そのあたりの会計

の見通しについても合わせて答弁をお願いします。

○議長（野口 俊明君） 答弁にあたり執行部のほうにお願いしておきます。議案の質疑的な事項、そして質問的な事項をよくただいまの話のなかで吟味して答弁してください。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） では3点話がありましたが2点私のほうから答えさせてもらって協議会の関係については担当のほうから答えさせていただきます。

まず努力したかということでありますが、まず3月の議会におきまして昨年ということになりますが、いろいろと活発なご議論いただいて法定外の繰り出しということについて方向性をご理解いただいたというぐあいに承知をいたしています。今回そうしたなかで、法定外の繰り出しということの金額の多い少ないは別として、出させていただいているというところでもあります。努力ということについては特に住民の皆さんのほうにこういった厳しい状況、伝えるべく、保健課という名称から健康づくりをしっかりと進めていかなければならないという思いのなかで、健康対策課という名称に変えさせていただき、「まったなし健康づくり」、食あるいは健診、運動、そうしたことについての大山町民の皆さんで健康に対する関心を高めてもらって、みんなで運動していく、動きをすすめる、その取り組みをこの1年間進めてまいりました。ただ進めていくなかで、的確な成果というのはもう少し時間がかかってくるのでないかなというぐあいに思いますけれども、たくさんの方々が健康に対する意識を高めていただいてそれぞれの行動に一つずつ取り組みをしていただいているというぐあいに思っておりますし、議会の皆さんにおかれましてもそうした健康にたいする意識は今まで以上に高いものを持っていたいただいているぐあいに思っているところでもあります。

今後ということでありますけれども、非常に厳しい状況であります。これは国の、国保会計における国の全国的な流れであるというぐあいに承知しておりますし、近隣町村においても法定外への繰り出し、これも前年よりもたぶん今年もさらに増えている市町村の状況ではないかなと思っているところでもあります。国保税を上げているか、あるいは法定外をしていくか、それについては今後の大きな検討の課題であると思っております。議会の皆さんといろいろとご相談をさせていただきながら、その都度、現状をお伝えし、御判断をいただくということになろうと思っております。町としても国保税を上げていくか、あるいは法定外をしていくか、そうしたなかでの判断をして、提案をさせていただくということになろうかなというぐあいに思っているところでもあります。

○住民生活課長（森田 典子君） 議長、住民生活課長。

○議長（野口 俊明君） 森田住民生活課長。

○住民生活課長（森田 典子君） 近藤議員の御質問にお答えいたします。まず、住民の方に逼迫した国保の財政状況はどう知らせたかということでございます。広報に国保の制

度上、国保税の上限額であったり、軽減措置の内容であったりの法改正もございます、そういったようなことのお知らせとともに、年度のはじめのほうの6月ぐらいですか、広報誌になりますけれど、そういったことと合わせて国保の状況というのを広報で紙面を割いて2ページを使ってお知らせをしているということでございます。

それからまったなし健康づくりということで、健康対策課の方が27年度取り組み強化ということで事業をしておりますが、そういった場面場面で、国保の医療費の増、財政のやり繰りのひっ迫しておる状況、そういったことをその都度住民の方に説明をしながら、健康対策の取り組みをやっていくということと合わせてお知らせをしているのが今年度でございます。

それから、国保の運営協議会でこういったやりとりがあったかということでございます。今回上程しております補正予算、それから28年度の当初予算につきまして、委員さんに同じ内容、もちろん同じ内容をご説明申し上げまして、ご意見のほうをいただきました。概ね承認していただいているということでございますが、税につきましては、委員さんのなかではやはり高い、県下で高い税の負担という状況を考えますと、なるべく税の、税率のアップということは厳しい状況のなか、何とか押さえてもらうわけにはいかないかといったようなご意見をいただいたりしております。まあご意見はいただきましたけれど、その財政状況、実際の財政状況をみまして、またいろいろご検討なりご相談をさせていただきたいといったようなこととお話申し上げております。

それから、今後向こう3年から5年の収支の見込みということでございますが、国保の制度、全国的に非常に厳しい状況が年々深まっていっておる状況がございまして、国のほうでも制度改正ということを開始させております。具体的には平成30年度に県のほうと市町村とが共同運営という形になりまして、医療費の支払いの仕方なんか少し変わってまいります。まだ細かい具体的なこと、鳥取県の中で詰めというのはまだこれからという状況にはありますけれど、制度の改正ということが大きな目先にございますので、それに向かいますと見通しというのは今の段階ではお話を申し上げる段階ではございません。また情報が届きましたらまたその状況のつど、ご説明を申し上げていきたいというふうに考えます。以上です。

○議員（10番 近藤 大介君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 近藤大介君

○議員（10番 近藤 大介君） 広域化の話もありましたけれども、以前に担当課なりから伺っている話では、結局、広域化になってもやはり市町村ごとで1人あたりの医療費は違うわけですし、また所得も違うと。そういった部分、個々の市町村の状況に合わせて最終的には、市町村ごとにあなたのまちはトータルでこれだけ広域になった、国保の負担金を支払ってくださいということでその負担金については、まあそれぞれの市町村でやはり両立なり税率なりを設定しなければならないというふうに聞いておりますの

で、結局のところ、今とそうたいして変わるわけではないというふうな認識でおるわけですが、その上で何点か再度質問したいと思っておりますが、まず冒頭、町長はこの国民健康保険特別会計についてですね、当初予算なりあるいは場合によっては一般会計から財源が足りない分は法定外で繰り入れするという事等について、方向性を理解してもらったというふうにおっしゃったわけですが、実際には、15人のうちです、7人は反対しているわけで、7人は、ほぼ半数は決して理解していないと言う状況だと思います。方向性を理解してもらったと言われる、というか方向性を理解、我々がするためにはですね、本当に今の国保の財政状況はどうか、今後の見通しがどうか、適正な負担水準、税率はどうか、もっと細かな説明、この1年間の間にされてしかるべきだったと思うんですが、そういった話はこの1年なかったというふうに私は認識しております。また、町長は国保の税率を上げるかどうか、あるいは法定外の繰り入れをするかどうか、その都度議会の皆さんに相談しながらというふうにおっしゃったわけですが、現実的には全然我々には相談がないままですね、予算の時だけポンと出てくるとこういった状況であって全然おっしゃることと実際にされておられることと違うと私は思うわけですが、そのあたりもう一度町長に確認をしたいと思えます。

それからですね、同じく町長の答弁のなかで、まあこの1年間健康づくり運動をするということを町民も皆さんにですね、説明しながら健康づくりの関心を高めてもらったというふうにおっしゃいました。確かに健康づくりの運動をすることは私も非常に大事な事だと思えますし、意識を高めていくことももちろん大事だと思えます。

しかし、国保の会計の事から考えるとですね、結局、負担、個々の負担、個人個人の負担というところについてきちんと説明しないといくら健康づくりしましょうと言っても、個々の意識が本当に高まっていくのか。例えば、義務教育までの医療費は無料です。そのことは私はいい事だと思えますけれども、実際に病院にかかっても窓口で払うお金がほとんど無いと。大人の、一般の大人でもいくら高い医療費を払っても支払う金額が3割にすぎないとそういう状況のなかでですね、この国保の財政の逼迫状況をどこまで住民の皆さんに理解してもらえるのでしょうか。このままだとほんとうに税率を引き上げないと国保の会計は持たないということを住民の皆さんにしっかり理解してもらってはじめて本当だ自分の健康は自分で守らなくちゃいけないなという意識が生まれるんじゃないかと思うわけですが、単純に健康づくりの運動を進めるだけでこの国保の会計の健全化が図れると本当に考えておられるのかどうか、この点についても伺いたいと思えます。

以上答弁をお願いします。

○議長（野口 俊明君） 町長にお願いしておきます。補正予算の質疑の範囲内で答弁してください。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 一般質問のような内容でありましたので、特に3月の、27年3月の議会で御議論いただいて、その議決を基にし、この1年間取り組みをしてまいりました。そうしたなかでこの1年間、しっかりとやらせてもらったというぐあいに考えておるところであります。補正予算につきましても、そういった現状を踏まえて今回出させていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議員（10番 近藤 大介君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 近藤大介君

○議員（10番 近藤 大介君） 一般質問みたいなかね、今の町長も非常に誠意に欠く答弁だったと思いますけども、今回基金を3,000万、取り崩して国保の会計はもうゆとりが全くなくなるわけです。その重大性についての認識というのが、やはり執行部にはないのではないかと、今後赤字が広がればまあええがな、今のところ一般会計のほうも基金がよけあるけん、住民の皆さんに税率あげるとまた不評をかうから、法廷外の繰り入れで、とりあえず穴埋めしておけばええがなと、そういう安易な会計運営をしておられるとしか私は思えないわけですよね。この国保会計が本当に余裕が全くない状況、この危機感、これを住民のみなさんと一緒に考えようと。議会と住民と一緒に善後策を考えようという姿勢が今の答弁からは全く感じられないわけですけれども、そういう状況で今後の国保会計の健全な運営ができるとほんとうに考えていらっしゃいますか。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 補正予算に合わせた質問をいただきたいなというぐあいに思っているところではありますが、何か安易な、やたらと安易なという発言をされるわけがありますけれど、全く議員がそのように感じておられるのかなというぐあいに思って非常に残念でなりません。国保会計については、3月の議会においても昨年ですけれども、本当に活発な議論をしていただきました。今の危機的な状況というのは、本町だけではなくて全国各市町村で抱えている課題であります。国においてもそういう状況でありますので、さまざまな手だてをうっていくという考え方で今進んでいる状況であります。最終的な判断というなかでは、この逼迫した国保会計、これは全国的にそうだと思いますけれども、そのなかで国保税を上げるのか、あるいはどうしてもない財源であるということであれば、法廷外を取り組んでいくということだと思っています。それはその1年1年の会計の厳しい中で判断をし、提案をし、検討をし、最終的には議会の皆様のご同意をいただいてその道筋が動いていくもんというぐあいに考えているところであり、今回そうした思いの経過のなかで今回1年たち、補正予算を出せていただいておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

- 議長（野口 俊明君） 他に質疑ありませんか。
- 議員（1番 加藤 紀之君） 議長、1番。
- 議長（野口 俊明君） 1番 加藤 紀之君。
- 議員（1番 加藤 紀之君） 今回補正予算で基金の繰入金を3,000万増額をされて一般会計の繰入金3,000万を落とされたその理由っていうのは、何故なんですか。
- 住民生活課長（森田 典子君） 議長、住民生活課長。
- 議長（野口 俊明君） 森田住民生活課長。
- 住民生活課長（森田 典子君） お答えいたします。基金の3,000万円ですけれども、平成26年度の決算の時に、予算計上をしておりましたが医療費の動向により基金の3,000万が使わずに残ったということで27年度、これまで3,000万をおいた形で予算にあげておりませんでしたけれども、今年の2月になりまして、医療費の動向が見え、27年度の決算の見込みがやっとたてることができたという状況がございます。その決算の見込みをたてた時点で残りました基金を3,000万円を基金のほうに予算計上をしましてその分の法定外繰り入れのほうの5,000万を2,000万に予算の補正をおこなったということがございますが、考え方としましては、これまでも法定外を繰り入れするにあたっては、まず基金のほうを、まず基金を使ってそれでも足りないところを法定外の繰り入れをとったような考え方を以前からご説明申し上げてきておりますので、そういった方針に基づきまして今回2月の段階で基金の3,000万円を補正としてあげたという経過でございます。なかなか当初予算を組みましてからそのあと医療費が払えている間は当初確保させていただいた予算枠で医療費を支払いしていくわけなんですけれど、年度末に向けて、その支払いのできる状況というのがどんな状況になっていくかというのは月々の医療費の請求によって様子が変わってまいります。そういったところを考えましてもぎりぎりの2月の頃まで医療費の動向を見ていかないと実際のところ決算の見込みをたてることができないと、年度途中で逆に増やしたり減らしたりすることが逆にそのあとまた予算の補正をまた増減をしていかないといけないといったような状況にもなりますので、年度末に近い2月の段階ではじめて決算見込みが出せるといったような国保の運営上の仕組みのなかで、こういった経理のほうをしておるところでございます。ご理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（野口 俊明君） いいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「はい、議長。反対討論」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） まず原案に反対者の発言を許します。10番 近藤 大介君。

○議員（10番 近藤 大介君） 本案に反対の立場から討論させていただきます。冒頭まず申し上げますけれども、民主主義で大切なのは、決定に至るまでのプロセスだと私は思っています。行政や執行部がよく考えて決めたことだからまあいいだろうとか、議会で賛成多数で決まったことだからいいだろうとか、そういういわゆるおまかせ民主主義ではもうすまない時代になってきていると思います。今日では町民にとって身近で重要な問題については、町民が直接その政策決定に関与する、すなわち政策決定の際の住民参画が特に重要になってきていると思います。

国保の特別会計につきましては、合併時に3億6,000万円の基金がありました。この基金はこの5年ほどで急速に少なくなり、この1,2年でいよいよ底が見えてきています。以前は大山町議会の議員のほとんどがせめて1億円ぐらいの基金は持っていないとだめだと言うことを言っておられたと思います。

それが、まあ6,000万ぐらいあればいいかというような感じでトーンが下がり、ついにはですね、去年の議論をみますともうしょうがないと、低所得者のためならいたしかたないと。もう基金が全部取り崩して一般会計から財源を繰り入れするのもやむを得ないと。ずるずるだんだん議会のトーンも弱くなっています。本当にこのままで国保の会計がもつのかどうか。我々は本当に考えなくてはならないと思いますし、また、負担、いわゆる国へ税の負担と医療給付のあり方、これがどの程度のバランスで取るのがいいのか、我々議員だけでなくですね、やはり住民の意見も広く聞きながら、国保の税率はもうこれ以上、今の水準が限界なのか。あるいはもう少しなら上げても大丈夫なのか、もっと住民全体の意見を聞きながら判断すべきだと思います。

最後にですね、先日新しい総合計画が議会で承認されましたが、これまで以上にその総合計画のなかでは、住民参画が大事だと記載されています。片方では、住民参画が大事だと町民に言いながら片っ方では重要な施策で住民参画を受け入れない、これは矛盾だと思います

住民の皆さんを巻き込んで議論をすると面倒なことでは住民参画を排除し、行政の手の手間がかかるところに関しては住民参画で住民の皆さんにあれしていただく、これをしていただく、これはご都合主義ではないでしょうか。私は、やはり住民参画をきっちり進めていくうえでは今の政策決定のあり方では不十分だと思います。これが反対する理由であります。以上です。

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

○議員（7番 大森 正治君） 議長、7番。

○議長（野口 俊明君） 7番 大森 正治君。

○議員（7番 大森 正治君） 私は賛成の立場で討論しますが、近藤議員は予てからこの基金、これはもう大事にせないけんということを言っておられます。そりゃ確かにそ

うでしょう。それがあるときにはいいわけですが、何のための基金がということを考えなくちゃいけないと思うんですね。まあ1億円ぐらいないといけんじゃないかと、大山町の財政規模では。というのは一つの一般論だと思うんですよ。今そういう状況ではないと、今の国保会計は。という現状をしっかりと見つめるならば、やはり基金はこういふときにこそあるのであって、今回こういふふうな形で活用したっていうのは私はいいじゃないかと思うんですけどね。なんでこういふふうなことを私言いますかって言いますと、近藤議員は引き上げていいのかわからないのか、あるいは基金は残しておいたほうがいいじゃないか、そういうことを住民にしっかりと問って論議してっていうことをおっしゃいますけども、確かにそれも一つの民主主義の方法としてあるかもしれません。それは方法論の考え方の違いかと思いますが。私自身が聞いております、この被保険者の実態、声、近藤議員も聞いていらっしゃった上での発言かもしれませんが、本当に大変です。特に低所得の方ほど、この国保税は高く大変だと。それが滞納の多さにも表れているわけですよ。数字として、まずそこを考えないとますます国保は、大変になっていく。ほんとうに医療難民が出てくるということにもなります。特に国保財政の根本的な問題点は、国の国保負担に私はあるということをおかねてから言っておりましたけど、かつては2分の1国庫負担、約2分の1ぐらいですね、あったものが、どんどん削られていって、今や4分の1しか国保負担がないと。ここに現況があるということをお考えないと何かこう狭い枠のなかで、足の引張り合いをしている、そんな気がしてなりません。国のほうも大変かもしれんけど、国にはしっかりと予算もあるし、お金の使い方でないかなと思います。福祉を重視を考えるならば、やはりもっと国庫負担を増やしてほしい、そういう、声を我々はあげていったほうがいいじゃないか、あげなければならぬんじゃないかな、という気がします。そういう意味で今回の執行部のほうからの提案っていうのは、まあ一般会計からの繰り入れをできるだけなくしてまずは基金からというのは正解じゃないかなというふうに私は思い、賛成をいたします。

○議長（野口 俊明君） 次に原案に反対者の発言を許します。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第52号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

ここで休憩いたします。再開は18時といたします。休憩いたします。

午後 5 時 50 分休憩

午後 6 時再開

議案第 53 号

○議長（野口 俊明君） 再開いたします。

これから、議案第 53 号 平成 27 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 5 号）について、質疑を行います。質疑はありますか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 53 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 53 号は原案のとおり可決されました。

議案第 54 号

○議長（野口 俊明君） これから、議案第 54 号 平成 27 年度大山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について、質疑を行います。質疑はありますか。

○議員（9 番 野口 昌作君） 議長、9 番。

○議長（野口 俊明君） 9 番 野口 昌作君。

○議員（9 番 野口 昌作君） 3 ページの保険料の関係ですけれども、現年度分が特別徴収が 1,200 万減額になってですね、普通徴収で 510 万円増額になっております。この差のざっと 700 万ほどってというのは、どういうことになっておるかということをお尋ねいたします。

○住民生活課長（森田 典子君） 議長、住民生活課長。

○議長（野口 俊明君） 森田住民生活課長。

○住民生活課長（森田 典子君） お答えいたします。この保険料の補正につきましては、実績によります数値であります。その差につきましては考えられることとしましては、特別徴収で減になっておるものというのが、お亡くなりになったりする場合がございます。そういった部分、それから普通徴収の保険料のほうが増になっておる部分、どちらも最初の当初の見込みって言うものが、どこまで正確だったのかということもございませぬけれども、異動の関係もございませぬので、そういったような理由によりましてこうい

った実績が出ておるもの考えてられます。以上です。

○議長（野口 俊明君） 他に質疑ありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 54 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 54 号は原案のとおり可決されました。

議案第 55 号

○議長（野口 俊明君） 議案第 55 号 平成 27 年度大山町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 55 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 55 号は原案のとおり可決されました。

議案第 56 号

○議長（野口 俊明君） 議案第 56 号 平成 27 年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について、質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（9 番 野口 昌作君） 議長、9 番。

○議長（野口 俊明君） 9 番 野口 昌作君。

○議員（9 番 野口 昌作君） 4 ページでございますけれど、4 ページの下のほうの農業集落排水施設整備費のなかで 622 万円の減額になっております。1,000 万の予算があつてですね、それが 622 万の減額になって 378 万という残額でございますけれども、これはどういうことですか、こういうような数字になったのか、お伺いいたします。

- 水道課長（野口 尚登君） 議長、水道課長。
- 議長（野口 俊明君） 野口水道課長。
- 水道課長（野口 尚登君） お答えいたします。当初5地区を予定しておりましたが、内示のほうは2ヶ所しかいただけませんで、3ヶ所分を減額するものでございます。
- 議長（野口 俊明君） 他に質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。
これから議案第56号を採決します。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
〔賛成者起立〕
- 議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

議案第57号

- 議長（野口 俊明君） 議案第57号 平成27年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、質疑を行います。質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。
これから議案第57号を採決します。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
〔賛成者起立〕
- 議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

議案第58号

- 議長（野口 俊明君） これから、議案第58号 平成27年度大山町風力発電事業特別会計補正予算（第2号）について、質疑を行います。質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 58 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 58 号は原案のとおり可決されました。

議案第 59 号

○議長（野口 俊明君） これから、議案第 59 号 平成 27 年度大山町宅地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）について、質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（9 番 野口 昌作君） 議長、9 番。

○議長（野口 俊明君） 9 番 野口 昌作君。

○議員（9 番 野口 昌作君） 3 ページの雑入のところで契約解除違約金がみてありますけれど、これどのようなわけかということがおきたかということと、4 ページのほうに公有財産購入費でナスパルタウンの分譲区画購入ということで、これもどのようなことからこのようなことになったかということをお尋ねいたします。

○建設課長（野坂 友晴君） 議長、建設課長。

○議長（野口 俊明君） 野坂建設課長。

○建設課長（野坂 友晴君） まず 3 ページのほうからお答えいたします。結局、ナスパルタウンは 7 年間、購入されてから 7 年間は買戻し特約というものを付けて販売しているところでございます。そのうちのお一人が、事情によりまして建てることができなくなったということで戻したいということがありました。違約金は土地代金の 10% いただくことと当初の契約でなっておりますので、歳入のほうは新たに違約金を計上させていただいたところでございます。

そして土地を買い戻すために 4 ページの公有財産購入費を計上させていただいたところでございます。以上です。

○議長（野口 俊明君） いいですか。先ほどの。

[「はい、分かりました」と呼ぶ者あり]

○議員（7 番 大森 正治君） 議長、7 番。

○議長（野口 俊明君） 7 番 大森 正治君。

○議員（7 番 大森 正治君） 関連してですね。3 ページのその補正額はマイナスになっておりますが、予定どおり売れなかったということだろうと思っておりますけども、この前

にもあったかなと思いますが、もう少し詳しく説明してください。どれだけ売れて、どれだけ残った、だからこれだけ減額になったとか。もう一度。

○建設課長（野坂 友晴君） 議長、建設課長。

○議長（野口 俊明君） 野坂建設課長。

○建設課長（野坂 友晴君） 3区画の売買を見込んでおりましたけれども、2区画の販売に終わったということでございます。以上です。

○議長（野口 俊明君） いいですか。他に質疑ありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第59号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

議案第60号

○議長（野口 俊明君） これから、議案第60号 平成27年度大山町索道事業特別会計補正予算（第1号）について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第60号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

議案第61号

○議長（野口 俊明君） これから、議案第61号 平成27年度大山町水道事業会計補正予算（第1号）について、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 61 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 61 号は原案のとおり可決
されました。

散会報告

○議長（野口 俊明君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次会は、3月8日に会議を開き、残りました議案について質疑を行います。定刻午前
9時30分までに本議場に集合してください。本日はこれで散会いたします。

午後 6 時 13 分散会